

# DIAM外国株式パッシブ・ファンド

追加型投信／海外／株式(インデックス型)

## DIAMアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。  
当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

委託会社への照会先

【コールセンター】 0120-506-860 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

【ホームページ】 <http://www.diam.co.jp/>

「D I A M外国株式パッシブ・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を2012年1月12日に関東財務局長に提出しており、2012年1月13日にその効力が発生しております。

「D I A M外国株式パッシブ・ファンド」の受益権の価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか、為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは、**元本が保証されているものではありません。**

この投資信託は、実質的に外国の株式を主要投資対象とします。この投資信託の基準価額は、組入る有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより、**投資元本を割り込むことがあります。**

また、組入れた株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、**投資元本を割り込むことがあります。**

発行者：D I A Mアセットマネジメント株式会社

代表者の役職氏名：代表取締役社長 中島 敬雄

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所：該当事項はありません。

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称：D I A M外国株式パッシブ・ファンド

募集内国投資信託受益証券の金額：5,000億円を上限とします。

目	次	頁
第一部	証券情報	1
第二部	ファンド情報	4
第 1	ファンドの状況	4
1	ファンドの性格	4
2	投資方針	9
3	投資リスク	18
4	手数料等及び税金	20
5	運用状況	23
第 2	管理及び運営	33
1	申込（販売）手続等	33
2	換金（解約）手続等	34
3	資産管理等の概要	35
4	受益者の権利等	38
第 3	ファンドの経理状況	40
1	財務諸表	43
2	ファンドの現況	99
第 4	内国投資信託受益証券事務の概要	100
第三部	委託会社等の情報	101
第 1	委託会社等の概況	101
1	委託会社等の概況	101
2	事業の内容及び営業の概況	103
3	委託会社等の経理状況	104
4	利害関係人との取引制限	147
5	その他	147
	約款	148
	用語説明	161

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

D I A M外国株式パッシブ・ファンド  
(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権(以下「受益権」といいます。)  
信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは  
閲覧に供される予定の信用格付もありません。  
ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「社振法」といいます。)の規定の適用  
を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関等(後述の「(11)  
振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規  
定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。)をいいます。以下同じ。)の振替口座簿に記載ま  
たは記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益  
権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるD I A Mアセットマネジメント株式会社(以下、「委  
託会社」または「D I A M」(ダイヤモンド)といいます。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該  
振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありま  
せん。

### (3)【発行(売出)価額の総額】

5,000億円を上限とします。

### (4)【発行(売出)価格】

お申込日の翌営業日の基準価額とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金の再投資を行う場合は、各計算期間終了日の基準価  
額とします。

「基準価額」とは、純資産総額(ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額)を計算日の受益権  
総口数で除した価額をいいます。(ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することが  
あります。)

<基準価額の照会方法等>

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860(受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

### (5)【申込手数料】

ありません。

#### (6)【申込単位】

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなります。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

当初元本は1口当たり1円です。

#### (7)【申込期間】

継続申込期間：平成24年1月13日から平成25年1月11日まで

ニューヨーク証券取引所またはロンドン証券取引所の休業日に該当する日(以下「海外休業日」といいます。)には、お申込みの受付を行いません。

継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### (8)【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行っております。

販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860(受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

#### (9)【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座(受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座)に払込まれます。

#### (10)【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社所定の方法により、販売会社に買付代金を支払うものとします。

払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860(受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

#### (11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

・株式会社証券保管振替機構

#### (12)【その他】

お申込みの際は、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金

を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みの受付は、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続が完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、海外休業日にはお申込みの受付は行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

#### 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

#### (参考)

##### 投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、MSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

当ファンドは契約型の追加型株式投資信託に属します。

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

当ファンドの信託金の限度額は、5,000億円とします。

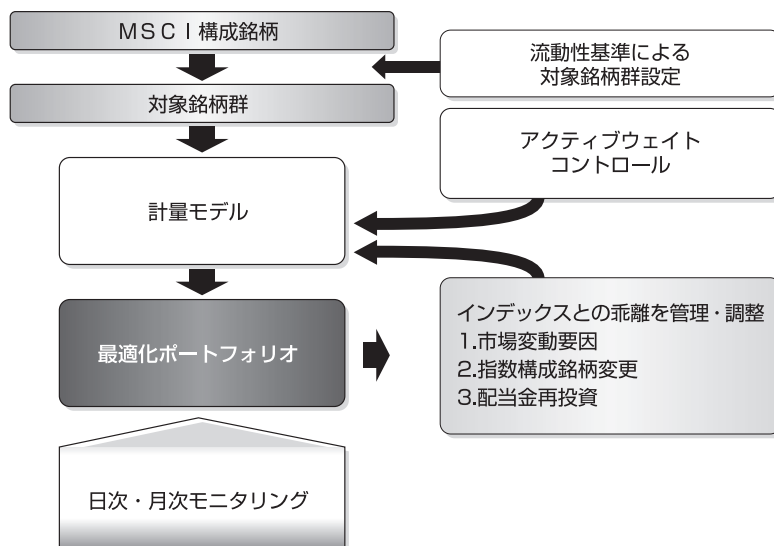
ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

#### ファンドの特色

- ① 主に外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンドに投資を行い、「MSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）<sup>(注)</sup>」の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

(注) MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

- ② 流動性を基準に投資対象銘柄群を設定し、インデックスとポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差（アクティブウェイト）を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用いて、インデックスとの乖離を抑えます。日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理して、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。



- ③ 原則として、マザーファンドの組入比率は高位を維持します。

- ④ 実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

## 分配方針

年1回の決算時(毎年10月12日(休業日の場合は翌営業日。))に、経費控除後の利子配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

- ・将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ・分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

## 商品分類表

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信  追加型投信	国内  海外  内外	株式  債券  不動産投信  その他資産 ( )  資産複合	インデックス型    特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 商品分類定義

### 単位型投信・追加型投信

「追加型投信」とは一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

### 投資対象地域

「海外」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

### 投資対象資産

「株式」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

### 補足分類

「インデックス型」とは目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回  年2回  年4回	グローバル (日本を除く)  日本			日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)  年12回 (毎月)	北米  欧州  アジア	ファミリーファンド	あり ( )	TOPIX
不動産投信  その他資産 (投資信託証券(株式))	日々  その他 ( )	オセアニア  中南米  アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他 (MSCIコクサイ・インデックス)
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)  エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分定義

投資対象資産

「その他資産(投資信託証券(株式))」とは目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として株式へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。

(注) 商品分類表の投資対象資産は株式に分類され、属性区分表の投資対象資産はその他資産(投資信託証券(株式))に分類されます。

決算頻度

「年1回」とは目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域

「グローバル(日本を除く)」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態

「ファミリーファンド」とは目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファ

ンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

#### 為替ヘッジ

「なし」とは目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

#### 対象インデックス

「その他」とは日経225またはTOPIXにあてはまらない全てのものをいいます。

上記の分類は、社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義については、以下の方法でご確認ください。

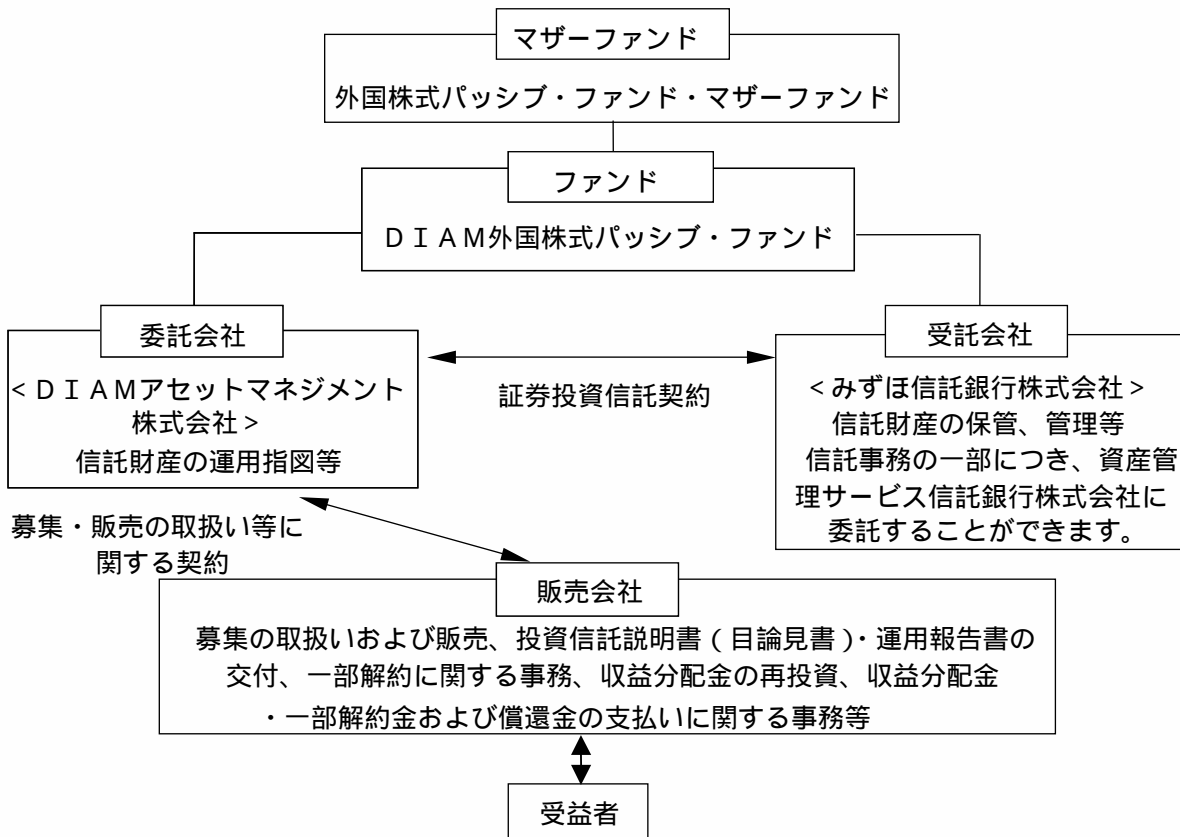
・投資信託協会への照会

ホームページ URL <http://www.toushin.or.jp/>

## (2)【ファンドの沿革】

平成 21 年 1 月 30 日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

## (3)【ファンドの仕組み】



### ・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドの設定時に証券投資信託契約を締結しております。当該契約の内容は、運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものであります。

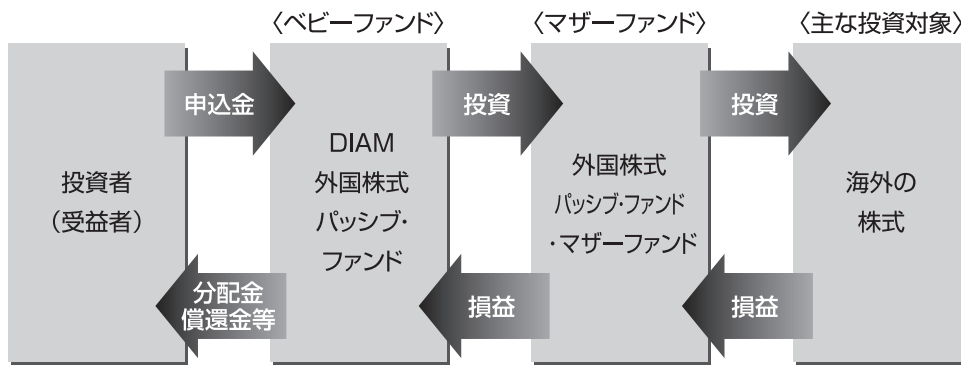
### ・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

ファミリーファンド方式とは

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行います。



#### 委託会社の概況

名称：D I A Mアセットマネジメント株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

#### 資本金の額

20億円（平成23年10月31日現在）

#### 委託会社の沿革

昭和60年7月1日 会社設立

平成10年3月31日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得

平成10年12月1日 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可

平成11年10月1日 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。

平成20年1月1日 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更

#### 大株主の状況

（平成23年10月31日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	50.0%
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	12,000株	50.0%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### <基本方針>

この投資信託は、MSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

#### <投資態度>

主として「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券に投資し、MSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

原則として、マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持します。

実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

ただし、ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、ならびに純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合等、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が出来ない場合があります。

### (2)【投資対象】

#### 1. 投資の対象とする資産の種類(約款第16条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。)

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

#### 2. 運用の指図範囲等(約款第17条第1項)

委託会社は、信託金を、主としてDIAMアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1) 株券または新株引受権証券

2) 国債証券

3) 地方債証券

4) 特別の法律により法人の発行する債券

5) 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)

6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7) 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、振替投資法人債を含みま

す。)

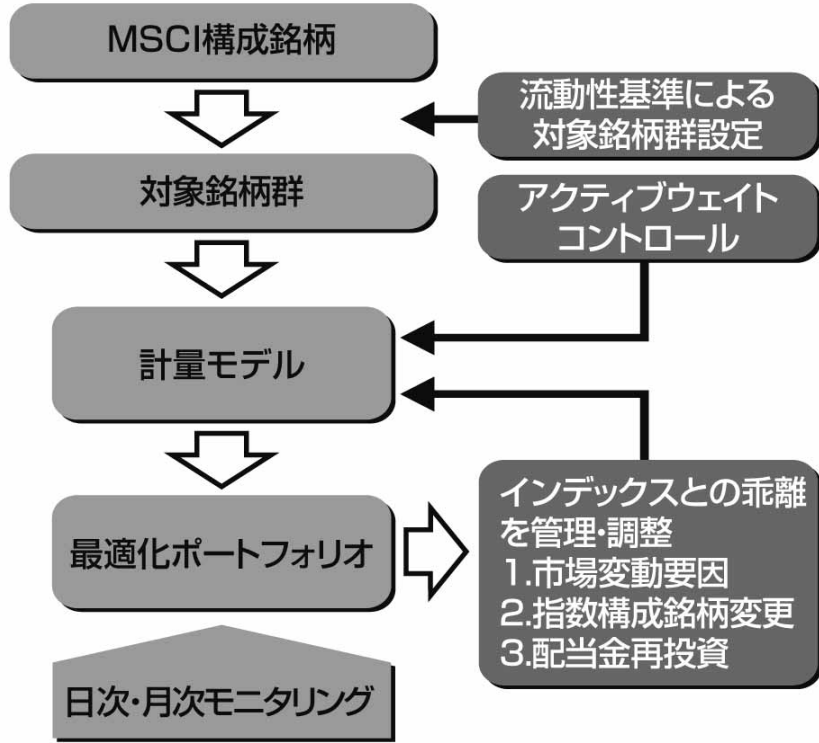
- 8) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
  - 9) 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
  - 10) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
  - 11) コマーシャル・ペーパー
  - 12) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
  - 13) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記各号の証券または証書の性質を有するもの
  - 14) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替投資信託受益権を含みます。)
  - 15) 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
  - 16) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
  - 17) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
  - 18) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
  - 19) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 20) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
  - 21) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
  - 22) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - 23) 外国の者に対する権利で上記22)の有価証券の性質を有するもの
- なお、1)の証券または証書、13)ならびに18)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から7)までの証券および13)ならびに18)の証券または証書のうち2)から7)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14)の証券および15)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

### 3. 運用の指図範囲等(約款第17条第2項)

委託会社は、信託金を、上記2.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図をすることができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で上記5)の権利の性質を有するもの

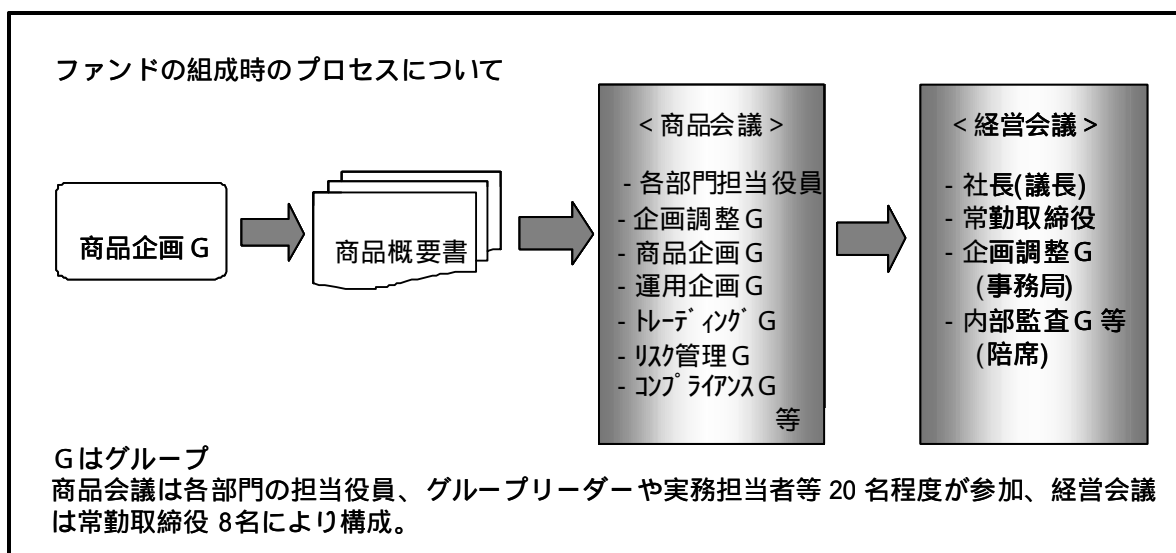
(参考) 当ファンドが投資するマザーファンドの概要

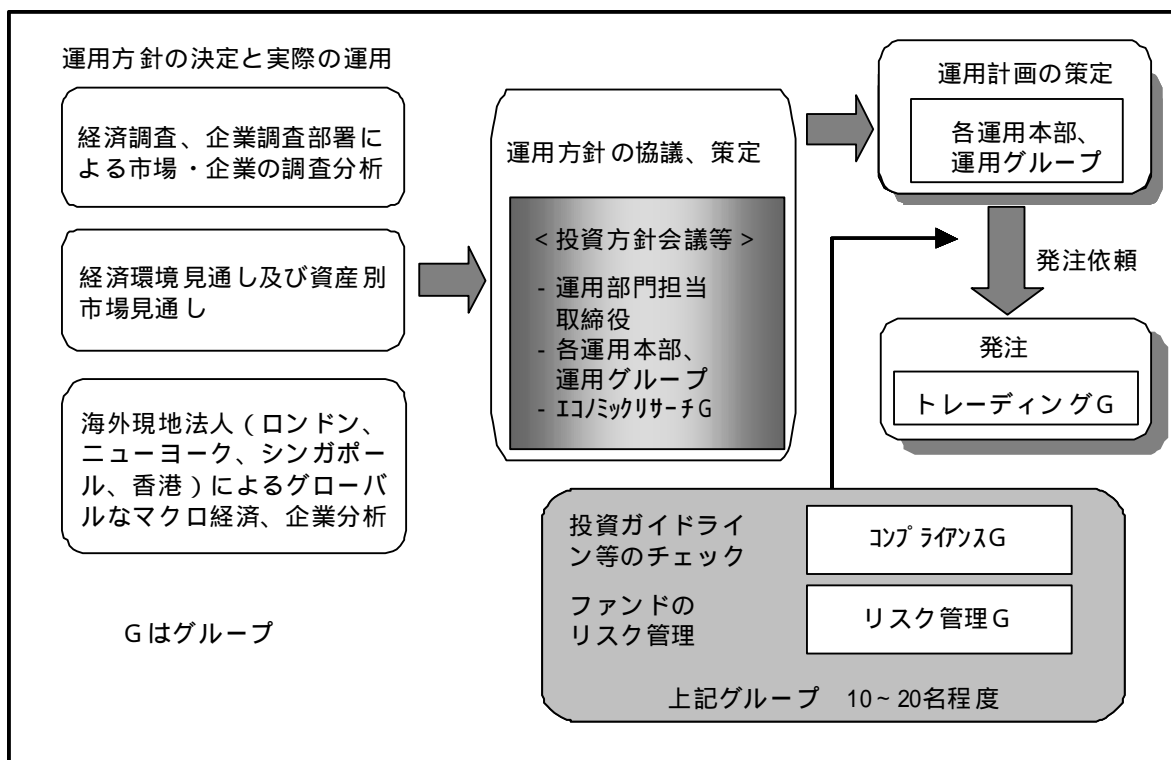
ファンド名	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主な投資対象	海外の株式を主要投資対象とします。
投資態度	<p>主に海外の株式に投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)に連動する投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>株式への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。</p> <p>組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。</p> <p>&lt;運用プロセス&gt;</p>  <pre> graph TD     A[MSCI構成銘柄] --&gt; B[対象銘柄群]     C[流動性基準による対象銘柄群設定] --&gt; B     B --&gt; D[計量モデル]     E[アクティブウェイトコントロール] --&gt; D     D --&gt; F[最適化ポートフォリオ]     F --&gt; G[インデックスとの乖離を管理・調整 1.市場変動要因 2.指数構成銘柄変更 3.配当金再投資]     G --&gt; H[日次・月次モニタリング]     </pre> <p>1) 流動性基準による設定 取引コスト、マーケットインパクトの低減を図る為、MSCIコクサイ・インデックス構成銘柄のうち、流動性が著しく低くかつ時価総額比率が小さい銘柄を除外して投資対象銘柄群を設定します。</p> <p>2) 最適化法によるポートフォリオの構築 インデックスとポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差(アクティブウェイト)を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用い、インデックスとの乖離を抑えます。</p> <p>3) インデックスとの乖離を管理 日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理して、必要な場合は速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。 インデックスとの乖離要因には以下のものがあります。 ・市場変動に伴うもの：推定トラッキングエラーの増加に伴い実施</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベンチマーク構成銘柄の変更に伴うもの：四半期に一度の銘柄入替、コーポレートアクションおよび指数構築手法の変更に伴い実施</li> <li>・配当金再投資に伴うもの：キャッシュ比率の上昇に伴い実施</li> </ul>
主な投資制限	<p>株式への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において、原則として信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、原則として信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資には、制限を設けません。</p>

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

### (3)【運用体制】





運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

#### < ファンドの組成時のプロセスについて >

運用目標、運用プロセス、投資対象などの商品内容は、商品企画グループが関連各部署と協議のうえ、「商品概要書」として策定し、企画調整グループが事務局となる「商品会議」にて協議・検討致します。「商品会議」で協議・修正等された商品内容は「経営会議」で経営陣による討議を経て最終決定致します。なお、「経営会議」は、社長が議長を務め、常勤取締役を構成メンバーとし、監査役が同席のうえ、開催される会議であり、取締役会が決定した会社の基本方針に基づき全般的業務執行方針・計画および重要な業務の実施について協議・決定するとともに経営上の重要事項を審議しています。

#### < 運用方針の決定と実際の運用 >

経済環境見通し、資産別市場見通し、基本投資方針およびファンドの運用方針は、運用部門担当取締役、各運用本部、運用グループの運用担当者、エコミックリサーチグループ等で構成される「投資方針会議」にて協議、策定致します。

「投資方針会議」において決定された運用方針をファンドの投資方針に照らし合わせて運用計画を策定します。なお、運用計画の策定は、運用担当者およびアナリスト等の調査活動等によって得られた情報も参考にされます。個別の有価証券等の発注は、運用部門から独立したトレーディンググループで執行されます。

なお、ファンドの運用等ガイドラインチェックについては、コンプライアンスグループにて行われます。ファンドのリスク管理や分析については、リスク管理グループにて行われます。

上記体制は平成 23 年 10 月 31 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4)【分配方針】

##### 収益分配方針

毎決算時（原則として10月12日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

##### 1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

##### 2) 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

##### 3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

##### 収益の分配方式

a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1) 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、監査費用および当該監査費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2) 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

b. 上記1)および2)におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

c. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

##### 収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「分配金自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## (5)【投資制限】

- 1) マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。(約款「運用の基本方針」(3)投資制限)
- 2) 株式への実質投資割合には制限を設けません。(約款「運用の基本方針」(3)投資制限)
- 3) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。(約款「運用の基本方針」(3)投資制限)
- 4) 投資する株式等の範囲(約款第20条)
  - a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
  - b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- 5) 信用取引の指図範囲(約款第21条)
  - a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
  - b. 上記a.の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
    1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
    2. 株式分割により取得する株券
    3. 有償増資により取得する株券
    4. 売出しにより取得する株券
    5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券
    6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(上記5.に定めるものを除きます。))の行使により取得可能な株券
- 6) 先物取引等の運用指図(約款第22条)
  - a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。))ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。))
  - b. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに為替変動リスクを回避するため、わが

国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

7) スワップ取引の運用指図（約款第 23 条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

8) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（約款第 24 条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

9) 有価証券の貸付の指図および範囲（約款第 25 条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
  - 1) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - 2) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 上記 a. 各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

10) 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第 26 条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

11) 外国為替予約取引の指図および範囲（約款第 27 条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記 a. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産に係る為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの信託財産に係る為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 上記 b. においてマザーファンドの信託財産に係る為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係る為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- d. 上記 b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

12) 資金の借入れ（約款第 33 条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の 10% 以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

13) 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律 第 9 条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に 100 分の 50 を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

14) デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令 第 130 条第 1 項第 8 号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

### 3【投資リスク】

#### < 基準価額の主な変動要因 >

当ファンドの基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか、為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因は下記に限定されるものではありません。

#### (1) 株価変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況、または市場の需給や流動性等の影響を受けます。当ファンドは、実質的に株式へ投資しますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。

#### (2) 為替リスク

為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。当ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。

#### (3) 信用リスク

実質的に投資する有価証券等の発行者が経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。またこうした状況に陥ると予想される場合等には、当ファンドの基準価額の下落要因となる可能性があります。

#### (4) 流動性リスク

株式市場における売買量の欠如等の理由により、当ファンドにとって最適な時期で株式の売買ができず機会損失を被るリスクがあり、このようなリスクを流動性リスクといいます。

#### < 分配金に関する留意点 >

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当す

る場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。

分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

#### <その他の留意点>

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動等が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて M S C I コクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果をめざして運用を行いますが、当該インデックス構成全銘柄を組入れない場合があること、資金流入から組入株式の売買執行までのタイミングにずれが生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること等により、基準価額と当該インデックスが乖離する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができます。

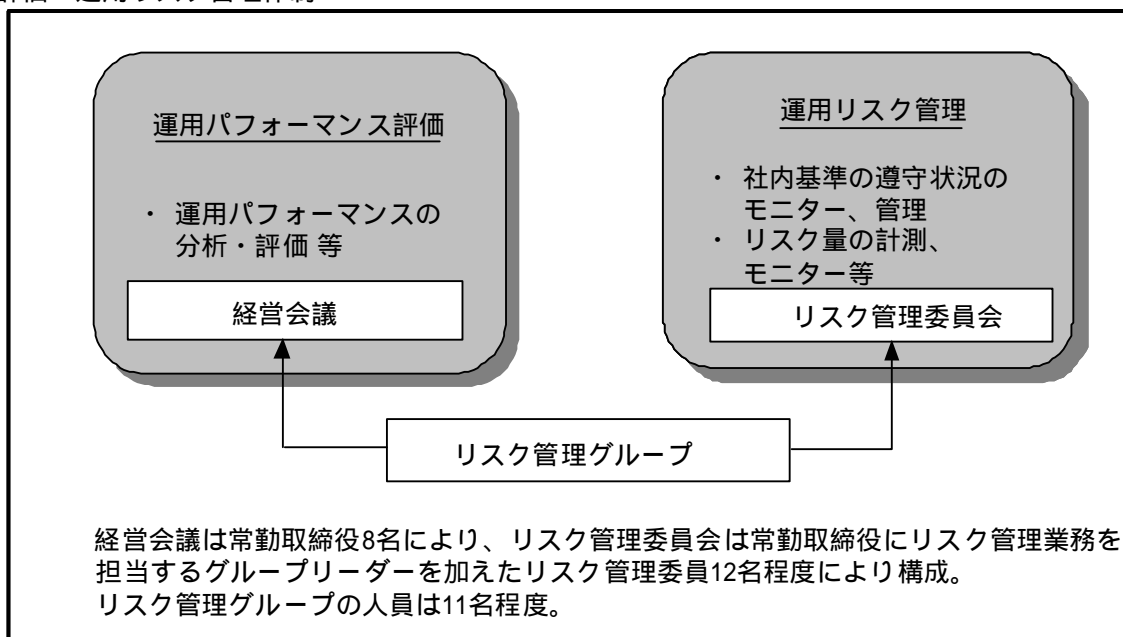
当ファンドは、受益権口数が 10 億口を下回った場合、受益者のため有利と認められる場合、対象インデックスが改廃の場合またはその他やむを得ない事情がある場合等、当初定められていた信託期間の途中でても信託を終了（繰上償還）する場合があります。

#### 注意事項

- イ．当ファンドは、実質的に株式等の値動きのある有価証券（外貨建資産へ投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。
- ロ．投資信託は、預金、金融債、保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ハ．投資信託は、金融機関の預金・金融債あるいは保険契約における保険金額と異なり、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ニ．投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があり、これによる損失は購入

者が負担することとなります。

< 運用評価・運用リスク管理体制 >



運用パフォーマンス評価は、運用部門から独立したリスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。

運用リスク管理は、リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次で「リスク管理委員会」に報告致します。

上記体制は平成 23 年 10 月 31 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

**4【手数料等及び税金】**

**(1)【申込手数料】**

ありません。

**(2)【換金（解約）手数料】**

ありません。

**(3)【信託報酬等】**

時期	項目	費用		
		総額	信託財産の純資産総額に対して 年率 0.63% ( 税抜 0.60% )	
毎日	信託報酬	配分	委託会社	年率 0.5775% ( 税抜 0.55% )
			販売会社	年率 0.021% ( 税抜 0.02% )
			受託会社	年率 0.0315% ( 税抜 0.03% )

信託報酬の総額は、日々の基準価額に反映され、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日（休業日の場合は

翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

#### (4)【その他の手数料等】

##### 1. 信託財産留保額

ありません。

##### 2. その他の費用

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

信託財産の財務諸表監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日計算し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、間接的に当ファンドで負担することになります。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

#### (5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

##### 個人の受益者に対する課税

###### 収益分配時

平成25年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、10%(所得税7%および地方税3%)の税率で、原則として源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。上記10%の税率は平成26年1月1日からは、20%(所得税15%および地方税5%)となる予定です。

なお、配当控除の適用はありません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

###### 一部解約時および償還時

平成25年12月31日までの間は、一部解約時および償還時の差益(譲渡益)については、譲渡所得として、10%(所得税7%および地方税3%)の税率で申告分離課税が適用されます。また特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、10%の税率により源泉徴収が行われ、原則として申告は不要です。上記10%の税率は平成26年1月1日からは、20%(所得税15%および地方税5%)となる予定です。

買取請求時の課税について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 損益通算について

一部解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、一定の条件のもとで確定申告等により上場株式等の配当所得との通算が可能です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 法人の受益者に対する課税

平成 25 年 12 月 31 日までの間は、収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税 7%)の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記 7%の税率は平成 26 年 1 月 1 日からは、15%(所得税 15%)となる予定です。

買取請求時の課税について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

### < 個別元本について >

受益者毎の信託時の受益権の価額等(お申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」の両コースを取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に特別分配金が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照。)

### < 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に特別分配金が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

## 5【運用状況】

### (1)【投資状況】

平成23年10月31日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	1,508,150,976	100.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		150,814	0.01
合 計（純資産総額）		1,508,000,162	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）マザーファンドの投資状況

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成23年10月31日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	米国	144,836,130,902	51.97
	英国	27,723,354,257	9.95
	カナダ	15,631,771,894	5.61
	スイス	12,528,817,318	4.50
	スウェーデン	3,900,054,421	1.40
	デンマーク	1,318,663,947	0.47
	ノルウェー	1,007,262,709	0.36
	アイルランド	1,709,032,826	0.61
	オランダ	3,422,234,055	1.23
	ベルギー	1,198,590,183	0.43
	ルクセンブルク	646,407,856	0.23
	フランス	11,705,763,386	4.20
	ドイツ	10,845,232,042	3.89
	ポルトガル	277,884,970	0.10
	スペイン	4,620,056,355	1.66
	イタリア	3,126,558,720	1.12
	フィンランド	1,266,670,179	0.45
	オーストリア	336,143,674	0.12
	キプロス	16,673,287	0.01
	ギリシャ	148,569,810	0.05
	香港	3,199,165,454	1.15
	シンガポール	2,186,359,657	0.78
	イスラエル	823,546,498	0.30
オーストラリア	10,843,402,926	3.89	
ニュージーランド	136,884,328	0.05	
パナマ	224,700,100	0.08	

平成23年10月31日現在

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
	バミューダ諸島	714,911,665	0.26
	オランダ領キュラソー	1,294,175,393	0.46
	ケイマン諸島	197,101,505	0.07
	ガーンジー・チャネル諸島	97,360,461	0.03
	ジャージー・チャネル諸島	784,932,309	0.28
	マン島	98,984,722	0.04
	リベリア	52,890,277	0.02
	モーリシャス	60,834,965	0.02
	小計	266,981,123,050	95.80
投資信託受益証券	シンガポール	72,539,657	0.03
	オーストラリア	795,159,504	0.29
	小計	867,699,161	0.31
投資証券	米国	3,049,082,272	1.09
	英国	350,157,849	0.13
	カナダ	98,907,899	0.04
	オランダ	49,766,790	0.02
	フランス	376,038,943	0.13
	香港	100,591,241	0.04
	小計	4,024,544,994	1.44
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		6,806,517,745	2.44
合 計 (純資産総額)		278,679,884,950	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2)【投資資産】

### 【投資有価証券の主要銘柄】

平成23年10月31日現在

順位	銘柄名	種類	国名	口数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	1,227,236,534	11,159.00	1,369,473,263	12,289.00	1,508,150,976	100.01

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 簿価単価及び評価単価は1万口当たりの基準価額です。

(注3) 投資有価証券は1銘柄のみです。

種類別業種別投資比率

平成23年10月31日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.01
合計	100.01

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) マザーファンドの投資資産

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

平成23年10月31日現在

順位	銘柄名	種類	国名	業種	株数又は 券面総額	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	EXXON MOBIL CORP	株式	米国	石油・ガス・消耗燃料	795,336	6,506.51	5,174,860,097	6,335.07	5,038,509,234	1.81
2	APPLE INC	株式	米国	コンピュータ・周辺機器	149,225	28,109.86	4,194,693,350	31,484.86	4,698,328,607	1.69
3	INTL BUSINESS MACHINES CORP	株式	米国	情報技術サービス	195,503	12,767.62	2,496,108,848	14,574.24	2,849,307,154	1.02
4	CHEVRON CORP	株式	米国	石油・ガス・消耗燃料	324,767	7,538.20	2,448,157,856	8,524.51	2,768,479,539	0.99
5	NESTLE SA-REGISTERED	株式	スイス	食品	559,044	4,635.24	2,591,305,417	4,618.93	2,582,186,501	0.93
6	MICROSOFT CORP	株式	米国	ソフトウェア	1,224,504	2,102.65	2,574,700,604	2,097.70	2,568,635,918	0.92
7	GENERAL ELECTRIC CO	株式	米国	コングロマリット	1,713,519	1,616.16	2,769,319,776	1,341.19	2,298,150,264	0.82

平成23年10月31日現在

順位	銘柄名	種類	国名	業種	株数又は 券面総額	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
8	PROCTER & GAMBLE CO	株式	米国	家庭用品	452,085	5,003.60	2,262,053,240	5,032.76	2,275,234,174	0.82
9	JOHNSON & JOHNSON	株式	米国	医薬品	442,005	4,748.65	2,098,926,276	5,100.40	2,254,402,302	0.81
10	AT&T INC	株式	米国	各種電気 通信サー ビス	958,374	2,218.32	2,125,981,304	2,312.29	2,216,033,825	0.80
11	HSBC HOLDINGS PLC	株式	英国	商業銀行	2,880,823	857.28	2,469,664,291	708.21	2,040,221,433	0.73
12	PFIZER INC	株式	米国	医薬品	1,274,258	1,473.61	1,877,759,593	1,541.01	1,963,637,949	0.70
13	GOOGLE INC	株式	米国	インター ネットソ フトウェ ア・サー ビス	40,757	47,700.56	1,944,131,587	46,660.89	1,901,757,690	0.68
14	JPMORGAN CHASE & CO	株式	米国	各種金融 サービス	642,846	3,498.88	2,249,242,376	2,852.65	1,833,813,035	0.66
15	VODAFONE GROUP PLC	株式	英国	無線通信 サービス	8,272,478	223.39	1,847,989,119	218.36	1,806,403,444	0.65
16	BP PLC	株式	英国	石油・ガ ス・消耗 燃料	3,045,899	588.41	1,792,226,701	585.31	1,782,789,538	0.64
17	COCA-COLA CO/THE	株式	米国	飲料	332,612	4,949.46	1,646,249,815	5,359.31	1,782,569,986	0.64
18	WELLS FARGO & CO	株式	米国	商業銀行	813,731	2,542.62	2,069,010,311	2,105.47	1,713,286,209	0.61
19	ORACLE CORP	株式	米国	ソフトウ ェア	652,553	2,541.94	1,658,747,590	2,619.40	1,709,295,697	0.61
20	NOVARTIS AG-REG SHS	株式	スイ ス	医薬品	375,512	4,790.52	1,798,899,016	4,519.99	1,697,309,546	0.61
21	INTEL CORP	株式	米国	半導体・ 半導体製 造装置	856,652	1,676.01	1,435,756,841	1,942.20	1,663,785,231	0.60
22	BHP BILLITON LTD	株式	オース トラリ ア	金属・鉱 業	517,345	3,819.96	1,976,237,585	3,204.69	1,657,931,745	0.59
23	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	株式	英国	石油・ガ ス・消耗 燃料	585,729	2,630.74	1,540,898,591	2,818.80	1,651,052,905	0.59

平成23年10月31日現在

順位	銘柄名	種類	国名	業種	株数又は 券面総額	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
24	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL-W/I	株式	米国	タバコ	286,923	4,716.63	1,353,309,880	5,607.33	1,608,871,946	0.58
25	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	株式	スイ ス	医薬品	113,003	12,664.29	1,431,102,693	13,051.75	1,474,886,340	0.53
26	GLAXOSMITHKLINE PLC	株式	英国	医薬品	830,360	1,494.89	1,241,296,619	1,733.88	1,439,740,611	0.52
27	TOTAL SA	株式	フラ ンス	石油・ガ ス・消耗 燃料	341,774	4,617.88	1,578,272,155	4,210.12	1,438,909,980	0.52
28	WAL-MART STORES INC	株式	米国	食品・生 活必需品 小売り	309,423	4,247.92	1,314,403,176	4,443.41	1,374,894,026	0.49
29	MERCK & CO. INC.	株式	米国	医薬品	497,391	2,548.22	1,267,460,349	2,729.80	1,357,779,195	0.49
30	VERIZON COMM INC	株式	米国	各種電気 通信サー ビス	458,566	2,791.93	1,280,286,373	2,925.73	1,341,641,450	0.48

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 種類別業種別投資比率

平成23年10月31日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式	石油・ガス・消耗燃料	10.70
	商業銀行	7.22
	医薬品	6.30
	金属・鉱業	4.11
	保険	4.01
	各種電気通信サービス	3.22
	食品	2.84
	化学	2.81
	ソフトウェア	2.52
	コンピュータ・周辺機器	2.49
	メディア	2.36
	食品・生活必需品小売り	2.31
	飲料	2.22
	各種金融サービス	2.20
	情報技術サービス	2.20
	コングロマリット	2.06
	電力	1.95
	資本市場	1.89
	機械	1.79
	航空宇宙・防衛	1.72
	半導体・半導体製造装置	1.64
	エネルギー設備・サービス	1.64
	ホテル・レストラン・レジャー	1.60
	タバコ	1.59
	家庭用品	1.45
	通信機器	1.44
	総合公益事業	1.39
	専門小売り	1.38
	ヘルスケア・プロバイダー / ヘルスケア・サービス	1.34
	ヘルスケア機器・用品	1.21
	インターネットソフトウェア・サービス	1.03
	無線通信サービス	1.02
	繊維・アパレル・贅沢品	1.01
	自動車	0.96
バイオテクノロジー	0.86	
陸運・鉄道	0.79	
電気設備	0.77	

平成23年10月31日現在

種類	業種	投資比率 (%)
	複合小売り	0.62
	不動産管理・開発	0.58
	航空貨物・物流サービス	0.55
	インターネット販売・カタログ販売	0.55
	建設・土木	0.46
	商業サービス・用品	0.45
	消費者金融	0.45
	自動車部品	0.38
	専門サービス	0.34
	電子装置・機器・部品	0.33
	ライフサイエンス・ツール/サービス	0.31
	建設資材	0.29
	パーソナル用品	0.24
	商社・流通業	0.22
	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.22
	紙製品・林産品	0.18
	運送インフラ	0.18
	建設関連製品	0.18
	ガス	0.16
	容器・包装	0.16
	家庭用耐久財	0.15
	販売	0.12
	海運業	0.10
	旅客航空輸送業	0.10
	水道	0.08
	レジャー用品	0.07
	事務用電子機器	0.07
	各種消費者サービス	0.07
	貯蓄・抵当・不動産金融	0.06
	ヘルスケア・テクノロジー	0.05
	不動産投資信託	0.05
株式 計		95.80
投資信託受益証券		0.31
投資証券		1.44
合計		97.56

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

直近日（平成23年10月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1期末（平成21年10月13日現在）	420	420	1.4011	1.4011
第2期末（平成22年10月12日現在）	785	785	1.3801	1.3801
第3期末（平成23年10月12日現在）	1,384	1,384	1.2569	1.2569
平成22年10月末	780		1.3744	
11月末	523		1.4054	
12月末	564		1.4497	
平成23年1月末	1,141		1.4845	
2月末	1,197		1.5249	
3月末	1,248		1.5669	
4月末	1,714		1.6047	
5月末	1,646		1.5415	
6月末	1,609		1.5064	
7月末	1,569		1.4426	
8月末	1,430		1.2984	
9月末	1,343		1.2185	
10月末	1,508		1.3837	

【分配の推移】

	1口当たりの分配額（円）
第1期	-
第2期	-
第3期	-

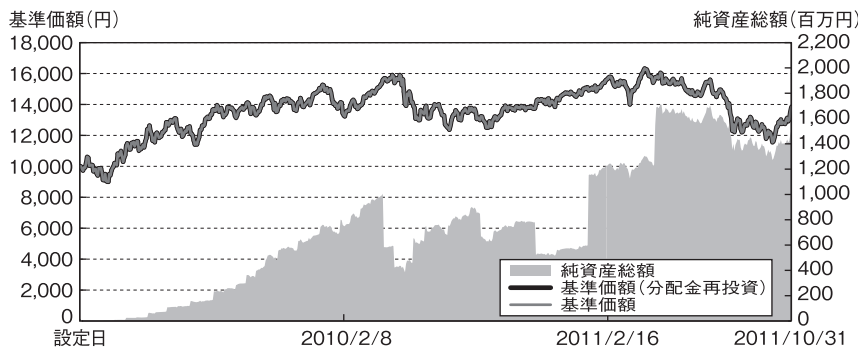
【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期	40.11
第2期	1.50
第3期	8.93

(注)収益率 = (当期分配付き基準価額 - 前期分配落ち基準価額) ÷ 前期分配落ち基準価額 × 100

**基準価額・純資産の推移**

《設定日(2009年1月30日)～2011年10月31日》



※基準価額(分配金再投資)は、設定当初の投資元本10,000円に設定来の税引前分配金を再投資したものと計算しておりますので、実際の基準価額とは異なります。(設定日：2009年1月30日)  
 ※基準価額は信託報酬控除後です。

**分配の推移(税引前)**

第1期(2009.10.13)	0円
第2期(2010.10.12)	0円
第3期(2011.10.12)	0円
設定来累計	0円

(注)分配金は1万口当たりです。

**主要な資産の状況**

■組入銘柄一覧 (注)投資比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド	100.01

■外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド (注)投資比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

ポートフォリオの状況

資産の種類	国名	投資比率(%)
株式	米国	51.97
	英国	9.95
	カナダ	5.61
	スイス	4.50
	フランス	4.20
	その他	19.58
	小計	95.80
投資信託受益証券	オーストラリア	0.29
	シンガポール	0.03
投資証券	小計	0.31
	米国	1.09
	フランス	0.13
	英国	0.13
	香港	0.04
	カナダ	0.04
その他	0.02	
小計	1.44	
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.44
合計(純資産総額)		100.00

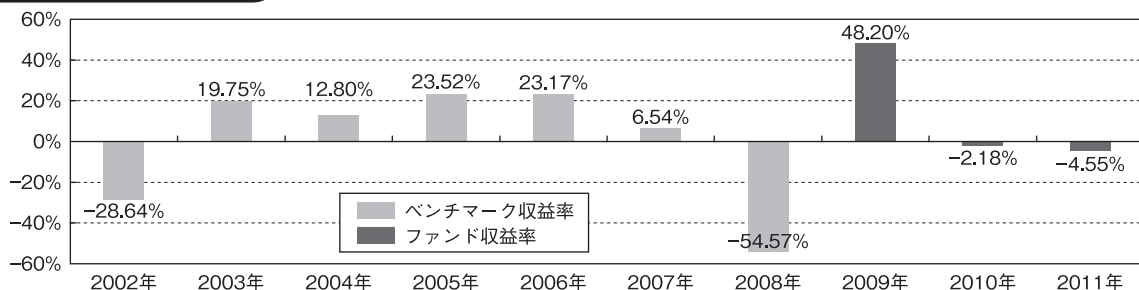
組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国名	業種	投資比率(%)
1	EXXON MOBIL CORP	株式	米国	石油・ガス・消耗燃料	1.81
2	APPLE INC	株式	米国	コンピュータ・周辺機器	1.69
3	INTL BUSINESS MACHINES CORP	株式	米国	情報技術サービス	1.02
4	CHEVRON CORP	株式	米国	石油・ガス・消耗燃料	0.99
5	NESTLE SA-REGISTERED	株式	スイス	食品	0.93
6	MICROSOFT CORP	株式	米国	ソフトウェア	0.92
7	GENERAL ELECTRIC CO	株式	米国	コングロマリット	0.82
8	PROCTER & GAMBLE CO	株式	米国	家庭用品	0.82
9	JOHNSON & JOHNSON	株式	米国	医薬品	0.81
10	AT&T INC	株式	米国	各種電気通信サービス	0.80

組入上位5業種(株式)

順位	業種	投資比率(%)
1	石油・ガス・消耗燃料	10.70
2	商業銀行	7.22
3	医薬品	6.30
4	金属・鉱業	4.11
5	保険	4.01

**年間収益率の推移**



※当ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものと算出してあります。  
 ※当ファンドの収益率は、暦年ベースで表示しています。但し、2009年は設定日から年末までの収益率、および2011年については年初から基準日までの収益率を表示しています。  
 ※2008年以前は、ベンチマークの収益率を表示しています。当ファンドのベンチマークは「MSC I コクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)」です。

- 掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当該ベンチマークの情報はあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
- 委託会社ホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

#### (4)【設定及び解約の実績】

下記計算期間の設定及び解約口数は次の通りです。

	設定口数	解約口数
第1期	318,344,117	18,552,944
第2期	853,875,247	584,626,892
第3期	854,825,606	322,473,439

(注1) 本邦外における設定及び解約はございません。

(注2) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

- ・お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。

当ファンドのお申込みの受付は、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、海外休業日には、お申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

・お申込価額

お申込日の翌営業日の基準価額 とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金の再投資を行う場合は、各計算期間終了日の基準価額となります。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上 1 万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

< 基準価額の照会方法等 >

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前 9 時から午後 5 時まで）

・お申込単位

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。

お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなります。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は 1 口単位となります。

当初元本は 1 口当たり 1 円です。

・お申込手数料

ありません。

・払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払い込まれます。

## 2【換金（解約）手続等】

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、解約の請求をすることができます。受益者が解約の請求をするときは、販売会社に対し、受益権をもって行うものとします。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後 3 時までに解約の請求が行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続が完了したものを当日のお申込みとします。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

海外休業日には、解約の受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとします。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

#### ・解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

#### ・解約単位

各販売会社が定める単位とします。

解約単位は販売会社にお問い合わせください。

#### ・解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して6営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日、委託会社にて計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

## (2)【保管】

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、委託会社は受益証券を発行しません。

## (3)【信託期間】

信託期間は、平成 21 年 1 月 30 日から原則として無期限です。

ただし、下記「(5)その他 イ.償還規定」の場合には、信託を終了する場合があります。

## (4)【計算期間】

a. 計算期間は、原則として毎年10月13日から翌年10月12日までとします。

b. 上記a.の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

## (5)【その他】

### イ.償還規定

- a. 委託会社は、受益権総口数が10億口を下回ることとなった場合、対象インデックスが改廃された場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記 a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記 b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記 b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の 3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記 b.から d.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 b.から d.までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- f. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- g. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託

会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「ロ．信託約款の変更等 b.」の書面決議が否決された場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

- h. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ．信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- i. 信託契約の解約を行う場合には、書面決議において当該解約に反対した受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、上記 b. に規定する書面に付記します。

#### ロ．信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は a. から g. に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記 a. の事項（上記 a. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c. 上記 b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記 b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記 b. から e. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h. 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、上記 a. から g. の規定にしたがい信

託約款を変更します。

- i. 重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、上記 b. に規定する書面に付記します。
- j. 上記 b. に該当しない場合の約款変更については、「運用報告書」にてお知らせいたします。

#### 八．関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

#### 二．公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### ホ．運用報告書

委託会社は、原則として毎年10月12日（休業日の場合は翌営業日。）および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。なお、運用報告書は委託会社のホームページにおいても開示します。（URL <http://www.diam.co.jp/>）

### 4【受益者の権利等】

#### (1) 収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者は、分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日（休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了後の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### (2) 償還金受領権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された

受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

### (3)一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

### (4)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間(平成21年10月14日から平成22年10月12日まで)及び第3期計算期間(平成22年10月13日から平成23年10月12日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

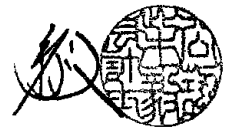
平成22年11月25日

D I A Mアセットマネジメント株式会社

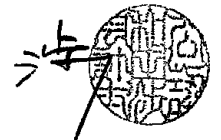
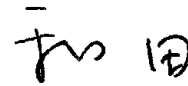
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士  
業務執行社員



指定社員 公認会計士  
業務執行社員



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD I A M外国株式パッシブ・ファンドの平成21年10月14日から平成22年10月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A M外国株式パッシブ・ファンドの平成22年10月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

D I A Mアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 独立監査人の監査報告書

平成23年11月24日

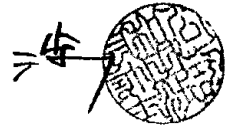
D I A Mアセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士  
業務執行社員



指定社員 公認会計士  
業務執行社員



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD I A M外国株式パッシブ・ファンドの平成22年10月13日から平成23年10月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A M外国株式パッシブ・ファンドの平成23年10月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

D I A Mアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 【財務諸表】  
 【D I AM外国株式パッシブ・ファンド】  
 (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 平成22年10月12日現在	第3期 平成23年10月12日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,219,421	5,998,279
親投資信託受益証券	785,318,687	1,384,008,992
未収入金	—	1,232,000
流動資産合計	787,538,108	1,391,239,271
資産合計	787,538,108	1,391,239,271
負債の部		
流動負債		
未払解約金	—	2,069,377
未払受託者報酬	108,038	240,158
未払委託者報酬	2,053,613	4,563,706
その他未払費用	26,943	56,949
流動負債合計	2,188,594	6,930,190
負債合計	2,188,594	6,930,190
純資産の部		
元本等		
元本	569,039,528	1,101,391,695
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	216,309,986	282,917,386
(分配準備積立金)	20,074,544	34,420,684
元本等合計	785,349,514	1,384,309,081
純資産合計	785,349,514	1,384,309,081
負債純資産合計	787,538,108	1,391,239,271

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第2期		第3期	
	自	平成21年10月14日 至 平成22年10月12日	自	平成22年10月13日 至 平成23年10月12日
営業収益				
受取利息		4,721		3,628
有価証券売買等損益		50,076,586		△237,162,695
営業収益合計		50,081,307		△237,159,067
営業費用				
受託者報酬		218,466		378,520
委託者報酬		4,152,526		7,193,351
その他費用		54,467		89,725
営業費用合計		4,425,459		7,661,596
営業利益又は営業損失(△)		45,655,848		△244,820,663
経常利益又は経常損失(△)		45,655,848		△244,820,663
当期純利益又は当期純損失(△)		45,655,848		△244,820,663
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		46,252,715		△106,784
期首剰余金又は期首欠損金(△)		120,236,986		216,309,986
剰余金増加額又は欠損金減少額		333,670,507		442,841,032
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		333,670,507		442,841,032
剰余金減少額又は欠損金増加額		237,000,640		131,519,753
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		237,000,640		131,519,753
分配金		*1 —		*1 —
期末剰余金又は期末欠損金(△)		216,309,986		282,917,386

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第 2 期 自平成21年10月14日 至平成22年10月12日	第 3 期 自平成22年10月13日 至平成23年10月12日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として 時価で評価しております。時価評 価にあたっては、親投資信託受益 証券の基準価額に基づいて評価し ております。	親投資信託受益証券 同左
2.その他財務諸表作成のための基 本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は前計算期 間末日が休業日のため、平成21年 10月14日から平成22年10月12日ま でとなっております。	

(追加情報)

第 2 期 自平成21年10月14日 至平成22年10月12日	第 3 期 自平成22年10月13日 至平成23年10月12日
当計算期間より、「金融商品に關する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に關する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。	

(貸借対照表に關する注記)

区分	第 2 期 平成22年10月12日現在	第 3 期 平成23年10月12日現在
*1 期首元本額	299,791,173円	569,039,528円
期中追加設定元本額	853,875,247円	854,825,606円
期中解約元本額	584,626,892円	322,473,439円
*2 計算期間末日における受益権 の総数	569,039,528口	1,101,391,695口

( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

区分	第 2 期 自平成21年10月14日 至平成22年10月12日	第 3 期 自平成22年10月13日 至平成23年10月12日
*1 分配金の計算過程	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益 ( 11,260,667円 )、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益 ( 0円 )、信託約款に規定される収益調整金 ( 196,235,442円 ) 及び分配準備積立金 ( 8,813,877円 ) より分配対象収益は216,309,986円 ( 1万口当たり3,801.32円 ) であります。なお、分配を行っておりません。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益 ( 23,390,499円 )、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益 ( 0円 )、信託約款に規定される収益調整金 ( 248,496,702円 ) 及び分配準備積立金 ( 11,030,185円 ) より分配対象収益は282,917,386円 ( 1万口当たり2,568.73円 ) であります。なお、分配を行っておりません。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>

( 金融商品に関する注記 )

金融商品の状況に関する事項

区分	第 2 期 自平成21年10月14日 至平成22年10月12日	第 3 期 自平成22年10月13日 至平成23年10月12日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品に係る、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リス</p>	同左

区分	第 2 期 自平成21年10月14日 至平成22年10月12日	第 3 期 自平成22年10月13日 至平成23年10月12日
	ク、信用リスク、及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用リスク管理を所管するグループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行っております。また運用リスク管理の結果については月次でリスク管理に関する委員会に報告しております。	同左

#### 金融商品の時価等に関する事項

区分	第 2 期 平成22年10月12日現在	第 3 期 平成23年10月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)親投資信託受益証券 同左  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

( 有価証券に関する注記 )

売買目的有価証券

	第 2 期 平成22年10月12日現在	第 3 期 平成23年10月12日現在
種 類	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	3,623,422	236,428,019
合 計	3,623,422	236,428,019

( デリバティブ取引等に関する注記 )

該当事項はありません。

( 関連当事者との取引に関する注記 )

該当事項はありません。

( 1口当たり情報に関する注記 )

	第 2 期 平成22年10月12日現在	第 3 期 平成23年10月12日現在
1口当たり純資産額	1.3801円	1.2569円
( 1万口当たり純資産額 )	(13,801円)	(12,569円)

#### (4) 【附属明細表】

##### 第1 有価証券明細表

株 式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

平成23年10月12日現在

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	外国株式パッシブ・ファンド・マザー ファンド	1,240,262,562	1,384,008,992	
合 計		1,240,262,562	1,384,008,992	

##### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」の状況

貸借対照表

科目	注記 番号	平成22年10月12日現在	平成23年10月12日現在
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		830,675,704	2,311,180,409
コール・ローン		38,529,515	745,555,175
株式		272,245,117,229	253,911,800,158
投資信託受益証券		894,475,360	780,713,688
投資証券		3,437,331,451	3,702,429,420
派生商品評価勘定		60,560,781	154,237,811
未収入金		34,614,960	21,698,148
未収配当金		331,465,177	315,074,046
差入委託証拠金		1,768,627,495	1,146,633,535
流動資産合計		279,641,397,672	263,089,322,390
資産合計		279,641,397,672	263,089,322,390
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		991,800	2,497,174
未払解約金		79,130,000	40,468,000
流動負債合計		80,121,800	42,965,174
負債合計		80,121,800	42,965,174
純資産の部			
元本等			
元本		229,670,795,272	235,731,204,305
剰余金			
剰余金又は欠損金 ( )		49,890,480,600	27,315,152,911

科目	注記 番号	平成22年10月12日現在	平成23年10月12日現在
		金額 (円)	金額 (円)
元本等合計		279,561,275,872	263,046,357,216
純資産合計		279,561,275,872	263,046,357,216
負債純資産合計		279,641,397,672	263,089,322,390

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自平成21年10月14日 至平成22年10月12日	自平成22年10月13日 至平成23年10月12日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式、新株予約権証券、投資信託 受益証券及び投資証券 移動平均法に基づき、原則として 時価で評価しております。時価評 価にあたっては、金融商品取引所 等における最終相場（最終相場 のないものについては、それに準 ずる価額）、又は金融商品取引業者 等から提示される気配相場に基づ いて評価しております。	株式、新株予約権証券、投資信託 受益証券及び投資証券 同左
2.デリバティブ等の評価基準及び 評価方法	(1)先物取引 個別法に基づき、原則として時価 で評価しております。時価評価に あたっては、原則として、計算日 に知りうる直近の日の主たる金融 商品取引所等の発表する清算値段 又は最終相場によっております。 (2)為替予約取引 原則として、わが国における計算 期間末日の対顧客先物売買相場の 仲値によって計算しております。	(1)先物取引 同左 (2)為替予約取引 同左
3.その他財務諸表作成のための基 本となる重要な事項	(1)外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、決算日の 対顧客電信売買相場の仲値により 円貨に換算するほか、「投資信託 財産の計算に関する規則」（平成	(1)外貨建取引等の処理基準 同左

区分	自平成21年10月14日 至平成22年10月12日	自平成22年10月13日 至平成23年10月12日
	12年総理府令第133号 第60条及び同第61条にしたがって換算しております。	
	(2)計算期間の取扱い 当該親投資信託の計算期間は本有価証券報告書における開示対象ファンドと異なり、平成22年2月16日から平成23年2月15日までとなっております。	(2)計算期間の取扱い 当該親投資信託の計算期間は本有価証券報告書における開示対象ファンドと異なり、平成23年2月16日から平成24年2月15日までとなっております。

(追加情報)

自平成21年10月14日 至平成22年10月12日	自平成22年10月13日 至平成23年10月12日
当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。	

## (貸借対照表に関する注記)

区分	平成22年10月12日現在	平成23年10月12日現在
*1 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における		
当該親投資信託の元本額	222,117,517,220円	229,670,795,272円
同期中追加設定元本額	79,513,465,810円	46,622,189,897円
同期中解約元本額	71,960,187,758円	40,561,780,864円
同期末における元本の内訳		
D I A M外国株式パッシブ・ファンド	645,184,594円	1,240,262,562円
D I A M外国株式インデックスファンド< D C年金>	27,389,517,564円	31,572,593,102円
D I A Mバランス・ファンド< D C年金> 1 安定型	176,709,635円	202,534,136円
D I A Mバランス・ファンド< D C年金> 2 安定・成長型	1,007,889,156円	1,096,710,101円
D I A Mバランス・ファンド< D C年金> 3 成長型	1,248,222,852円	1,340,451,406円
D I A M D C バランス30インデックスファンド	204,430,664円	212,712,368円
D I A M D C バランス50インデックスファンド	526,841,480円	545,764,320円
D I A M D C バランス70インデックスファンド	378,325,320円	393,590,836円
マネックス資産設計ファンド< 隔月分配型>	86,829,263円	77,656,271円
マネックス資産設計ファンド< 育成型>	757,368,210円	801,883,448円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	62,142,143円	145,166,008円
D I A M外国株式インデックスファンドV A( 適格機関投資家専用)	634,736,308円	602,893,688円
D I A M外国株式パッシブ私募ファンド( 適格機関投資家向け)	6,077,598,720円	5,942,241,045円
D I A M為替リスクコントロール型グローバル株式私募ファンド( 適格機関投資家限定)	17,296,875,235円	16,543,915,689円
D I A Mワールドバランス25 V A( 適格機関投資家限定)	107,154,716円	108,970,803円

区分	平成22年10月12日現在	平成23年10月12日現在
D I A Mグローバル・バランスファンド 2 5 V A ( 適格機関投資家限定 )	10,379,556,096円	10,243,645,130円
D I A Mグローバル・バランスファンド 5 0 V A ( 適格機関投資家限定 )	1,696,647,922円	1,674,319,992円
D I A M国際分散バランスファンド 3 0 V A( 適格機関投資家限定 )	199,175,786円	201,795,495円
D I A M国際分散バランスファンド 5 0 V A( 適格機関投資家限定 )	1,107,638,775円	1,125,106,104円
D I A M国内重視バランスファンド 3 0 V A( 適格機関投資家限定 )	105,888,489円	105,259,192円
D I A M国内重視バランスファンド 5 0 V A( 適格機関投資家限定 )	187,053,458円	185,463,749円
D I A M世界バランスファンド 4 0 V A ( 適格機関投資家限定 )	18,915,309,723円	19,020,202,096円
D I A M世界バランスファンド 5 0 V A ( 適格機関投資家限定 )	9,307,377,875円	9,356,050,320円
D I A Mバランスファンド 2 5 V A ( 適格機関投資家限定 )	3,319,118,542円	3,339,689,442円
D I A Mバランスファンド 3 7 . 5 V A ( 適格機関投資家限定 )	2,923,068,979円	2,879,500,471円
D I A Mバランスファンド 5 0 V A ( 適格機関投資家限定 )	7,755,422,332円	7,523,537,503円
D I A Mグローバル・アセット・バランス V A ( 適格機関投資家限定 )	5,795,486,767円	5,689,922,491円
D I A Mグローバル・アセット・バランス V A 2 ( 適格機関投資家限定 )	7,461,720,651円	7,567,158,431円
D I A M アクサ グローバルバランスファンド 3 0 V A ( 適格機関投資家限定 )	5,095,054,374円	5,177,533,703円
D I A M世界アセットバランスファンド V A( 適格機関投資家向け )	4,562,280,887円	4,766,154,730円
D I A Mグローバル 私募ファンド ( 適格機関投資家向け )	68,116,711円	57,674,003円
D I A M為替フルヘッジ型グローバルアセット私募ファンド ( 適格機関投資家向け )	264,757,976円	円

区分	平成22年10月12日現在	平成23年10月12日現在
D I A M世界バランスファンド5 5 V A ( 適格機関投資家限定 )	20,511,773,295円	20,827,277,560円
D I A Mアイエヌジー世界バラン スファンド3 5 V A ( 適格機関投 資家限定 )	3,542,060,658円	3,329,500,499円
D I A Mグローバル分散ファンド V A ( 適格機関投資家限定 )	143,158,309円	149,811,562円
D I A M世界アセットバランスフ ァンド2 V A ( 適格機関投資家限 定 )	25,927,339,068円	26,503,860,669円
D I A M世界アセットバランスフ ァンド4 0 V A ( 適格機関投資家 限定 )	2,646,978,106円	2,593,871,241円
D I A M世界アセットバランスフ ァンド2 5 V A ( 適格機関投資家 限定 )	4,751,325,265円	4,903,776,063円
D I A M世界アセットバランスフ ァンド3 V A ( 適格機関投資家限 定 )	15,842,999,587円	16,268,941,076円
D I A Mバランス5 0 V A ( 適格 機関投資家限定 )	175,942円	187,596円
D I A Mバランス7 0 V A ( 適格 機関投資家限定 )	269,449円	284,903円
D I A M世界アセットバランスフ ァンド4 V A ( 適格機関投資家限 定 )	20,560,966,120円	21,413,067,642円
D I A Mバランス4 0 V A ( 適格 機関投資家限定 )	82,415円	89,631円
D I A Mバランス6 0 V A ( 適格 機関投資家限定 )	165,855円	177,228円
( 合 計 )	229,670,795,272円	235,731,204,305円
*2 本有価証券報告書における開 示対象ファンドの計算期間末日に おける受益権の総数	229,670,795,272口	235,731,204,305口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	自平成21年10月14日 至平成22年10月12日	自平成22年10月13日 至平成23年10月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等のリスクに晒されております。</p> <p>また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引及び株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場及び株価の変動によるリスクを有しております。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用リスク管理を所管するグループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行っております。また運用リスク管理の結果については月次でリスク管理に関する委員会に報告しております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

区分	平成22年10月12日現在	平成23年10月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1)株式、投資信託受益証券及び投資証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。</p> <p>(2)派生商品評価勘定 「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。</p> <p>(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)株式、投資信託受益証券及び投資証券 同左</p> <p>(2)派生商品評価勘定 同左</p> <p>(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

	平成22年10月12日現在	平成23年10月12日現在
種 類	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)
株式	19,973,587,810	34,174,997,071
投資信託受益証券	8,944,406	104,164,520
投資証券	617,107,088	364,078,495
合計	20,599,639,304	34,643,240,086

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの計算期間末日までの期間に対応する金額であります。

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## (株式関連)

平成22年10月12日現在					
区分	種 類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	オーストラリアドル SPI 200 FUTURES	112,747,678	-	114,178,440	1,430,762
	カナダドル S&P/TSE 60 IX FUT	171,131,685	-	176,471,697	5,340,012
	ユーロ DJ EURO STOXX 50	578,518,080	-	579,337,740	819,660
	英ポンド FTSE 100 INDEX FUTURE	290,118,780	-	295,115,760	4,996,980
	米ドル S&P 500 FUTURE	1,315,737,940	-	1,362,619,499	46,881,559
	合 計	2,468,254,163	-	2,527,723,136	59,468,973

平成23年10月12日現在					
区分	種 類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	オーストラリアドル SPI 200 FUTURES	177,475,683	-	185,493,022	8,017,339
	カナダドル S&P/TSE 60 IX FUT	285,505,220	-	293,189,582	7,684,362
	ユーロ DJ EURO STOXX 50	907,134,986	-	951,428,570	44,293,584
	英ポンド FTSE 100 INDEX FUTURE	484,724,375	-	498,573,847	13,849,472
	米ドル S&P 500 FUTURE	2,544,349,882	-	2,623,558,710	79,208,828
	合 計	4,399,190,146	-	4,552,243,731	153,053,585

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(通貨関連)

平成22年10月12日現在					
区分	種 類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建				
	オーストラリアドル	16,149,900	-	16,142,000	7,900
	英ポンド	57,567,628	-	57,477,200	90,428
	米ドル	16,453,680	-	16,452,000	1,680
合 計		90,171,208	-	90,071,200	100,008

平成23年10月12日現在					
区分	種 類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	オーストラリアドル	28,917,620	-	28,914,200	3,420
	英ポンド	119,314,000	-	119,310,000	4,000
	買建				
	オーストラリアドル	22,191,032	-	22,069,000	122,032
	カナダドル	47,032,965	-	46,840,500	192,465
	ユーロ	155,764,085	-	155,496,400	267,685
	英ポンド	108,015,300	-	107,379,000	636,300
	米ドル	426,553,886	-	426,452,000	101,886
	合 計	907,788,888	-	906,461,100	1,312,948

（注）時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## (1口当たり情報に関する注記)

	平成22年10月12日現在	平成23年10月12日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2172円 (12,172円)	1.1159円 (11,159円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## 株 式

平成23年10月12日現在

通貨	銘 柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	EVEREST RE GROUP LTD	8,102	80.100	648,970.200	
	PARTNERRE LTD	13,780	53.380	735,576.400	
	AXIS CAPITAL HOLDINGS LTD	26,399	26.480	699,045.520	
	RENAISSANCERE HOLDINGS LTD	8,493	64.360	546,609.480	
	ARCH CAPITAL GROUP LTD	20,847	32.790	683,573.130	
	BUNGE LTD	27,662	57.200	1,582,266.400	
	INVESCO LTD	73,288	16.940	1,241,498.720	
	ULTRA PETROLEUM CORP	22,514	28.490	641,423.860	
	ACE LTD	52,602	62.730	3,299,723.460	
	TYCO INTERNATIONAL LTD	81,817	43.870	3,589,311.790	
	WEATHERFORD INTL LTD	121,037	13.850	1,676,362.450	
	NOBLE CORP	40,324	30.500	1,229,882.000	
	GARMIN LTD	20,043	33.660	674,647.380	
	FOSTER WHEELER AG	17,348	20.320	352,511.360	
	TE CONNECTIVITY LTD	75,885	30.690	2,328,910.650	
	SCHLUMBERGER LTD	230,333	66.820	15,390,851.060	
	SEAGATE TECHNOLOGY	71,207	11.170	795,382.190	
	COOPER INDUSTRIES PLC-CL A	29,423	51.030	1,501,455.690	
	XL GROUP PLC	53,089	19.490	1,034,704.610	
	INGERSOLL-RAND PLC	53,301	28.800	1,535,068.800	
	ACCENTURE PLC-CL A	111,583	57.020	6,362,462.660	
	WILLIS GROUP HOLDINGS PLC	24,253	35.320	856,615.960	
	WARNER CHILCOTT PLC - CLASS A	32,750	15.960	522,690.000	
	COVIDIEN PLC	75,986	44.830	3,406,452.380	
	ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	22,377	23.560	527,202.120	
	LYONDELLBASELL INDUSTRIES NV	44,283	28.050	1,242,138.150	

平成23年10月12日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	NIELSEN HOLDINGS NV	15,158	27.080	410,478.640	
	CARNIVAL CORP COMMON PAIRED	80,012	32.900	2,632,394.800	
	FLEXTRONICS INTL LTD	110,408	6.310	696,674.480	
	AVAGO TECHNOLOGIES LTD	34,354	33.330	1,145,018.820	
	HUTCHISON PORT HOLDINGS TRUST	1,027,000	0.660	677,820.000	
	AMAZON.COM INC	61,511	235.480	14,484,610.280	
	ABBOTT LABORATORIES	261,843	52.700	13,799,126.100	
	AES CORP	130,420	10.210	1,331,588.200	
	ABERCROMBIE & FITCH CO-CL A	14,815	68.820	1,019,568.300	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	204,104	185.000	37,759,240.000	
	ADVANCED MICRO DEVICES	93,282	4.860	453,350.520	
	ADOBE SYSTEMS INC	81,219	25.840	2,098,698.960	
	AGCO CORP	14,077	37.890	533,377.530	
	AIRGAS INC	12,208	66.710	814,395.680	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	37,311	81.730	3,049,428.030	
	ENERGEN CORP	12,554	44.760	561,917.040	
	ALLERGAN INC	53,806	83.600	4,498,181.600	
	DU PONT (E.I.) DE NEMOURS	159,876	43.420	6,941,815.920	
	RALPH LAUREN CORP	9,673	143.280	1,385,947.440	
	ALLSTATE CORP	94,138	24.490	2,305,439.620	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	128,362	47.370	6,080,507.940	
	ALTERA CORPORATION	50,199	34.220	1,717,809.780	
	ALCOA INC	165,402	10.300	1,703,640.600	
	AMGEN INC	154,688	57.090	8,831,137.920	
	HESS CORP	56,622	55.610	3,148,749.420	
	BEAM INC	23,016	47.060	1,083,132.960	
	AMERICAN EXPRESS CO	178,822	45.760	8,182,894.720	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	75,772	38.300	2,902,067.600	
	AFLAC INC	73,710	38.970	2,872,478.700	
	AMERICAN INTL GROUP	92,637	22.370	2,072,289.690	
	ANALOG DEVICES	48,702	34.660	1,688,011.320	
	ANADARKO PETROLEUM CORP	85,394	66.590	5,686,386.460	
	ALEXION PHARMACEUTICALS INC	28,648	68.830	1,971,841.840	
	NABORS INDUSTRIES LTD	49,134	14.310	703,107.540	
	ARCH COAL INC	33,405	16.510	551,516.550	
	TIME WARNER	183,651	32.440	5,957,638.440	
	VALERO ENERGY CORP	110,329	21.720	2,396,345.880	

平成23年10月12日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	APOLLO GROUP INC	22,785	43.530	991,831.050	
	APACHE CORP	61,668	86.980	5,363,882.640	
	APPLE INC	156,313	400.290	62,570,530.770	
	APPLIED MATERIALS INC	223,045	10.980	2,449,034.100	
	ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	99,776	26.360	2,630,095.360	
	PINNACLE WEST CAPITAL CORP	17,201	43.980	756,499.980	
	AMEREN CORP	37,494	29.750	1,115,446.500	
	ARROW ELECTRONICS INC	17,437	30.220	526,946.140	
	AUTOLIV INC	14,963	55.410	829,099.830	
	AUTODESK INC	38,885	30.010	1,166,938.850	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	85,114	50.280	4,279,531.920	
	AUTOZONE INC	4,387	327.610	1,437,225.070	
	AVERY DENNISON CORP	15,202	26.710	406,045.420	
	AVNET INC	22,835	28.540	651,710.900	
	AVON PRODUCTS INC	70,640	21.320	1,506,044.800	
	BMC SOFTWARE INC	28,920	36.000	1,041,120.000	
	BAKER HUGHES INC	76,702	53.230	4,082,847.460	
	BALL CORP	31,211	33.520	1,046,192.720	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	150,164	73.410	11,023,539.240	
	CONSTELLATION ENERGY GROUP	31,946	37.550	1,199,572.300	
	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	197,430	18.900	3,731,427.000	
	CR BARD INC	14,153	85.730	1,213,336.690	
	BAXTER INTERNATIONAL INC	95,750	56.110	5,372,532.500	
	BED BATH & BEYOND INC	44,218	59.460	2,629,202.280	
	BECTON DICKINSON & CO	35,059	73.420	2,574,031.780	
	AMETEK INC	25,735	36.900	949,621.500	
	NII HOLDINGS INC	25,446	25.790	656,252.340	
	VERIZON COMM INC	472,420	36.500	17,243,330.000	
	WR BERKLEY CORP	18,150	28.700	520,905.000	
	BEST BUY CO INC	59,621	25.790	1,537,625.590	
	YUM! BRANDS INC	76,612	51.880	3,974,630.560	
	FIRSTENERGY CORP	64,444	44.890	2,892,891.160	
	SLM CORP	85,331	13.600	1,160,501.600	
	H&R BLOCK INC	55,467	14.710	815,919.570	
	BOEING CO	118,649	63.970	7,589,976.530	
	ROBERT HALF INTL INC	24,240	23.690	574,245.600	
	BORGWARNER INC	21,688	69.520	1,507,749.760	

平成23年10月12日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	BOSTON SCIENTIFIC CORP	268,520	5.630	1,511,767.600	
	C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	26,277	73.350	1,927,417.950	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	288,651	32.960	9,513,936.960	
	ONEOK INC	15,305	70.570	1,080,073.850	
	SEMPRA ENERGY	35,687	51.780	1,847,872.860	
	FEDEX CORP	51,691	73.430	3,795,670.130	
	VERISIGN INC	26,815	30.660	822,147.900	
	AMPHENOL CORP	31,249	42.840	1,338,707.160	
	BROWN-FORMAN CORP	13,755	73.710	1,013,881.050	
	QUANTA SERVICES INC	33,320	19.680	655,737.600	
	LEVEL 3 COMMUNICATIONS INC	385,988	1.710	660,039.480	
	SIRIUS XM RADIO INC	614,899	1.660	1,020,732.340	
	CSX CORP	193,453	20.850	4,033,495.050	
	CABLEVISION SYSTEMS-NY GRP-A	37,409	17.200	643,434.800	
	CABOT OIL & GAS CORP	16,699	65.810	1,098,961.190	
	CAMPBELL SOUP CO	30,602	33.480	1,024,554.960	
	WHITING PETROLEUM CORP	27,596	37.760	1,042,024.960	
	CONSTELLATION BRANDS INC	30,765	20.620	634,374.300	
	CARDINAL HEALTH INC	55,062	41.240	2,270,756.880	
	CATERPILLAR INC	106,971	80.660	8,628,280.860	
	CELGENE CORP	82,245	66.330	5,455,310.850	
	CITRIX SYSTEMS INC	30,333	61.190	1,856,076.270	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	106,565	26.620	2,836,760.300	
	CENTURYLINK INC	104,051	33.520	3,487,789.520	
	CEPHALON INC	12,536	81.420	1,020,681.120	
	CERNER CORP	25,630	69.320	1,776,671.600	
	JPMORGAN CHASE & CO	672,163	32.300	21,710,864.900	
	CHUBB CORP	45,961	61.740	2,837,632.140	
	CHURCH & DWIGHT CO INC	23,516	44.220	1,039,877.520	
	CIGNA CORP	47,681	43.620	2,079,845.220	
	CINCINNATI FINANCIAL CORP	23,804	26.500	630,806.000	
	CINTAS CORP	26,958	28.840	777,468.720	
	FRONTIER COMMUNICATIONS CORP	164,569	5.900	970,957.100	
	CISCO SYSTEMS INC	933,563	16.990	15,861,235.370	
	CLIFFS NATURAL RESOURCES INC	25,587	61.020	1,561,318.740	
	CLOROX COMPANY	21,099	67.160	1,417,008.840	
	COCA-COLA CO/THE	348,024	66.800	23,248,003.200	

平成23年10月12日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	COCA-COLA ENTERPRISES INC	49,318	24.890	1,227,525.020	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	84,193	90.350	7,606,837.550	
	MARRIOTT INTERNATIONAL-CL A	47,564	29.270	1,392,198.280	
	AON CORP	53,747	44.320	2,382,067.040	
	COMCAST CORP-SPECIAL CL A	110,849	22.800	2,527,357.200	
	COMERICA INC	31,637	25.320	801,048.840	
	NRG ENERGY, INC.	47,610	20.780	989,335.800	
	COMCAST CORP-CL A	352,915	22.980	8,109,986.700	
	CA INC	73,515	21.230	1,560,723.450	
	COMPUTER SCIENCES CORP	23,064	29.820	687,768.480	
	CONAGRA FOODS INC	66,889	25.340	1,694,967.260	
	CONSOLIDATED EDISON INC	47,195	56.760	2,678,788.200	
	SARA LEE CORP	90,891	17.290	1,571,505.390	
	CAMERON INTERNATIONAL CORP	47,483	47.760	2,267,788.080	
	MOLSON COORS BREWING CO	24,801	42.010	1,041,890.010	
	CORNING INC	282,427	13.700	3,869,249.900	
	DIRECTV	123,996	45.770	5,675,296.920	
	COVANCE INC	10,195	46.990	479,063.050	
	CREE INC	15,994	27.540	440,474.760	
	COVENTRY HEALTH CARE INC	28,393	29.210	829,359.530	
	SEALED AIR CORP	30,348	17.120	519,557.760	
	BROADCOM CORP-CL A	87,042	36.520	3,178,773.840	
	CUMMINS INC	29,309	95.750	2,806,336.750	
	L-3 COMMUNICATIONS HOLDINGS	19,802	67.340	1,333,466.680	
	DR HORTON INC	39,483	9.790	386,538.570	
	DANAHER CORP	91,324	44.150	4,031,954.600	
	MOODY'S CORP	45,945	31.390	1,442,213.550	
	AMERICAN TOWER CORP	71,137	55.270	3,931,741.990	
	COGNIZANT TECHNOLOGY SOLUTIONS	53,225	67.480	3,591,623.000	
	TARGET CORP	114,649	53.070	6,084,422.430	
	DIAMOND OFFSHORE DRILLING	12,609	58.370	735,987.330	
	DEERE & CO	72,494	71.680	5,196,369.920	
	DELL INC	295,368	16.180	4,779,054.240	
	MORGAN STANLEY	250,551	15.390	3,855,979.890	
	REPUBLIC SERVICES INC	53,213	28.350	1,508,588.550	
	DEVRY INC	11,178	41.860	467,911.080	
	THE WALT DISNEY CO	306,163	32.610	9,983,975.430	

平成23年10月12日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	DOLLAR TREE INC	18,954	80.260	1,521,248.040	
	RR DONNELLEY & SONS CO	36,360	15.210	553,035.600	
	DOVER CORP	37,147	52.810	1,961,733.070	
	DOW CHEMICAL	206,301	26.400	5,446,346.400	
	OMNICOM GROUP	47,303	40.510	1,916,244.530	
	DTE ENERGY CO	28,132	50.540	1,421,791.280	
	DUKE ENERGY CORP	238,561	19.930	4,754,520.730	
	CROWN CASTLE INTERNATIONAL COR	47,742	41.730	1,992,273.660	
	FLOWSERVE CORP	8,844	82.130	726,357.720	
	DARDEN RESTAURANTS INC	21,227	45.910	974,531.570	
	EBAY INC	200,689	32.830	6,588,619.870	
	EMC CORP/MASS	353,797	23.040	8,151,482.880	
	BANK OF AMERICA CORP	1,673,671	6.370	10,661,284.270	
	EL PASO CORP	146,574	19.020	2,787,837.480	
	CITIGROUP INC	495,536	27.840	13,795,722.240	
	EASTMAN CHEMICAL CO	23,682	37.040	877,181.280	
	EATON CORP	51,814	40.490	2,097,948.860	
	EATON VANCE CORP	19,507	23.140	451,391.980	
	DISH NETWORK CORP	30,117	27.580	830,626.860	
	ECOLAB INC	44,869	52.250	2,344,405.250	
	ELECTRONIC ARTS INC	52,870	23.510	1,242,973.700	
	SALESFORCE.COM INC	22,363	127.590	2,853,295.170	
	EMERSON ELECTRIC CO	130,044	45.660	5,937,809.040	
	ENTERGY CORP	27,589	65.720	1,813,149.080	
	EOG RESOURCES INC	47,352	80.140	3,794,789.280	
	EQUIFAX INC	25,457	33.250	846,445.250	
	EQT CORP	21,454	58.300	1,250,768.200	
	ESTEE LAUDER COS INC/THE	18,944	94.160	1,783,767.040	
	EXPEDITORS INTERNATIONAL	34,083	44.690	1,523,169.270	
	EXPRESS SCRIPTS INC	78,777	40.930	3,224,342.610	
	EXXON MOBIL CORP	830,811	76.270	63,365,954.970	
	FMC CORP	14,499	74.240	1,076,405.760	
	NEXTERA ENERGY INC	72,490	54.770	3,970,277.300	
	FAMILY DOLLAR STORES	18,264	53.680	980,411.520	
	ASSURANT INC	19,981	36.620	731,704.220	
	FASTENAL CO	45,490	34.760	1,581,232.400	
	FIFTH THIRD BANCORP	148,746	10.910	1,622,818.860	

平成23年10月12日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	M&T BANK CORP	20,397	73.910	1,507,542.270	
	TRW AUTOMOTIVE HOLDINGS CORP	18,192	39.200	713,126.400	
	FISERV INC	23,158	54.980	1,273,226.840	
	FLIR SYSTEMS INC	27,409	26.810	734,835.290	
	MACY'S INC	76,304	27.940	2,131,933.760	
	FORD MOTOR CO	572,755	11.240	6,437,766.200	
	FOREST LABORATORIES INC	46,503	32.250	1,499,721.750	
	FOSSIL INC	11,935	90.890	1,084,772.150	
	FRANKLIN RESOURCES INC	28,212	96.850	2,732,332.200	
	FREEMONT-MCMORAN COPPER&GOLD	167,207	35.450	5,927,488.150	
	GAP INC/THE	74,828	17.580	1,315,476.240	
	DENTSPLY INTERNATIONAL INC	22,388	32.480	727,162.240	
	GENERAL DYNAMICS CORP	55,011	61.480	3,382,076.280	
	GENERAL MILLS INC	114,812	39.920	4,583,295.040	
	GENUINE PARTS CO	25,053	54.580	1,367,392.740	
	GILEAD SCIENCES INC	138,527	39.700	5,499,521.900	
	STARWOOD HOTELS&RESORTS	31,505	43.750	1,378,343.750	
	GOODRICH CORP	22,367	120.600	2,697,460.200	
	GOODYEAR TIRE & RUBBER CO	36,681	11.440	419,630.640	
	MCKESSON CORP	40,111	72.990	2,927,701.890	
	NVIDIA CORP	96,093	14.620	1,404,879.660	
	GENERAL ELECTRIC CO	1,796,789	16.140	29,000,174.460	
	VW GRAINGER INC	10,910	154.330	1,683,740.300	
	GREEN MOUNTAIN COFFEE ROASTE	22,545	93.620	2,110,662.900	
	LIFE TECHNOLOGIES CORP	34,011	37.080	1,261,127.880	
	NUANCE COMMUNICATIONS INC	41,880	22.030	922,616.400	
	HALLIBURTON CO	158,270	35.480	5,615,419.600	
	HANSEN NATURAL CORP	12,038	90.100	1,084,623.800	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	83,672	96.700	8,091,082.400	
	HARLEY-DAVIDSON INC	36,670	35.600	1,305,452.000	
	HARRIS CORP	21,855	36.160	790,276.800	
	JEFFERIES GROUP INC NPR	18,639	12.650	235,783.350	
	CONSOL ENERGY INC	36,761	38.450	1,413,460.450	
	HASBRO INC	23,593	34.850	822,216.050	
	HENRY SCHEIN INC	13,991	63.930	894,444.630	
	DENBURY RESOURCES INC	68,370	13.140	898,381.800	
	HJ HEINZ CO	51,559	50.970	2,627,962.230	

平成23年10月12日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	HELMERICH & PAYNE INC	15,984	45.590	728,710.560	
	HERSHEY FOODS CORP	25,491	59.450	1,515,439.950	
	HEWLETT-PACKARD CO	362,031	25.920	9,383,843.520	
	F5 NETWORKS INC	12,462	87.060	1,084,941.720	
	CROWN HOLDINGS INC NPR	29,491	32.430	956,393.130	
	REYNOLDS AMERICAN INC	66,607	39.290	2,616,989.030	
	SBA COMMUNICATIONS CORP-CL A	18,519	35.130	650,572.470	
	HUMAN GENOME SCIENCES INC	33,061	11.060	365,654.660	
	JUNIPER NETWORKS INC	85,477	20.170	1,724,071.090	
	HOLLYFRONTIER CORP	35,010	31.410	1,099,664.100	
	HOLOGIC INC	49,195	15.490	762,030.550	
	UNUM GROUP	49,083	22.890	1,123,509.870	
	HOME DEPOT INC	272,400	34.710	9,455,004.000	
	HORMEL FOODS CORP	24,530	28.670	703,275.100	
	HUDSON CITY BANCORP INC	86,651	5.930	513,840.430	
	CENTERPOINT ENERGY INC	64,137	20.050	1,285,946.850	
	HUMANA INC	30,076	71.810	2,159,757.560	
	JB HUNT TRANSPORT SERVICES INC	19,792	38.780	767,533.760	
	RED HAT INC	32,403	44.980	1,457,486.940	
	BIOGEN IDEC INC	36,831	98.920	3,643,322.520	
	ILLINOIS TOOL WORKS	79,402	44.740	3,552,445.480	
	INTUIT INC	44,821	51.180	2,293,938.780	
	INTEL CORP	895,857	22.990	20,595,752.430	
	INTL FLAVORS & FRAGRANCES	13,144	59.990	788,508.560	
	INTL GAME TECH	44,449	15.960	709,406.040	
	INTERNATIONAL PAPER CO	67,397	25.230	1,700,426.310	
	ITT CORP	33,134	44.360	1,469,824.240	
	INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	85,658	8.040	688,690.320	
	JACOBS ENGINEERING GROUP INC	19,580	36.570	716,040.600	
	JOHNSON & JOHNSON	461,668	63.960	29,528,285.280	
	HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	63,376	17.900	1,134,430.400	
	JOHNSON CONTROLS INC	111,828	30.140	3,370,495.920	
	KLA-TENCOR CORP	38,016	42.910	1,631,266.560	
	DEVON ENERGY CORP	71,736	58.780	4,216,642.080	
	NSTAR	17,088	42.880	732,733.440	
	KELLOGG CO	47,958	54.220	2,600,282.760	
	KEYCORP	169,321	6.600	1,117,518.600	

平成23年10月12日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	KIMBERLY-CLARK CORP	69,933	71.450	4,996,712.850	
	BLACKROCK INC/NEW YORK	14,451	153.060	2,211,870.060	
	KOHL'S CORP	48,669	50.080	2,437,343.520	
	KROGER CO	94,372	22.770	2,148,850.440	
	LSI CORP	89,888	5.680	510,563.840	
	LAM RESEARCH CORP	20,796	42.370	881,126.520	
	AKAMAI TECHNOLOGIES	27,255	23.350	636,404.250	
	LEGG MASON INC	22,970	26.800	615,596.000	
	LEGGETT & PLATT INC	19,896	21.880	435,324.480	
	LEUCADIA NATIONAL CORP	30,757	24.110	741,551.270	
	ELI LILLY & CO	177,618	37.700	6,696,198.600	
	LIMITED BRANDS	42,413	41.500	1,760,139.500	
	LINCOLN NATIONAL CORP	46,505	16.340	759,891.700	
	LINEAR TECH CORP	43,677	30.250	1,321,229.250	
	UNITED PARCEL SERVICE-CL B	124,363	67.950	8,450,465.850	
	AGILENT TECHNOLOGIES INC	58,045	33.930	1,969,466.850	
	LOCKHEED MARTIN CORP	52,922	76.320	4,039,007.040	
	LOEWS CORP	57,918	36.010	2,085,627.180	
	RANGE RESOURCES CORP	28,680	62.930	1,804,832.400	
	ALLEGHENY TECHNOLOGIES INC	14,568	39.140	570,191.520	
	LOWE'S COS INC	224,771	20.530	4,614,548.630	
	DOMINION RESOURCES INC/VA	97,682	50.580	4,940,755.560	
	IRON MOUNTAIN INC	33,638	30.200	1,015,867.600	
	SCANA CORP	29,354	40.590	1,191,478.860	
	MDU RESOURCES GROUP INC	32,188	19.970	642,794.360	
	MGM RESORTS INTERNATIONAL	49,276	9.830	484,383.080	
	MCCORMICK & CO INC	19,813	47.310	937,353.030	
	MCDONALD'S CORPORATION	173,138	89.340	15,468,148.920	
	MCGRAW-HILL COMPANIES INC	53,609	43.710	2,343,249.390	
	MANPOWER INC	13,462	38.390	516,806.180	
	EDWARDS LIFESCIENCES CORP NPR	18,047	71.680	1,293,608.960	
	MARSH & MCLENNAN COS	85,095	27.200	2,314,584.000	
	ENERGIZER HOLDINGS INC	11,343	69.260	785,616.180	
	MASCO CORP	58,195	7.840	456,248.800	
	MARTIN MARIETTA MATERIALS INC	10,050	68.680	690,234.000	
	MATTEL INC	56,682	27.720	1,571,225.040	
	METLIFE INC	170,890	30.580	5,225,816.200	

平成23年10月12日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	52,075	24.140	1,257,090.500	
	MEDTRONIC INC	183,377	33.230	6,093,617.710	
	ACTIVISION BLIZZARD INC	85,641	12.930	1,107,338.130	
	CVS CAREMARK CORP	228,456	34.370	7,852,032.720	
	MERCK & CO. INC.	521,026	31.930	16,636,360.180	
	LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	15,651	79.110	1,238,150.610	
	MICROSOFT CORP	1,279,309	27.000	34,541,343.000	
	MICRON TECH INC	134,484	5.200	699,316.800	
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	37,076	34.310	1,272,077.560	
	MARVELL TECHNOLOGY GROUP LTD	80,651	15.310	1,234,766.810	
	3M CO	114,464	76.420	8,747,338.880	
	MOHAWK INDUSTRIES INC	8,958	49.730	445,481.340	
	PROGRESS ENERGY INC	47,674	50.750	2,419,455.500	
	MOTOROLA SOLUTIONS INC	48,368	44.510	2,152,859.680	
	MURPHY OIL CORPORATION	30,207	50.240	1,517,599.680	
	MYLAN LABORATORIES	83,201	17.910	1,490,129.910	
	ILLUMINA INC	20,615	26.210	540,319.150	
	XCEL ENERGY INC	76,360	24.630	1,880,746.800	
	NATIONAL OILWELL VARCO INC	71,666	62.740	4,496,324.840	
	NETAPP INC	56,606	38.650	2,187,821.900	
	SEARS HOLDINGS CORP	6,881	66.960	460,751.760	
	NEWFIELD EXPLORATION CO	20,264	42.340	857,977.760	
	NEWELL RUBBERMAID INC	50,723	12.530	635,559.190	
	DUN & BRADSTREET CORP	8,370	63.030	527,561.100	
	NEWMONT MINING CORP	85,402	64.440	5,503,304.880	
	NIKE INC-CL B	62,662	89.850	5,630,180.700	
	NOBLE ENERGY INC	28,225	80.540	2,273,241.500	
	NORDSTROM INC	26,726	49.260	1,316,522.760	
	NORFOLK SOUTHERN CORP	60,931	67.210	4,095,172.510	
	NORTHEAST UTILITIES	29,133	32.310	941,287.230	
	NISOURCE INC	44,250	21.590	955,357.500	
	COACH INC	45,740	59.290	2,711,924.600	
	NORTHERN TRUST CORP	40,510	37.310	1,511,428.100	
	NORTHROP GRUMMAN CORP	49,037	54.850	2,689,679.450	
	WELLS FARGO & CO	850,911	26.050	22,166,231.550	
	NUCOR CORP	59,134	34.690	2,051,358.460	
	MONSANTO CO	85,459	73.660	6,294,909.940	

平成23年10月12日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	82,324	42.520	3,500,416.480	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	134,959	80.890	10,916,833.510	
	O'REILLY AUTOMOTIVE INC	22,143	69.650	1,542,259.950	
	OLD REPUBLIC INTL CORP	38,339	9.340	358,086.260	
	OMNICARE INC	18,060	26.470	478,048.200	
	ORACLE CORP	685,530	30.930	21,203,442.900	
	OWENS-ILLINOIS INC	23,621	15.940	376,518.740	
	PACCAR INC	52,618	38.030	2,001,062.540	
	PALL CORP	19,300	46.720	901,696.000	
	EXELON CORP	112,501	42.100	4,736,292.100	
	PARKER HANNIFIN CORP	26,410	71.390	1,885,409.900	
	PATTERSON COS INC	29,969	29.380	880,489.220	
	PAYCHEX INC	68,253	27.850	1,900,846.050	
	JC PENNEY CO INC HOLDING CO	25,588	29.970	766,872.360	
	PPL CORPORATION	90,174	28.540	2,573,565.960	
	PEPSICO INC	266,516	60.950	16,244,150.200	
	PENTAIR INC	14,352	35.320	506,912.640	
	PERRIGO CO	13,145	98.220	1,291,101.900	
	PFIZER INC	1,334,598	18.850	25,157,172.300	
	CONOCOPHILLIPS	221,074	67.020	14,816,379.480	
	PETSMART INC	18,380	43.560	800,632.800	
	PHARMACEUTICAL PRODUCT DEVELOPMENT INC	17,704	32.370	573,078.480	
	PG&E CORP	74,504	42.260	3,148,539.040	
	PITNEY BOWES INC	40,682	19.970	812,419.540	
	PIONEER NATURAL RESOURCES CO	17,254	69.870	1,205,536.980	
	ALTRIA GROUP INC	354,994	27.800	9,868,833.200	
	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	90,675	49.900	4,524,682.500	
	AETNA INC	65,883	36.580	2,410,000.140	
	FLUOR CORP (NEW)	26,618	53.860	1,433,645.480	
	PPG INDUSTRIES INC	27,227	76.210	2,074,969.670	
	PRAXAIR INC	47,744	100.860	4,815,459.840	
	PRECISION CASTPARTS CORP	25,908	163.890	4,246,062.120	
	COSTCO WHOLESALE CORP	75,048	80.900	6,071,383.200	
	T ROWE PRICE GROUP INC	41,103	51.760	2,127,491.280	
	QUEST DIAGNOSTICS	24,069	47.970	1,154,589.930	
	PROCTER & GAMBLE CO	475,574	64.570	30,707,813.180	

平成23年10月12日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	PROGRESSIVE CORP	97,111	18.380	1,784,900.180	
	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	94,572	32.790	3,101,015.880	
	PULTE GROUP INC	52,991	4.240	224,681.840	
	NEW YORK COMMUNITY BANCORP INC	70,124	12.460	873,745.040	
	QUALCOMM INC	283,823	51.650	14,659,457.950	
	US BANCORP	331,911	23.880	7,926,034.680	
	RALCORP HOLDINGS INC	9,036	77.430	699,657.480	
	ROSS STORES INC	19,262	84.950	1,636,306.900	
	ROCK-TENN COMPANY -CL A	10,158	52.880	537,155.040	
	ROPER INDUSTRIES INC	16,209	76.150	1,234,315.350	
	ROWAN COS INC	21,239	32.700	694,515.300	
	PEABODY ENERGY CORP	51,715	37.600	1,944,484.000	
	ROCKWELL AUTOMATION INC	23,328	61.870	1,443,303.360	
	RAYTHEON COMPANY	61,426	41.840	2,570,063.840	
	KINDER MORGAN MANAGEMENT LLC	13,871	61.820	857,505.220	
	ALLIANCE DATA SYSTEMS CORP	8,505	96.870	823,879.350	
	FMC TECHNOLOGIES INC	36,804	42.290	1,556,441.160	
	KRAFT FOODS INC-A	281,873	34.400	9,696,431.200	
	SANDISK CORP	38,624	44.460	1,717,223.040	
	SAFEWAY INC	56,305	17.460	983,085.300	
	ROCKWELL COLLINS INC	25,042	56.860	1,423,888.120	
	ST JUDE MEDICAL INC	62,601	37.890	2,371,951.890	
	THE TRAVELERS COMPANIES INC	68,088	50.420	3,432,996.960	
	FIDELITY NATIONAL INFORMATION	37,094	25.540	947,380.760	
	PRICELINE.COM INC	7,926	493.260	3,909,578.760	
	SCHWAB (CHARLES) CORP	204,711	12.230	2,503,615.530	
	JOY GLOBAL INC	16,611	75.440	1,253,133.840	
	ZIMMER HOLDINGS INC	30,008	53.800	1,614,430.400	
	SPX CORP	7,436	50.090	372,469.240	
	SEI INVESTMENTS CO	28,657	15.270	437,592.390	
	WELLPOINT INC	62,709	66.990	4,200,875.910	
	AMERISOURCEBERGEN CORP	44,825	37.010	1,658,973.250	
	PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	52,376	24.330	1,274,308.080	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	15,042	79.630	1,197,794.460	
	SIGMA-ALDRICH	20,592	65.000	1,338,480.000	
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	74,340	49.720	3,696,184.800	
	ADVANCE AUTO PARTS	12,466	60.950	759,802.700	

平成23年10月12日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	UNITED STATES STEEL CORP	20,827	23.250	484,227.750	
	SOUTHWESTERN ENERGY CO	55,432	35.720	1,980,031.040	
	EDISON INTERNATIONAL	46,526	38.590	1,795,438.340	
	SOUTHERN CO	141,771	42.680	6,050,786.280	
	BB&T CORP	122,900	22.400	2,752,960.000	
	SOUTHWEST AIRLINES	37,457	8.150	305,274.550	
	AT&T INC	992,334	28.770	28,549,449.180	
	CHEVRON CORP	338,656	97.600	33,052,825.600	
	MEADWESTVACO CORP	27,873	26.330	733,896.090	
	STANLEY BLACK & DECKER INC	25,717	55.960	1,439,123.320	
	STAPLES INC	127,857	14.400	1,841,140.800	
	STATE STREET CORP	82,469	33.100	2,729,723.900	
	STARBUCKS CORP	129,166	41.330	5,338,430.780	
	STRYKER CORP	54,933	50.100	2,752,143.300	
	NETFLIX INC	7,832	108.660	851,025.120	
	SUNOCO INC	17,700	34.330	607,641.000	
	STERICYCLE INC	12,270	83.260	1,021,600.200	
	SUNTRUST BANKS INC	106,636	18.830	2,007,955.880	
	SYMANTEC CORP	132,266	17.790	2,353,012.140	
	SYNOPSIS INC	22,281	25.780	574,404.180	
	SYSCO CORP	92,867	26.130	2,426,614.710	
	INTUITIVE SURGICAL INC	6,834	385.350	2,633,481.900	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	199,579	29.620	5,911,529.980	
	TEXTRON INC	42,770	18.480	790,389.600	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	61,217	53.760	3,291,025.920	
	TIFFANY & CO	19,250	69.760	1,342,880.000	
	TOLL BROTHERS INC	20,812	15.530	323,210.360	
	TORCHMARK CORP	26,867	37.270	1,001,333.090	
	TOTAL SYSTEM SERVICES INC	24,367	18.400	448,352.800	
	DAVITA INC	15,287	63.820	975,616.340	
	TYSON FOODS INC	47,556	17.950	853,630.200	
	URS CORP	17,162	33.420	573,554.040	
	MARATHON OIL CORP	110,823	23.550	2,609,881.650	
	UNION PACIFIC CORP	78,295	92.310	7,227,411.450	
	UNITED TECHNOLOGIES CORP	147,262	73.740	10,859,099.880	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	182,906	46.640	8,530,735.840	
	SPRINT NEXTEL CORP	593,772	2.380	1,413,177.360	

平成23年10月12日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	VARIAN MEDICAL SYSTEMS INC	18,206	56.300	1,024,997.800	
	VF CORP	15,815	131.360	2,077,458.400	
	CBS CORP	100,965	23.090	2,331,281.850	
	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	35,939	39.950	1,435,763.050	
	VULCAN MATERIALS CO	20,011	31.030	620,941.330	
	URBAN OUTFITTERS INC	19,027	23.540	447,895.580	
	WALGREEN CO	146,465	33.790	4,949,052.350	
	WAL-MART STORES INC	318,046	54.720	17,403,477.120	
	WASTE MANAGEMENT INC	79,072	33.120	2,618,864.640	
	WATERS CORP	17,921	78.230	1,401,959.830	
	WASHINGTON POST	1,143	339.360	387,888.480	
	WATSON PHARMACEUTICALS INC	20,595	67.450	1,389,132.750	
	JM SMUCKER CO/THE-NEW	18,084	73.990	1,338,035.160	
	WALTER INDUSTRIES INC	10,524	66.190	696,583.560	
	MEDCO HEALTH SOLUTIONS INC	68,488	49.570	3,394,950.160	
	WESTERN DIGITAL CORP	34,951	28.880	1,009,384.880	
	WEYERHAEUSER CO	88,971	16.790	1,493,823.090	
	WHIRLPOOL CORP	11,190	55.990	626,528.100	
	WYNN RESORTS LTD	12,936	137.770	1,782,192.720	
	WHOLE FOODS MARKET INC	26,764	68.380	1,830,122.320	
	NASDAQ STOCK MARKET INC	18,704	25.070	468,909.280	
	CME GROUP INC	11,105	257.000	2,853,985.000	
	WILLIAMS COS INC	93,512	26.410	2,469,651.920	
	PEPCO HOLDINGS INC	36,572	18.850	689,382.200	
	ALLIANT ENERGY CORP	17,827	39.310	700,779.370	
	WISCONSIN ENERGY CORP	35,977	31.550	1,135,074.350	
	PLAINS EXPLORATION & PRODUCT	23,108	25.720	594,337.760	
	INTEGRYS ENERGY GROUP INC	12,983	48.480	629,415.840	
	TD AMERITRADE HOLDING CORP	40,324	15.850	639,135.400	
	CARMAX INC	38,348	27.860	1,068,375.280	
	XEROX CORP	222,233	7.430	1,651,191.190	
	XILINX INC	49,377	29.420	1,452,671.340	
	YAHOO! INC	214,600	15.860	3,403,556.000	
	CIMAREX ENERGY CO	12,720	57.320	729,110.400	
	TJX COMPANIES INC	61,926	58.070	3,596,042.820	
	HOSPIRA INC	25,220	38.400	968,448.000	
	GENWORTH FINANCIAL INC	73,428	5.620	412,665.360	

平成23年10月12日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	CBRE GROUP INC	50,310	13.950	701,824.500	
	LIBERTY GLOBAL INC	17,272	38.200	659,790.400	
	REGIONS FINANCIAL CORP	221,699	3.630	804,767.370	
	GOOGLE INC	42,818	543.180	23,257,881.240	
	METROPCS COMMUNICATIONS INC	43,496	8.320	361,886.720	
	LAS VEGAS SANDS CORP	56,522	44.810	2,532,750.820	
	MOSAIC CO/THE	49,222	55.770	2,745,110.940	
	NEWS CORP CLASS B	91,624	16.890	1,547,529.360	
	NEWS CORP INC CLASS A	316,115	16.810	5,313,893.150	
	DOLBY LABORATORIES INC-CL A	8,633	29.460	254,328.180	
	CELANESE CORP	24,956	38.150	952,071.400	
	WINDSTREAM CORP	81,351	11.470	933,095.970	
	ALPHA NATURAL RESOURCES INC	37,286	20.710	772,193.060	
	IHS INC-CLASS A	8,189	77.040	630,880.560	
	DISCOVERY COMMUNICATIONS-A	26,668	40.070	1,068,586.760	
	EXPEDIA INC	29,761	28.230	840,153.030	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	11,523	146.810	1,691,691.630	
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	40,711	41.440	1,687,063.840	
	LIBERTY GLOBAL INC-SERIES C	16,984	36.500	619,916.000	
	FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	35,921	15.480	556,057.080	
	GAMESTOP CORP. - CL. A	23,332	24.920	581,433.440	
	INTERCONTINENTALEXCHANGE INC	13,329	123.100	1,640,799.900	
	VIACOM INC-CLASS B	94,493	42.770	4,041,465.610	
	CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	5,573	309.950	1,727,351.350	
	UNITED CONTINENTAL HOLDINGS INC	12,917	19.770	255,369.090	
	NYSE EURONEXT	43,767	26.460	1,158,074.820	
	VIRGIN MEDIA INC	47,938	25.580	1,226,254.040	
	MASTERCARD INC	18,565	329.510	6,117,353.150	
	LIBERTY INTERACTIVE CORP	92,772	15.480	1,436,110.560	
	WESTERN UNION CO	102,998	16.430	1,692,257.140	
	SAIC INC	43,465	12.430	540,269.950	
	KBR INC	23,562	26.800	631,461.600	
	HERTZ GLOBAL HOLDINGS INC	37,702	10.220	385,314.440	
	FIRST SOLAR INC	8,706	55.910	486,752.460	
	SPECTRA ENERGY CORP	114,117	25.940	2,960,194.980	
	TIME WARNER CABLE INC	58,814	68.370	4,021,113.180	

平成23年10月12日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	PEOPLE'S UNITED FINANCIAL INC	63,413	12.100	767,297.300	
	DELTA AIR LINES INC	29,903	8.210	245,503.630	
	CONTINENTAL RESOURCES INC/OK	6,159	52.250	321,807.750	
	DISCOVER FINANCIAL	85,015	24.950	2,121,124.250	
	CONCHO RESOURCES INC/MIDLAND TX	14,891	78.480	1,168,645.680	
	LULULEMON ATHLETICA INC	16,598	53.180	882,681.640	
	VMWARE INC	13,639	90.280	1,231,328.920	
	TERADATA CORP	26,391	57.120	1,507,453.920	
	CALPINE CORP NPR	64,291	14.120	907,788.920	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL-W/I	295,687	65.300	19,308,361.100	
	VISA INC	88,923	90.510	8,048,420.730	
	DR PEPPER SNAPPLE GROUP INC	36,271	38.940	1,412,392.740	
	AMERICAN WATER WORKS CO INC	28,725	30.080	864,048.000	
	LORILLARD INC	23,305	117.530	2,739,036.650	
	SCRIPPS NETWORKS INTERAC-W/I	19,261	39.040	751,949.440	
	DISCOVERY COMMUNICATIONS-C	22,552	37.890	854,495.280	
	MARATHON PETROLEUM CORP	56,591	33.150	1,875,991.650	
	CAREFUSION CORP	34,028	24.820	844,574.960	
	KINDER MORGAN INC/DELAWARE	22,125	26.850	594,056.250	
	HCA HOLDINGS INC	33,601	19.100	641,779.100	
	MOTOROLA MOBILITY HOLDINGS INC	48,273	38.010	1,834,856.730	
	VERISK ANALYTICS INC	19,501	35.000	682,535.000	
	MEAD JOHNSON NUTRITION CO	33,053	72.590	2,399,317.270	
	CIT GROUP INC	30,698	31.500	966,987.000	
	DOLLAR GENERAL CORP	20,592	39.070	804,529.440	
	QEP RESOURCES INC	27,559	28.150	775,785.850	
	GENERAL MOTORS CO	132,778	22.500	2,987,505.000	
米ドル小計	銘柄数 : 569	52,758,254		1,874,771,333.140	
	組入時価比率 : 54.67%			(143,813,708,965)	
	合計時価比率 : 55.66%				
英ポンド	XSTRATA PLC	362,101	9.359	3,388,903.250	
	AMEC PLC	62,610	8.540	534,689.400	
	ANTOFAGASTA PLC	82,796	10.770	891,712.920	
	SEVERN TRENT PLC	38,266	15.650	598,862.900	
	BHP BILLITON PLC	370,476	19.120	7,083,501.120	
	BARCLAYS PLC	1,952,960	1.757	3,431,350.720	

平成23年10月12日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	BALFOUR BEATTY PLC	92,571	2.685	248,553.130	
	BT GROUP PLC	1,351,086	1.803	2,436,008.050	
	BRITISH SKY BROADCASTING PLC	198,985	6.750	1,343,148.750	
	AGGREKO PLC	49,753	16.930	842,318.290	
	TULLOW OIL PLC	141,420	13.970	1,975,637.400	
	BUNZL PLC	67,087	7.740	519,253.380	
	CAPITA GROUP PLC	102,099	7.165	731,539.330	
	AVIVA PLC	512,337	3.253	1,666,632.260	
	DIAGEO PLC	421,267	12.780	5,383,792.260	
	SCHRODERS PLC	25,740	13.550	348,777.000	
	NATIONAL GRID PLC	602,563	6.400	3,856,403.200	
	LONMIN	24,209	11.000	266,299.000	
	GKN PLC	127,870	1.875	239,756.250	
	KINGFISHER PLC	431,325	2.606	1,124,032.950	
	BAE SYSTEMS PLC	598,256	2.811	1,681,697.610	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	338,000	28.180	9,524,840.000	
	MAN GROUP PLC	309,687	1.662	514,699.790	
	COBHAM PLC	230,440	1.750	403,270.000	
	NEXT PLC	28,133	25.840	726,956.720	
	REXAM PLC	138,079	3.237	446,961.720	
	IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	174,985	21.650	3,788,425.250	
	JOHNSON MATTHEY PLC	35,451	17.860	633,154.860	
	SABMILLER PLC	153,836	22.915	3,525,151.940	
	ANGLO AMERICAN PLC	222,062	23.910	5,309,502.420	
	COMPASS GROUP PLC	308,183	5.360	1,651,860.880	
	HSBC HOLDINGS PLC	3,005,978	5.197	15,622,067.660	
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	911,820	1.045	952,851.900	
	ARM HOLDINGS PLC	215,348	5.955	1,282,397.340	
	CENTRICA PLC	793,221	3.076	2,439,947.790	
	UNILEVER PLC	221,244	20.300	4,491,253.200	
	MORRISON <WM.> SUPERMARKETS	359,061	2.979	1,069,642.710	
	INTL POWER PLC	244,870	3.320	812,968.400	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	105,557	6.185	652,870.040	
	RSA INSURANCE GROUP PLC GRP	699,515	1.122	784,855.830	
	ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	56,767	10.690	606,839.230	
	PEARSON PLC	131,717	11.600	1,527,917.200	
	PRUDENTIAL PLC	445,084	6.140	2,732,815.760	

平成23年10月12日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	RIO TINTO PLC	235,158	32.615	7,669,678.170	
	VODAFONE GROUP PLC	8,624,880	1.725	14,877,918.000	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	97,980	33.450	3,277,431.000	
	REED ELSEVIER PLC	185,486	5.180	960,817.480	
	OLD MUTUAL PLC	854,991	1.104	943,910.060	
	ROLLS ROYCE HOLDINGS PLC	327,408	6.245	2,044,662.960	
	ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP	3,361,649	0.253	850,497.190	
	SSE PLC	172,121	13.420	2,309,863.820	
	SERCO GROUP PLC	72,250	5.050	364,862.500	
	BP PLC	3,180,665	4.058	12,907,138.570	
	SAGE GROUP PLC(THE)	220,158	2.741	603,453.070	
	INVENSYS PLC	143,358	2.126	304,779.100	
	SMITHS GROUP PLC	59,731	9.525	568,937.770	
	STANDARD CHARTERED PLC	407,428	14.105	5,746,771.940	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	7,367,374	0.362	2,666,989.380	
	BG GROUP PLC	576,487	13.075	7,537,567.520	
	TESCO PLC	1,350,369	4.070	5,496,001.830	
	3I GROUP PLC	140,522	1.966	276,266.250	
	SMITH & NEPHEW PLC	149,006	5.810	865,724.860	
	GLAXOSMITHKLINE PLC	872,479	13.875	12,105,646.120	
	WEIR GROUP	34,823	16.670	580,499.410	
	LONDON STOCK EXCHANGE PLC	27,822	8.685	241,634.070	
	BABCOCK INT'L GROUP	60,664	6.790	411,908.560	
	ASTRAZENECA PLC	233,341	30.040	7,009,563.640	
	WHITBREAD PLC	33,917	16.280	552,168.760	
	CARNIVAL PLC	30,375	21.300	646,987.500	
	MARKS & SPENCER GROUP PLC	262,929	3.279	862,144.190	
	INTERTEK GROUP PLC	28,006	18.720	524,272.320	
	BURBERRY GROUP PLC	71,170	12.640	899,588.800	
	INVESTEC PLC	74,705	3.660	273,420.300	
	CAIRN ENERGY	224,914	2.937	660,572.410	
	INTERCONTINENTAL HOTELS	49,316	10.770	531,133.320	
	VEDANTA RESOURCES PLC	16,418	12.130	199,150.340	
	ICAP PLC	87,128	4.276	372,559.320	
	ITV PLC	657,334	0.626	411,491.080	
	SAINSBURY (J) PLC	190,870	2.947	562,493.890	
	G4S PLC	231,452	2.755	637,650.260	

平成23年10月12日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	ADMIRAL GROUP PLC	29,856	12.310	367,527.360	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	616,730	21.205	13,077,759.650	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	444,048	21.520	9,555,912.960	
	INMARSAT PLC	80,402	4.772	383,678.340	
	KAZAKHMYS PLC	34,134	8.835	301,573.890	
	STANDARD LIFE PLC	440,924	2.084	918,885.610	
	EXPERIAN PLC	162,080	7.400	1,199,392.000	
	TUI TRAVEL PLC	96,617	1.625	157,002.620	
	EURASIAN NATURAL RESOURCES CORP	37,820	6.250	236,375.000	
	FRESNILLO PLC NPR	33,218	16.990	564,373.820	
	ESSAR ENERGY PLC	48,506	2.765	134,119.090	
	RESOLUTION LTD	274,318	2.653	727,765.650	
	SHIRE PLC	89,740	20.220	1,814,542.800	
	WPP PLC	230,647	6.310	1,455,382.570	
	WOLSELEY PLC	46,784	17.220	805,620.480	
	RANDGOLD RESOURCES LTD NPR	14,969	64.100	959,512.900	
	PETROFAC LTD	43,902	12.800	561,945.600	
	GLENORE INTERNATIONAL PLC	137,914	4.200	579,238.800	
英ポンド小計	銘柄数 : 98	50,322,108		229,650,884.710	
	組入時価比率 : 10.42%			(27,401,943,564)	
	合計時価比率 : 10.60%				
カナダドル	AGNICO-EAGLE MINES LTD	27,787	60.740	1,687,782.380	
	ALIMENTATION COUCHE TARD INC	19,198	29.750	571,140.500	
	BARRICK GOLD CORP	168,079	49.320	8,289,656.280	
	TMX GROUP INC	12,892	41.090	529,732.280	
	TALISMAN ENERGY INC	167,312	12.730	2,129,881.760	
	BANK OF MONTREAL	102,997	58.200	5,994,425.400	
	BANK OF NOVA SCOTIA	181,636	52.830	9,595,829.880	
	NATIONAL BANK OF CANADA	25,510	68.810	1,755,343.100	
	BCE INC	40,524	39.230	1,589,756.520	
	BROOKFIELD ASSET MANAGEMENT	103,428	27.220	2,815,310.160	
	VALEANT PHARMACEUTICALS INTERN	50,390	36.280	1,828,149.200	
	BOMBARDIER INC 'B'	240,632	4.030	969,746.960	
	SAPUTO INC	23,636	41.610	983,493.960	
	RESEARCH IN MOTION LTD	74,198	25.140	1,865,337.720	
	CGI GROUP INC	44,501	18.950	843,293.950	
	CAE INC	57,414	9.540	547,729.560	

平成23年10月12日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	CAMECO CORP	64,286	20.570	1,322,363.020	
	ROGERS COMM-CL B	65,502	35.830	2,346,936.660	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	62,175	75.540	4,696,699.500	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	191,243	31.210	5,968,694.030	
	NEXEN INC	86,198	16.540	1,425,714.920	
	CANADIAN TIRE CORP-CL A	12,753	57.750	736,485.750	
	CANADIAN UTILITIES LTD	13,725	62.640	859,734.000	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	72,527	73.590	5,337,261.930	
	AGRIUM INC	28,272	76.000	2,148,672.000	
	YAMANA GOLD INC	115,290	15.220	1,754,713.800	
	GILDAN ACTIVEWEAR INC	23,729	27.070	642,344.030	
	OPEN TEXT CORP	9,281	53.120	493,006.720	
	ELDORADO GOLD CORP	89,925	18.000	1,618,650.000	
	OSISKO MINING CORP	52,038	12.300	640,067.400	
	KINROSS GOLD CORP	173,556	14.610	2,535,653.160	
	FINNING INTERNATIONAL INC	30,080	20.650	621,152.000	
	RITCHIE BROS AUCTIONEERS INC	21,916	19.600	429,553.600	
	FORTIS INC	29,702	32.930	978,086.860	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	86,412	16.200	1,399,874.400	
	TELUS CORP-NON VOTE	43,923	49.790	2,186,926.170	
	GREAT WEST LIFECO INC	45,535	21.950	999,493.250	
	IAMGOLD CORP	65,070	20.380	1,326,126.600	
	IMPERIAL OIL LTD	50,996	38.980	1,987,824.080	
	ENBRIDGE INC	115,802	34.110	3,950,006.220	
	IGM FINANCIAL INC	19,774	43.270	855,620.980	
	IVANHOE MINES LTD/CA	43,708	16.500	721,182.000	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	300,750	12.360	3,717,270.000	
	LOBLAW CO LTD	17,526	37.940	664,936.440	
	PACIFIC RUBIALES ENERGY CORP	42,573	22.600	962,149.800	
	INDUSTRIAL ALLIANCE INSURANCE AND FINANCIAL SERVICES INC	13,674	31.750	434,149.500	
	MAGNA INTERNATIONAL INC	36,714	38.900	1,428,174.600	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	102,639	25.500	2,617,294.500	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	3,141	394.840	1,240,192.440	
	INMET MINING CORPORATION	7,347	50.610	371,831.670	
	METRO INC	16,380	46.200	756,756.000	
	HUSKY ENERGY INC	48,615	23.350	1,135,160.250	

平成23年10月12日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	CRESCENT POINT ENERGY CORP	45,805	39.960	1,830,367.800	
	NIKO RESOURCES LTD	7,050	45.000	317,250.000	
	ONEX CORP	17,569	33.790	593,656.510	
	PAN AMERICAN SILVER CORP	21,311	29.400	626,543.400	
	GOLDCORP INC	135,557	48.960	6,636,870.720	
	POTASH CORP OF SASKATCHEWAN	143,947	49.490	7,123,937.030	
	POWER CORP OF CANADA	66,494	24.040	1,598,515.760	
	POWER FINANCIAL CORP	43,517	26.760	1,164,514.920	
	ROYAL BANK OF CANADA	239,882	47.950	11,502,341.900	
	SNC-LAVALIN GROUP INC	28,851	44.570	1,285,889.070	
	CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	30,737	53.500	1,644,429.500	
	SHAW COMM INC-B	56,820	21.410	1,216,516.200	
	SINO-FOREST CORP	38,862	4.810	186,926.220	
	SHOPPERS DRUG MART CORP	34,176	41.550	1,420,012.800	
	NEW GOLD INC	95,842	11.780	1,129,018.760	
	SUNCOR ENERGY INC	270,419	28.850	7,801,588.150	
	ENCANA CORP	112,909	20.060	2,264,954.540	
	TECK RESOURCES LTD-CL B	102,738	35.290	3,625,624.020	
	THOMSON REUTERS CORP	60,059	29.240	1,756,125.160	
	TORONTO DOMINION BANK (THE) C\$	147,029	74.260	10,918,373.540	
	TRANSCANADA CORP	118,757	41.960	4,983,043.720	
	TRANSALTA CORP	34,014	23.110	786,063.540	
	WESTON (GEORGE) LTD	7,627	67.630	515,814.010	
	CENTERRA GOLD INC	23,677	19.700	466,436.900	
	PROGRESS ENERGY RESOURCES CORP	34,783	12.740	443,135.420	
	INTACT FINANCIAL CORP	17,942	55.160	989,680.720	
	SILVER WHEATON CORP	63,032	32.600	2,054,843.200	
	VITERRA INC NPR	76,444	10.440	798,075.360	
	PRECISION DRILLING CORP	30,296	10.350	313,563.600	
	BELL ALIANT INC	26,727	27.190	726,707.130	
	FRANCO-NEVADA CORP NPR	19,093	38.380	732,789.340	
	CI FINANCIAL CORP	23,137	19.840	459,038.080	
	TOURMALINE OIL CORP	26,118	32.090	838,126.620	
	TIM HORTONS INC	27,358	48.800	1,335,070.400	
	BAYTEX ENERGY CORP	18,200	47.410	862,862.000	
	MEG ENERGY CORP	24,735	39.650	980,742.750	
	ATHABASCA OIL SANDS CORP	43,032	11.650	501,322.800	

平成23年10月12日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	CENOVUS ENERGY INC W/I	134,178	34.340	4,607,672.520	
	ENERPLUS CORP	38,491	26.280	1,011,543.480	
	VERMILION ENERGY INC	18,997	44.170	839,097.490	
	PENN WEST PETROLEUM LTD	72,690	15.450	1,123,060.500	
	ARC RESOURCES LTD	57,667	22.640	1,305,580.880	
	CANADIAN OIL SANDS LTD	76,612	21.300	1,631,835.600	
	BONAVISTA ENERGY CORP	22,644	23.010	521,038.440	
	PENGROWTH ENERGY CORP	55,901	9.290	519,320.290	
カナダドル小計	銘柄数 : 97	6,334,637		197,297,288.680	
	組入時価比率 : 5.58%			(14,671,026,386)	
	合計時価比率 : 5.68%				
スイスフラン	GAM HOLDING LTD	33,938	11.100	376,711.800	
	CREDIT SUISSE GROUP AG	198,893	24.750	4,922,601.750	
	SYNGENTA AG	16,295	258.400	4,210,628.000	
	NESTLE SA-REGISTERED	583,939	51.100	29,839,282.900	
	CIE FINANC RICHEMONT-A	90,739	46.370	4,207,567.430	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	118,657	148.900	17,668,027.300	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	8,515	97.500	830,212.500	
	SIKA INHABER	363	1,741.000	631,983.000	
	SGS SOC GEN SURVEILLANCE HLD	861	1,458.000	1,255,338.000	
	SULZER AG-REG	4,702	104.800	492,769.600	
	NOVARTIS AG-REG SHS	393,444	52.350	20,596,793.400	
	BALOISE HOLDING AG -R	8,984	68.950	619,446.800	
	SWISSCOM AG-REG	3,764	371.700	1,399,078.800	
	ABB LTD	377,817	17.030	6,434,223.510	
	ADECCO SA-REG	19,348	40.470	783,013.560	
	GEBERIT AG	7,004	179.600	1,257,918.400	
	LONZA GROUP AG-REG	9,112	57.400	523,028.800	
	LINDT & SPRUENGLI PART	57	2,624.000	149,568.000	
	LINDT & SPRUENGLI NAMEN	27	31,940.000	862,380.000	
	UBS AG-REGISTERED	620,836	10.890	6,760,904.040	
	GIVAUDAN-REG	1,382	764.000	1,055,848.000	
	ZURICH FINANCIAL SERVICES AG	25,528	194.700	4,970,301.600	
	HOLCIM LTD-REG	37,527	52.400	1,966,414.800	
	ACTELION	19,725	32.460	640,273.500	
	SONOVA HOLDING AG	8,743	77.600	678,456.800	

平成23年10月12日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	KUEHNE & NAGEL INTL AG	9,940	107.100	1,064,574.000	
	STRAUMANN HOLDING AG	1,476	144.500	213,282.000	
	THE SWATCH GROUP AG-B	4,929	345.300	1,701,983.700	
	THE SWATCH GROUP AG-REG	10,717	61.300	656,952.100	
	SCHINDLER NAMEN	4,151	99.550	413,232.050	
	SWISS LIFE HOLDING AG	4,952	104.300	516,493.600	
	PARGESA HOLDING PORTEUR	4,772	66.300	316,383.600	
	ARYZTA AG	13,689	39.300	537,977.700	
	JULIUS BAER GROUP LTD	30,873	32.050	989,479.650	
	SWISS RE LTD	56,205	45.560	2,560,699.800	
	TRANSOCEAN LTD	49,804	45.290	2,255,623.160	
	SYNTHESE INC	10,442	147.200	1,537,062.400	
スイスフラン 小計	銘柄数 : 37	2,792,150		125,896,516.050	
	組入時価比率 : 4.03%			(10,609,299,408)	
	合計時価比率 : 4.11%				
スウェーデン クローネ	MILLICOM INTERNATIONAL CELLULAR SA	13,787	677.500	9,340,692.500	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	115,774	129.100	14,946,423.400	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	64,097	113.800	7,294,238.600	
	ERICSSON LM-B SHS	518,541	70.850	36,738,629.850	
	GETINGE AB-B SHS	31,964	157.000	5,018,348.000	
	SKF AB-B SHS	63,179	137.400	8,680,794.600	
	SANDVIK AB	161,874	80.600	13,047,044.400	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	214,074	40.250	8,616,478.500	
	SKANSKA AB-B SHS	58,507	98.450	5,760,014.150	
	SWEDBANK AB	125,939	83.650	10,534,797.350	
	SSAB AB-A	26,362	54.050	1,424,866.100	
	SVENSKA CELLULOSA AB-B SHS	106,403	87.400	9,299,622.200	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	89,116	179.100	15,960,675.600	
	VOLVO AB-B SHS	250,525	73.950	18,526,323.750	
	HOLMEN AB-B SHS	13,600	176.400	2,399,040.000	
	SCANIA AB	49,676	101.500	5,042,114.000	
	SWEDISH MATCH AB	37,451	219.000	8,201,769.000	
	TELE2 AB-B SHS	49,717	130.100	6,468,181.700	
	MODERN TIMES GROUP-B SHS	7,708	300.000	2,312,400.000	
	NORDEA AB	472,649	58.800	27,791,761.200	

平成23年10月12日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	INDUSTRIVARDEN C	11,865	74.950	889,281.750	
	ELECTROLUX AB-SER B	38,584	107.900	4,163,213.600	
	SECURITAS AB-B SHS	53,055	54.050	2,867,622.750	
	INVESTOR AB-B SHS	69,415	126.400	8,774,056.000	
	HENNES&MAURITZ AB-B SHS	175,638	209.800	36,848,852.400	
	ASSA ABLOY AB-B	48,208	144.400	6,961,235.200	
	TELIASONERA AB	374,771	45.990	17,235,718.290	
	BOLIDEN AB	44,557	82.000	3,653,674.000	
	ALFA LAVAL AB	55,244	112.600	6,220,474.400	
	KINNEVIK INVESTMENT B	33,473	129.500	4,334,753.500	
	HUSQVARNA AB-B SHS	66,807	29.360	1,961,453.520	
	RATOS AB	33,804	81.450	2,753,335.800	
	HEXAGON AB	40,778	88.300	3,600,697.400	
スウェーデン クローネ小計	銘柄数 : 33	3,517,142		317,668,583.510	
	組入時価比率 : 1.38%			(3,640,481,967)	
	合計時価比率 : 1.41%				
ユーロ	TELEKOM AUSTRIA AG	58,651	7.947	466,099.490	
	OMV AG	24,898	23.135	576,015.230	
	VERBUND AG	11,647	21.150	246,334.050	
	VOEST-ALPINE AG	17,613	21.725	382,642.420	
	ERSTE GROUP BANK AG	31,044	17.650	547,926.600	
	IMMOFINANZ AG	152,609	2.170	331,161.530	
	RAIFFEISEN BANK INTERNATIONAL	9,099	20.260	184,345.740	
	VIENNA INSURANCE GROUP	2,876	27.845	80,082.220	
	UMICORE	18,212	28.765	523,868.180	
	DELHAIZE GROUP	22,214	46.130	1,024,731.820	
	KBC BANKVERZEKERINGSHOLDING	24,086	18.750	451,612.500	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV NV	135,768	39.185	5,320,069.080	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV NV VVPR	39,408	0.001	39.400	
	SOLVAY SA	8,874	73.840	655,256.160	
	MOBISTAR SA	3,768	41.790	157,464.720	
	AGEAS	329,447	1.300	428,281.100	
	UCB SA	18,529	33.365	618,220.080	
	COLRUYT NV	14,070	31.880	448,551.600	
	BEKAERT NV	5,202	30.500	158,661.000	
	GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	12,830	55.050	706,291.500	

平成23年10月12日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	GRUPE BRUX LAMBERT-STR VVPR	516	0.004	2.060	
	BELGACOM SA	23,896	23.240	555,343.040	
	BANK OF CYPRUS PUBLIC CO LTD NPR	138,160	1.060	146,449.600	
	ADIDAS AG	32,662	49.725	1,624,117.950	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	58,391	53.750	3,138,516.250	
	COMMERZBANK AG	576,747	1.812	1,045,065.560	
	FRESENIUS SE & CO KGAA	18,331	67.950	1,245,591.450	
	UNITED INTERNET	16,729	12.990	217,309.710	
	MAN SE	10,044	58.400	586,569.600	
	HANNOVER RUECKVERSICHERUNG AG	12,421	35.650	442,808.650	
	GEA GROUP AG	28,135	18.730	526,968.550	
	CONTINENTAL AG	13,432	50.640	680,196.480	
	DEUTSCHE POST AG-REG	150,562	10.250	1,543,260.500	
	AXEL SPRINGER AG	3,091	27.000	83,457.000	
	PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PFD	25,205	37.510	945,439.550	
	MERCK KGAA	9,951	60.780	604,821.780	
	RWE AG	74,759	30.535	2,282,766.060	
	RWE AG-N VTG PFD	6,189	27.670	171,249.630	
	SAP AG	156,076	40.155	6,267,231.780	
	E.ON AG	308,865	17.890	5,525,594.850	
	HENKEL AG & CO KGAA	20,540	34.450	707,603.000	
	METRO AG	23,577	31.260	737,017.020	
	SIEMENS AG-REG	140,073	72.850	10,204,318.050	
	BAYER AG	134,502	43.605	5,864,959.710	
	HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	27,985	41.845	1,171,032.320	
	DAIMLER AG	157,182	35.850	5,634,974.700	
	BASF SE	157,229	50.300	7,908,618.700	
	CELESIO AG	20,040	10.105	202,504.200	
	BEIERSDORF AG	17,049	41.105	700,799.140	
	HOCHTIEF AG	6,942	50.230	348,696.660	
	HEIDELBERGCEMENT AG	21,539	27.810	598,999.590	
	FRESENIUS MEDICAL CARE AG & CO	40,015	50.420	2,017,556.300	
	ALLIANZ SE	78,679	79.080	6,221,935.320	
	PROSIEBEN MEDIA N/V VORZUG REG	10,199	14.500	147,885.500	
	DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	37,098	9.800	363,560.400	
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	32,549	96.820	3,151,394.180	
	SALZGITTER	6,090	38.775	236,139.750	

平成23年10月12日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	VOLKSWAGEN AG	4,995	98.400	491,508.000	
	VOLKSWAGEN AG PFD	25,649	108.100	2,772,656.900	
	THYSSENKRUPP AG	70,228	20.340	1,428,437.520	
	TUI AG	18,532	4.392	81,392.540	
	LINDE AG	25,761	109.850	2,829,845.850	
	DEUTSCHE BANK AG-REG	161,437	27.850	4,496,020.450	
	BMW VORZUG	9,751	37.500	365,662.500	
	K & S	28,708	42.140	1,209,755.120	
	SUEDZUCKER AG	11,295	21.750	245,666.250	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	447,100	9.385	4,196,033.500	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	176,053	6.078	1,070,050.130	
	FRAPORT AG	5,722	44.520	254,743.440	
	LANXESS MANUFACTURES POLYMERS	14,055	40.540	569,789.700	
	WACKER-CHEMIE GMBH	2,443	73.640	179,902.520	
	DEUTSCHE BOERSE AG NEW	32,038	40.725	1,304,747.550	
	KABEL DEUTSCHLAND HOLDING AG	12,123	40.825	494,921.470	
	BRENNTAG AG	6,654	71.000	472,434.000	
	ABERTIS INFRAESTRUCTURAS SA	88,050	11.940	1,051,317.000	
	IBERDROLA SA	674,095	5.251	3,539,672.840	
	INDRA SISTEMAS SA	18,451	11.460	211,448.460	
	REPSOL YPF SA	135,519	21.390	2,898,751.410	
	TELEFONICA S.A	686,310	14.970	10,274,060.700	
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	26,031	27.185	707,652.730	
	BANKINTER S.A.	41,581	4.416	183,621.690	
	ACERINOX SA	17,369	9.084	157,779.990	
	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	690,712	6.450	4,455,092.400	
	ACCIONA S.A.	5,469	66.120	361,610.280	
	GAS NATURAL SDG SA	57,849	12.980	750,880.020	
	BANCO SANTANDER SA	1,427,709	6.291	8,981,717.310	
	RED ELECTRICA DE CORPORACION SA	18,194	34.185	621,961.890	
	ZARDOYA OTIS	9,251	9.470	87,606.970	
	FOMENTO DE CONSTRUC Y CONTRA	10,230	18.950	193,858.500	
	BANCO POPULAR ESPANOL	146,617	3.530	517,558.010	
	BANCO SABADELL	189,828	2.711	514,623.700	
	INDITEX	39,750	66.220	2,632,245.000	
	MAPFRE SA	118,488	2.399	284,252.710	
	ENAGAS	25,191	14.175	357,082.420	

平成23年10月12日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	GRIFOLS SA	24,016	14.250	342,228.000	
	FERROVIAL SA	67,375	9.298	626,452.750	
	CAIXABANK	149,185	3.410	508,720.850	
	EDP RENOVAVEIS SA	38,800	4.105	159,274.000	
	AMADEUS IT HOLDING SA	52,881	12.600	666,300.600	
	INTERNATIONAL CONSOLIDATED AIRLINES GROUP SA	167,491	1.860	311,533.260	
	DISTRIBUIDORA INTERNACIONAL DE ALIMENTACION SA	85,939	3.200	275,004.800	
	CAIXABANK RTS	149,185	0.062	9,249.470	
	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA SA RTS	690,712	0.115	79,431.880	
	BANKIA SAU	140,798	3.610	508,280.780	
	KESKO OYJ-B	14,237	24.910	354,643.670	
	WARTSILA OYJ	26,436	18.710	494,617.560	
	NOKIAN RENKAAT OYJ	17,124	24.520	419,880.480	
	OUTOKUMPU OYJ	22,458	4.952	111,212.010	
	UPM-KYMMENE OYJ	79,405	9.130	724,967.650	
	STORA ENSO OYJ-R SHS	88,398	4.836	427,492.720	
	SAMPO OYJ-A SHS	76,738	20.250	1,553,944.500	
	FORTUM OYJ	85,872	17.800	1,528,521.600	
	NOKIA OYJ	597,512	4.502	2,689,999.020	
	POHJOLA BANK PLC	23,199	8.260	191,623.740	
	ELISA CORP	20,563	15.220	312,968.860	
	METSO OYJ	21,261	24.070	511,752.270	
	NESTE OIL OYJ	23,509	6.965	163,740.180	
	KONE OYJ	28,457	37.730	1,073,682.610	
	ORION OYJ	18,031	15.010	270,645.310	
	AIR LIQUIDE	48,711	91.420	4,453,159.620	
	EUROPEAN AERONAUTIC DEFENCE	66,253	22.405	1,484,398.460	
	ERAMET	959	111.800	107,216.200	
	AXA	266,452	11.585	3,086,846.420	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	60,532	10.955	663,128.060	
	DANONE	100,446	45.360	4,556,230.560	
	SAFRAN SA	25,102	24.690	619,768.380	
	ACCOR SA	26,806	21.320	571,503.920	
	BOUYGUES	38,432	25.845	993,275.040	

平成23年10月12日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	BNP PARIBAS	161,417	33.445	5,398,591.560	
	THALES SA	18,903	24.865	470,023.090	
	CAP GEMINI SA	24,414	26.395	644,407.530	
	CASINO GUICHARD PERRACHON	10,475	59.860	627,033.500	
	CHRISTIAN DIOR	8,931	92.990	830,493.690	
	COMPAGNIE GENERALE DE GEOPHYSIQUE-VERITAS	23,542	14.975	352,541.450	
	ALCATEL-LUCENT	384,592	2.006	771,491.550	
	NATIXIS	130,004	2.420	314,609.680	
	EIFFAGE	6,803	24.795	168,680.380	
	PUBLICIS GROUPE	23,735	33.750	801,056.250	
	IMERYS SA	5,944	39.935	237,373.640	
	LAFARGE SA	32,630	28.100	916,903.000	
	L'OREAL	38,417	77.090	2,961,566.530	
	LVMH MOET HENNESSY LOUI V SA	43,656	110.600	4,828,353.600	
	LAGARDERE S.C.A.	17,950	19.400	348,230.000	
	MICHELIN(CGDE) -B	28,505	46.580	1,327,762.900	
	PERNOD-RICARD	32,110	62.400	2,003,664.000	
	PEUGEOT SA	22,742	18.055	410,606.810	
	RENAULT SA	31,545	26.990	851,399.550	
	COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	61,891	32.375	2,003,721.120	
	SOCIETE GENERALE-A	98,243	21.850	2,146,609.550	
	VINCI S.A.	67,944	34.500	2,344,068.000	
	SODEXO	18,936	50.260	951,723.360	
	SCHNEIDER ELECTRIC SA	85,574	43.625	3,733,165.750	
	VIVENDI SA	218,189	16.150	3,523,752.350	
	TECHNIP-COFLEXIP S.A.	15,942	62.030	988,882.260	
	TELEVISION FRANCAISE(T.F.1)	21,519	9.899	213,016.580	
	TOTAL SA	358,913	35.715	12,818,577.790	
	AIR FRANCE	24,369	5.374	130,959.000	
	VALLOUREC	22,581	47.005	1,061,419.900	
	FRANCE TELECOM SA	323,302	12.950	4,186,760.900	
	BIC	3,946	66.240	261,383.040	
	DASSAULT SYSTEMES SA	9,862	53.420	526,828.040	
	PPR	11,855	103.950	1,232,327.250	
	CNP ASSURANCES	35,379	10.760	380,678.040	
	NEOPOST SA	6,872	51.050	350,815.600	

平成23年10月12日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	CARREFOUR SA	101,900	17.480	1,781,212.000	
	ATOS	6,851	36.500	250,061.500	
	SANOFI	187,243	49.920	9,347,170.560	
	STMICROELECTRONICS NV	97,120	5.190	504,052.800	
	M6-METROPOLE TELEVISION	12,723	12.440	158,274.120	
	EURAZEO	5,093	32.700	166,541.100	
	JC DECAUX INTERNATIONAL	5,294	18.480	97,833.120	
	ESSILOR INTL	37,242	51.430	1,915,356.060	
	CREDIT AGRICOLE SA	157,236	5.440	855,363.840	
	WENDEL	5,950	50.890	302,795.500	
	ILIAD SA	3,225	83.080	267,933.000	
	GDF SUEZ	213,163	23.170	4,938,986.710	
	ALSTOM	33,600	25.240	848,064.000	
	EUTELSAT COMMUNICATIONS	17,450	29.725	518,701.250	
	ELECTRICITE DE FRANCE	44,389	22.955	1,018,949.490	
	ARKEMA SA	9,569	48.095	460,221.050	
	LEGRAND SA	38,012	25.280	960,943.360	
	ADP	7,089	57.100	404,781.900	
	SCOR SE	35,439	17.400	616,638.600	
	BUREAU VERITAS SA	7,690	53.700	412,953.000	
	GROUPE EUROTUNNEL SA	89,249	6.439	574,674.310	
	SUEZ ENVIRONNEMENT SA	54,909	10.810	593,566.290	
	GDF SUEZ-STRIP VVPR	3,318	0.001	3.310	
	EDENRED	27,224	18.275	497,518.600	
	ALPHA BANK A.E.	71,683	0.830	59,496.890	
	COCA-COLA HELLENIC BOTTLING	35,569	12.800	455,283.200	
	NATIONAL BANK OF GREECE	149,407	1.600	239,051.200	
	HELLENIC TELECOMMUN ORGANIZA	33,942	3.150	106,917.300	
	OPAP SA	45,577	6.950	316,760.150	
	CRH PLC	139,387	12.640	1,761,851.680	
	KERRY GROUP PLC-A	24,173	25.600	618,828.800	
	ELAN CORPORATION PLC	89,094	8.157	726,739.750	
	ANGLO IRISH BANK CORP	91,316	0.132	12,053.710	
	ASSICURAZIONI GENERALI	185,488	12.430	2,305,615.840	
	INTESA SANPAOLO	1,849,034	1.333	2,464,762.320	
	INTESA SANPAOLO-RNC	137,310	1.094	150,217.140	
	UNICREDIT SPA	2,499,455	1.030	2,574,438.650	

平成23年10月12日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	ENI SPA	408,897	14.750	6,031,230.750	
	MEDIOBANCA SPA	81,452	6.015	489,933.780	
	PIRELLI & C	43,558	5.865	255,467.670	
	SAIPEM	51,738	27.470	1,421,242.860	
	LUXOTTICA GROUP SPA	22,387	20.350	455,575.450	
	MEDIASET SPA	120,446	2.554	307,619.080	
	AUTOGRILL SPA	29,172	8.000	233,376.000	
	A2A SPA	304,602	0.984	299,728.360	
	FIAT SPA	119,079	4.566	543,714.710	
	ENEL SPA	1,035,843	3.512	3,637,880.610	
	FINMECCANICA SPA	67,914	5.360	364,019.040	
	BANCA MONTE DEI PASCHI SIENA	777,770	0.418	325,107.860	
	SNAM RETE GAS	270,029	3.532	953,742.420	
	UNIONE DI BANCHE ITALIANE SCPA	123,631	3.164	391,168.480	
	TELECOM ITALIA SPA	1,712,738	0.854	1,462,678.250	
	TELECOM ITALIA-RNC	897,290	0.724	649,637.960	
	ATLANTIA SPA	54,105	11.280	610,304.400	
	TERNA SPA	229,678	2.830	649,988.740	
	EXOR SPA	8,976	15.530	139,397.280	
	PRYSMIAN SPA	34,257	10.930	374,429.010	
	BANCO POPOLARE SPA	246,216	1.355	333,622.680	
	ENEL GREEN POWER SPA	261,859	1.685	441,232.410	
	FIAT INDUSTRIAL SPA	119,079	5.740	683,513.460	
	ARCELOR MITTAL (NL)	148,060	14.000	2,072,840.000	
	TENARIS SA	72,386	10.280	744,128.080	
	SES FDR	46,853	17.945	840,777.080	
	BOSKALIS WESTMINSTER CT	12,092	24.870	300,728.040	
	REED ELSEVIER NV	112,391	8.500	955,323.500	
	KONINKLIJKE DSM NV	28,582	36.505	1,043,385.910	
	SBM OFFSHORE NV	23,374	14.090	329,339.660	
	ING GROEP NV-CVA	678,264	5.800	3,933,931.200	
	RANDSTAD HOLDINGS	17,460	25.475	444,793.500	
	KONINKLIJKE AHOLD NV	186,470	8.989	1,676,178.830	
	HEINEKEN NV	49,634	33.380	1,656,782.920	
	AKZO NOBEL	35,469	36.190	1,283,623.110	
	ASML HOLDING NV	67,745	26.530	1,797,274.850	
	AEGON NV	277,959	3.389	942,003.050	

平成23年10月12日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	POSTNL	57,215	3.214	183,889.010	
	UNILEVER NV-CVA	267,291	23.770	6,353,507.070	
	PHILIPS ELECTRONICS NV	151,680	14.340	2,175,091.200	
	WOLTERS KLUWER-CVA	61,941	12.965	803,065.060	
	QIAGEN N.V.	47,970	9.698	465,213.060	
	VOPAK (KON.)	11,504	35.470	408,046.880	
	KONINKLIJKE KPN NV	251,126	9.986	2,507,744.230	
	HEINEKEN HOLDING NV-A	18,770	29.355	550,993.350	
	FUGRO CERT	10,228	39.925	408,352.900	
	TNT EXPRESS NV W/I	70,112	5.208	365,143.290	
	DELTA LLOYD NV	31,660	12.370	391,634.200	
	BANCO ESPIRITO SANTO-REG	83,470	1.930	161,097.100	
	JERONIMO MARTINS	40,183	12.165	488,826.190	
	PORTUGAL TELECOM SGPS SA-REG	153,435	5.359	822,258.160	
	ENERGIAS DE PORTUGAL SA	314,886	2.397	754,781.740	
	BANCO COMERCIAL PORTUGUES-R	511,426	0.173	88,476.690	
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	35,756	14.530	519,534.680	
ユーロ小計	銘柄数 : 255	32,238,961		336,183,930.850	
	組入時価比率 : 13.34%			(35,087,516,863)	
	合計時価比率 : 13.58%				
デンマークク ローネ	CARLSBERG AS-B	17,266	350.000	6,043,100.000	
	A P MOLLER A/S	273	33,900.000	9,254,700.000	
	AP MOLLER MAERSK A	100	32,240.000	3,224,000.000	
	DANSKE BANK A/S	105,158	77.000	8,097,166.000	
	NOVOZYMES-B SHS	8,613	785.500	6,765,511.500	
	NOVO NORDISK A/S-B	69,696	536.000	37,357,056.000	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	29,950	90.000	2,695,500.000	
	TDC A/S	58,423	44.690	2,610,923.870	
	COLOPLAST-B	3,308	784.000	2,593,472.000	
	DSV A/S	29,112	99.300	2,890,821.600	
	WILLIAM DEMANT	3,754	399.000	1,497,846.000	
	TRYG A/S	6,415	294.100	1,886,651.500	
	PANDORA A/S	8,956	40.730	364,777.880	
デンマークク ローネ小計	銘柄数 : 13	341,024		85,281,526.350	
	組入時価比率 : 0.45%			(1,195,646,999)	

平成23年10月12日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	合計時価比率 : 0.46%				
ノルウェーク ローネ	SEADRILL LTD	57,929	170.400	9,871,101.600	
	ACERGY SA	43,150	116.800	5,039,920.000	
	DNB HOLDING ASA	181,138	60.350	10,931,678.300	
	NORSK HYDRO ASA	138,196	27.780	3,839,084.880	
	TELENOR ASA	115,972	91.550	10,617,236.600	
	ORKLA ASA	129,845	45.950	5,966,377.750	
	STATOIL ASA	181,422	132.600	24,056,557.200	
	YARA INTERNATIONAL ASA	37,387	235.600	8,808,377.200	
	AKER SOLUTIONS ASA	25,474	54.050	1,376,869.700	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	48,039	59.800	2,872,732.200	
ノルウェーク ローネ小計	銘柄数 : 10	958,552		83,379,935.430	
	組入時価比率 : 0.43%			(1,120,626,332)	
	合計時価比率 : 0.43%				
香港ドル	YUE YUEN INDUSTRIAL HOLDINGS	142,000	21.350	3,031,700.000	
	ORIENT OVERSEAS INTERNATIONAL	40,500	34.750	1,407,375.000	
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	461,000	24.650	11,363,650.000	
	BANK OF EAST ASIA	262,660	25.250	6,632,165.000	
	CLP HOLDINGS LTD	311,500	69.200	21,555,800.000	
	PCCW LTD	581,000	2.900	1,684,900.000	
	CATHAY PACIFIC AIRWAYS	193,000	13.340	2,574,620.000	
	LI & FUNG LTD	1,056,400	14.000	14,789,600.000	
	CHEUNG KONG HOLDINGS LTD	223,000	91.150	20,326,450.000	
	CHEUNG KONG INFRASTRUCTURE	76,000	42.550	3,233,800.000	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	165,900	117.400	19,476,660.000	
	MTR CORP	257,000	24.100	6,193,700.000	
	ESPRIT HOLDINGS LTD	350,237	11.000	3,852,607.000	
	HANG LUNG GROUP LTD	135,000	42.500	5,737,500.000	
	HANG SENG BANK LTD	123,500	93.400	11,534,900.000	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	178,000	37.200	6,621,600.000	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	271,000	59.350	16,083,850.000	
	(THE) WHARF HOLDINGS LTD	234,750	38.400	9,014,400.000	
	HONG KONG & CHINA GAS	747,050	16.840	12,580,322.000	
	HUTCHISON WHAMPOA LTD	343,000	66.050	22,655,150.000	
	HYSAN DEVELOPMENT CO	97,000	26.500	2,570,500.000	

平成23年10月12日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP LTD	220,000	13.360	2,939,200.000	
	KERRY PROPERTIES LTD	123,500	26.250	3,241,875.000	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	590,000	17.640	10,407,600.000	
	NEW WORLD DEVELOPMENT	733,800	8.220	6,031,836.000	
	SHANGRI-LA ASIA LTD	230,000	14.960	3,440,800.000	
	SINO LAND CO	684,000	10.900	7,455,600.000	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	224,000	96.450	21,604,800.000	
	SWIRE PACIFIC LTD A	120,500	88.300	10,640,150.000	
	WING HANG BANK LTD	36,000	64.000	2,304,000.000	
	WHEELOCK & CO LTD	169,000	22.600	3,819,400.000	
	SJM HOLDINGS LTD	290,000	13.820	4,007,800.000	
	AIA GROUP LTD	1,341,600	23.400	31,393,440.000	
	ASM PACIFIC TECH	52,600	78.700	4,139,620.000	
	WYNN MACAU LTD	250,400	21.350	5,346,040.000	
	SANDS CHINA LTD	502,800	20.200	10,156,560.000	
香港ドル小計	銘柄数 : 36	11,817,697		329,849,970.000	
	組入時価比率 : 1.24%			(3,252,320,704)	
	合計時価比率 : 1.26%				
シンガポール・ドル	GENTING SINGAPORE PLC	1,290,400	1.595	2,058,188.000	
	GOLDEN AGRI-RESOURCES LTD	1,431,640	0.595	851,825.800	
	SINGAPORE TECH ENG	272,000	2.800	761,600.000	
	SEMCORP INDUSTRIES	221,000	3.840	848,640.000	
	SINGAPORE PRESS HOLDINGS LTD	261,000	3.740	976,140.000	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	272,000	12.040	3,274,880.000	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	88,000	9.800	862,400.000	
	SEMCORP MARINE	196,000	3.550	695,800.000	
	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	18,000	40.500	729,000.000	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	141,000	6.240	879,840.000	
	CAPITALAND LTD	390,000	2.460	959,400.000	
	FRASER & NEAVE LTD-ORD	180,500	5.590	1,008,995.000	
	KEPPEL CORP LTD	232,500	8.230	1,913,475.000	
	COMFORTDELGRO CORP LTD	114,000	1.310	149,340.000	
	NEPTUNE ORIENT	127,750	1.140	145,635.000	
	NOBLE GROUP LTD/SINGAPORE	646,763	1.395	902,234.380	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	391,200	8.230	3,219,576.000	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	1,428,867	3.170	4,529,508.390	

平成23年10月12日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	132,400	11.310	1,497,444.000	
	KEPPEL LAND LTD	116,000	2.580	299,280.000	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	202,000	17.340	3,502,680.000	
	STARHUB LTD	54,000	2.820	152,280.000	
	OLAM INTERNATIONAL LTD	302,800	2.360	714,608.000	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	322,000	4.820	1,552,040.000	
	YANGZIJIANG SHIPBUILDING HOLDINGS LTD	278,000	0.890	247,420.000	
	CAPITAMALLS ASIA LTD	215,000	1.205	259,075.000	
	GLOBAL LOGISTIC PROPERTIES LTD	253,000	1.580	399,740.000	
シンガポール・ドル小計	銘柄数 : 27	9,577,820		33,391,044.570	
	組入時価比率 : 0.76%			(1,986,767,152)	
	合計時価比率 : 0.77%				
イスラエル・シユケル	BANK HAPOALIM BM	268,835	12.850	3,454,529.750	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL BM	297,304	11.540	3,430,888.160	
	BEZEQ ISRAELI TELECOMMUNICATION CORP LTD	282,651	7.300	2,063,352.300	
	PARTNER COMMUNICATIONS	24,254	40.550	983,499.700	
	ISRAEL DISCOUNT BANK LTD	206,948	5.680	1,175,464.640	
	ISRAEL CHEMICALS LTD	83,599	40.200	3,360,679.800	
	NICE SYSTEMS LTD	9,608	119.700	1,150,077.600	
	TEVA PHARMACEUTICAL INDUSTRIES LTD	149,776	140.200	20,998,595.200	
	ISRAEL CORP LTD/THE	548	2,540.000	1,391,920.000	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	33,542	30.600	1,026,385.200	
イスラエル・シユケル小計	銘柄数 : 10	1,357,065		39,035,392.350	
	組入時価比率 : 0.31%			(813,497,577)	
	合計時価比率 : 0.31%				
オーストラリアドル	RAMSAY HEALTH CARE LTD	23,959	18.870	452,106.330	
	AUST AND NZ BANKING GROUP LT	438,517	21.200	9,296,560.400	
	AMCOR LTD	210,271	6.990	1,469,794.290	
	WESTPAC BANKING CORPORATION	508,800	21.920	11,152,896.000	

平成23年10月12日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	204,785	4.810	985,015.850	
	TELSTRA CORP LTD	677,536	3.090	2,093,586.240	
	BENDIGO AND ADELAIDE BANK LTD	56,181	8.880	498,887.280	
	AMP LTD	449,927	4.170	1,876,195.590	
	LYNAS CORP LTD	243,389	1.225	298,151.520	
	ASX LTD	29,737	30.730	913,818.010	
	BHP BILLITON LTD	544,236	37.390	20,348,984.040	
	CALTEX AUSTRALIA LTD	21,232	13.400	284,508.800	
	COMPUTERSHARE LT	121,184	7.420	899,185.280	
	CSL LIMITED	88,583	30.410	2,693,809.030	
	TRANSURBAN GROUP	198,917	5.320	1,058,238.440	
	COCA-COLA AMATIL LTD	93,286	11.960	1,115,700.560	
	COCHLEAR LTD	8,596	49.910	429,026.360	
	ORIGIN ENERGY LTD	183,637	14.180	2,603,972.660	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	262,005	47.250	12,379,736.250	
	BORAL LIMITED	107,619	3.700	398,190.300	
	RIO TINTO LIMITED	71,029	68.000	4,829,972.000	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP LT	339,591	3.120	1,059,523.920	
	ONESTEEL LIMITED	224,361	1.380	309,618.180	
	FOSTER'S GROUP LTD	337,000	5.270	1,775,990.000	
	MACARTHUR COAL LTD	23,475	15.860	372,313.500	
	OZ MINERALS LTD	55,513	10.550	585,662.150	
	ORICA LTD	64,015	24.640	1,577,329.600	
	FAIRFAX MEDIA LTD	362,918	0.925	335,699.150	
	LEIGHTON HLDGS LTD	21,757	20.610	448,411.770	
	BLUESCOPE STEEL LTD	255,174	0.895	228,380.730	
	MAP GROUP	76,167	3.370	256,682.790	
	MACQUARIE GROUP LTD	56,238	25.110	1,412,136.180	
	WORLEYPARSONS LTD	44,812	27.290	1,222,919.480	
	SUNCORP GROUP LTD	211,551	8.160	1,726,256.160	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	367,623	24.210	8,900,152.830	
	NEWCREST MINING LTD	131,903	36.400	4,801,269.200	
	PALADIN ENERGY LTD	117,788	1.665	196,117.020	
	INCITEC PIVOT LTD	270,689	3.350	906,808.150	
	TOLL HOLDINGS LTD	119,945	4.660	558,943.700	
	QANTAS AIRWAYS LIMITED	179,039	1.550	277,510.450	
	QBE INSURANCE GROUP LIMITED	202,034	13.980	2,824,435.320	

平成23年10月12日現在

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	SANTOS LTD	140,142	12.660	1,774,197.720	
	SIMS METAL MANAGEMENT LTD	27,467	13.330	366,135.110	
	SONIC HEALTHCARE	64,654	11.500	743,521.000	
	TABCORP HOLDINGS LTD	129,307	2.600	336,198.200	
	WESFARMERS LTD	173,277	31.750	5,501,544.750	
	ALUMINA LIMITED	397,286	1.595	633,671.170	
	ILUKA RESOURCES LIM1	71,975	16.050	1,155,198.750	
	WOODSIDE PETROLEUM LTD	114,192	35.590	4,064,093.280	
	WOOLWORTHS LTD	201,448	24.620	4,959,649.760	
	METCASH LTD	217,093	4.240	920,474.320	
	TATTS GROUP LTD	237,678	2.280	541,905.840	
	AGL ENERGY LTD	78,197	14.660	1,146,368.020	
	BRAMBLES LTD	257,796	6.820	1,758,168.720	
	ASCIANO LTD	485,711	1.525	740,709.270	
	WESFARMERS LTD-PPS	27,301	32.140	877,454.140	
	CROWN LTD	81,750	8.000	654,000.000	
	ECHO ENTERTAINMENT GROUP LTD	113,618	3.650	414,705.700	
	QR NATIONAL LTD	278,184	3.120	867,934.080	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES SE	70,178	5.800	407,032.400	
オーストラリア アドル小計	銘柄数 : 60	11,172,273		133,717,457.740	
	組入時価比率 : 3.87%			(10,178,572,883)	
	合計時価比率 : 3.94%				
ニュージーラ ンドドル	FLETCHER BUILDING LTD	165,935	7.900	1,310,886.500	
	TELECOM CORP OF NEW ZEALAND	407,280	2.565	1,044,673.200	
ニュージーラ ンドドル小計	銘柄数 : 2	573,215		2,355,559.700	
	組入時価比率 : 0.05%			(140,391,358)	
	合計時価比率 : 0.05%				
合計				253,911,800,158	
				(253,911,800,158)	

(注)1. 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 通貨の表示については、その通貨の表記単位で表示しております。

## 株式以外の有価証券

平成23年10月12日現在

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	CAPITAMALL TRUST	294,800.00	551,276.000	
	ASCENDAS REAL ESTATE INVT	295,906.00	591,812.000	
シンガポール・ドル小計	銘柄数 : 2	590,706.00	1,143,088.000	
	組入時価比率 : 0.03%		(68,013,736)	
	合計時価比率 : 0.03%			
	MIRVAC GROUP	612,711.00	753,634.530	
	CFS RETAIL PROPERTY	338,821.00	606,489.590	
	GPT GROUP	292,236.00	914,698.680	
	LEND LEASE GROUP	89,837.00	687,253.050	
	STOCKLAND	357,887.00	1,077,239.870	
	WESTFIELD GROUP	354,089.00	2,722,944.410	
	DEXUS PROPERTY GROUP	873,123.00	724,692.090	
	GOODMAN GROUP	1,183,581.00	674,641.170	
	WESTFIELD RETAIL TRUST	474,804.00	1,201,254.120	
オーストラリアドル小計	銘柄数 : 9	4,577,089.00	9,362,847.510	
	組入時価比率 : 0.27%		(712,699,952)	
	合計時価比率 : 0.28%			
投資信託受益証券計			780,713,688	
			(780,713,688)	
投資証券	BOSTON PROPERTIES INC	23,201.00	2,061,640.860	
	ANNALY MORTGAGE MANAGEMENT	178,310.00	2,824,430.400	
	PROLOGIS INC	83,862.00	2,051,264.520	
	AVALONBAY COMMUNITIES INC	16,735.00	1,983,097.500	
	DUKE REALTY TRUST	38,117.00	379,264.150	
	EQUITY RESIDENTIAL	51,635.00	2,732,007.850	
	FEDERAL REALTY INVS TRUST	10,146.00	832,276.380	
	GENERAL GROWTH PROPERTIES INC	72,923.00	894,035.980	
	HCP INC	66,067.00	2,404,838.800	
	HEALTH CARE REIT INC	31,700.00	1,499,410.000	
	RAYONIER INC	23,736.00	908,851.440	
	KIMCO REALTY	66,054.00	968,351.640	
	LIBERTY PROPERTY TRUST	18,875.00	529,255.000	
	THE MACERICH COMPANY	19,817.00	849,356.620	
	HOST HOTELS & RESORTS INC	108,265.00	1,229,890.400	
	PLUM CREEK TIMBER CO	29,979.00	1,071,449.460	

平成23年10月12日現在

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
	REGENCY	15,096.00	527,907.120	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	46,670.00	5,266,242.800	
	PUBLIC STORAGE	26,399.00	2,958,799.920	
	VENTAS INC	47,437.00	2,363,785.710	
	VORNADO REALTY TRUST	29,846.00	2,187,711.800	
米ドル小計	銘柄数 : 21	1,004,870.00	36,523,868.350	
	組入時価比率 : 1.07%		(2,801,745,941)	
	合計時価比率 : 1.08%			
	BRITISH LAND CO PLC	155,704.00	786,305.200	
	HAMMERSON PLC	101,418.00	404,860.650	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	140,925.00	957,585.370	
	CAPITAL SHOPPING CENTRES GROUP	83,396.00	283,046.020	
	SEGRO PLC	122,102.00	283,032.430	
英ポンド小計	銘柄数 : 5	603,545.00	2,714,829.670	
	組入時価比率 : 0.12%		(323,933,476)	
	合計時価比率 : 0.13%			
	BROOKFIELD OFFICE PROPERTIES	49,605.00	724,729.050	
	RIOCAN REAL ESTATE INVEST TRUST	17,832.00	444,016.800	
カナダドル小計	銘柄数 : 2	67,437.00	1,168,745.850	
	組入時価比率 : 0.03%		(86,907,941)	
	合計時価比率 : 0.03%			
	GECINA SA	3,258.00	221,381.100	
	ICADE EMGP	4,185.00	261,897.300	
	UNIBAIL-RODAMCO SE	14,804.00	2,114,751.400	
	KLEPIERRE	23,018.00	520,091.710	
	FONCIERE DES REGIONS	4,045.00	212,847.900	
	CORIO NV	12,066.00	439,323.060	
ユーロ小計	銘柄数 : 6	61,376.00	3,770,292.470	
	組入時価比率 : 0.15%		(393,505,425)	
	合計時価比率 : 0.15%			
	LINK REIT/THE	371,500.00	9,770,450.000	
香港ドル小計	銘柄数 : 1	371,500.00	9,770,450.000	
	組入時価比率 : 0.04%		(96,336,637)	
	合計時価比率 : 0.04%			
投資証券計			3,702,429,420	
			(3,702,429,420)	

平成23年10月12日現在

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
合計			4,483,143,108	
			(4,483,143,108)	

(注)1. 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 通貨の表示については、その通貨の表記単位で表示しております。

## 有価証券明細表注記

### 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	株式 569銘柄	54.67%	55.66%
米ドル	投資証券 21銘柄	1.07%	1.08%
英ポンド	株式 98銘柄	10.42%	10.60%
英ポンド	投資証券 5銘柄	0.12%	0.13%
カナダドル	株式 97銘柄	5.58%	5.68%
カナダドル	投資証券 2銘柄	0.03%	0.03%
スイスフラン	株式 37銘柄	4.03%	4.11%
スウェーデンクローネ	株式 33銘柄	1.38%	1.41%
ユーロ	株式 255銘柄	13.34%	13.58%
ユーロ	投資証券 6銘柄	0.15%	0.15%
デンマーククローネ	株式 13銘柄	0.45%	0.46%
ノルウェークローネ	株式 10銘柄	0.43%	0.43%
香港ドル	株式 36銘柄	1.24%	1.26%
香港ドル	投資証券 1銘柄	0.04%	0.04%
シンガポール・ドル	株式 27銘柄	0.76%	0.77%
シンガポール・ドル	投資信託受益証券 2銘柄	0.03%	0.03%
イスラエル・シケル	株式 10銘柄	0.31%	0.31%
オーストラリアドル	株式 60銘柄	3.87%	3.94%
オーストラリアドル	投資信託受益証券 9銘柄	0.27%	0.28%
ニュージーランドドル	株式 2銘柄	0.05%	0.05%

(注) 「組入時価比率」は小計金額の純資産に対する比率、「合計金額に対する比率」は小計金額の合計金額に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

平成23年10月31日現在

項 目	金額又は口数
資産総額	1,511,498,399円
負債総額	3,498,237円
純資産総額（ - ）	1,508,000,162円
発行済数量	1,089,840,065口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3837円

（参考）マザーファンドの現況

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成23年10月31日現在

項 目	金額又は口数
資産総額	278,727,643,788円
負債総額	47,758,838円
純資産総額（ - ）	278,679,884,950円
発行済数量	226,766,912,895口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2289円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1)受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (3)受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (5)受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

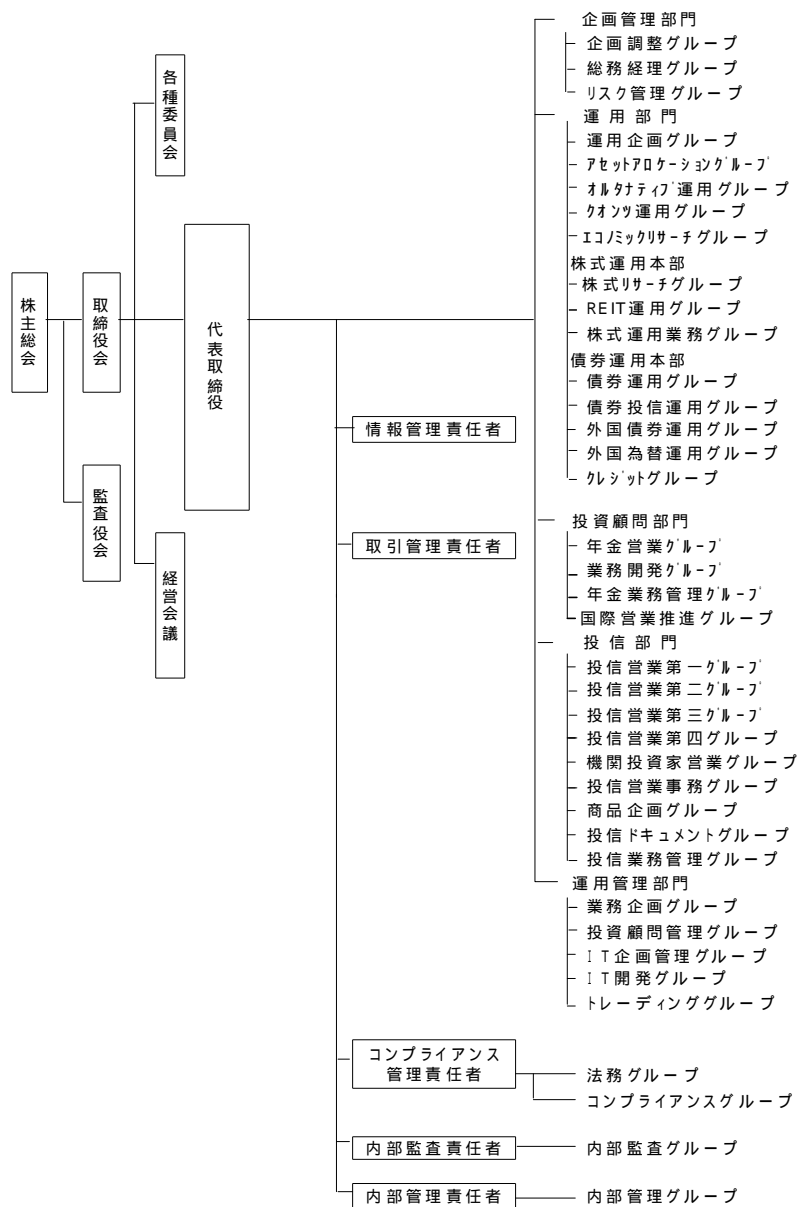
本書提出日現在の資本金の額	20億円
発行する株式総数	80,000株
発行済株式総数	24,000株

直近5カ年の資本金の変動

該当事項はありません。

##### (2) 会社の機構

会社の組織図



上記組織は、平成23年10月31日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

## 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

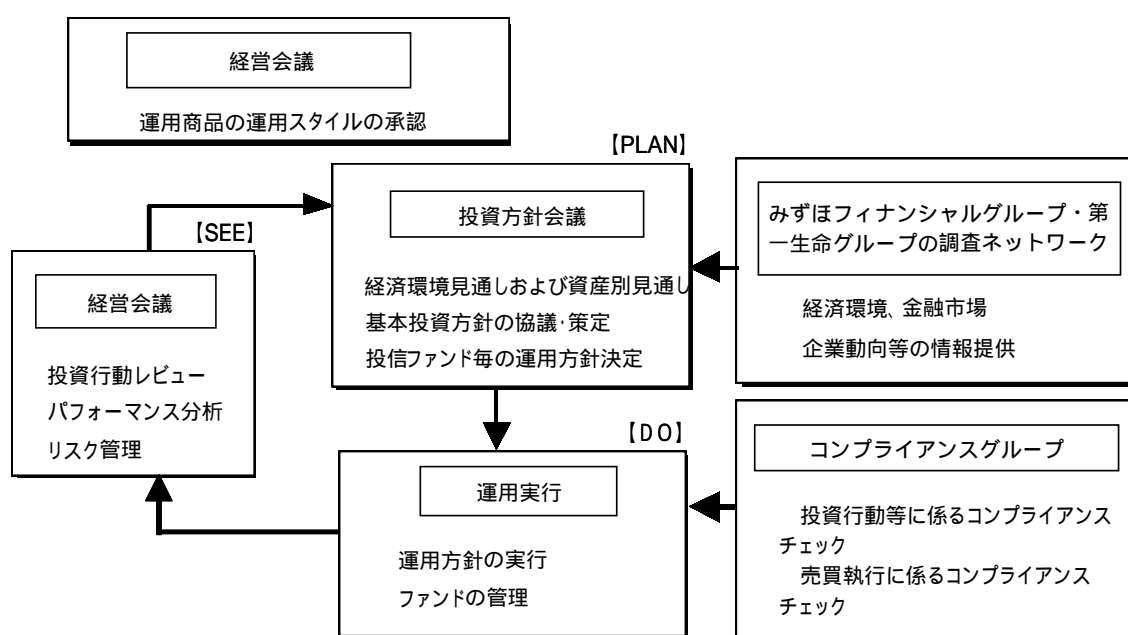
## 投資運用の意思決定機構

委託会社が運用指図権を有するファンドに係る運用スタイルの承認は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月2回の経営会議において決定します。なお、議長は社長とします。

ファンド全般に係る経済環境見通しおよび資産別市場見通しならびにファンド毎の運用方針は、投資方針会議において協議し、策定します。投資方針会議は原則として月1回開催され、議長は運用部門担当取締役とします。

各ファンドにおける有価証券の売買等の意思決定は、原則として運用担当者が行います。すなわち、運用担当者は、投資方針会議において決定された運用方針を受けて、各ファンドの投資方針に基づき運用計画を策定し、有価証券への運用指図を行います。

運用担当者による運用計画の策定および有価証券等の運用指図に関する意思決定は、運用担当者自身の調査活動、アナリスト等の調査活動、その他の活動によって得られた当該有価証券等に関する情報に基づいて行われ、それらの活動の成果である各ファンドの投資運用の実績は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月1回検討・評価されます。



上記体制は平成23年10月31日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年10月31日現在、委託会社の運用する投資信託は278本(親投資信託を除く)あり、以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額 (単位：円)
単位型株式投資信託	15	29,852,131,365
追加型株式投資信託	251	4,061,964,211,626
単位型公社債投資信託	11	75,777,631,827
追加型公社債投資信託	0	0
証券投資信託以外の投資信託	1	302,583,355
合計	278	4,167,896,558,173

### 3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社であるD I A Mアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第25期事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、第26期事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）については、改正後の財務諸表等規則に基づき作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第25期事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）及び第26期事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受け、第27期中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書


平成22年6月30日

D I A Mアセットマネジメント株式会社


取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

浅野 功 

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

近藤 敏弘 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 独立監査人の監査報告書

平成23年6月10日


D I A Mアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

浅野 功 

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

近藤 敏弘 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第25期 (平成22年3月31日現在)	第26期 (平成23年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	13,820,588	12,220,759
金銭の信託	399,833	5,967,344
前払費用	33,221	27,593
未収委託者報酬	3,169,323	2,942,180
未収運用受託報酬	1,000,785	1,061,935
未収投資助言報酬	2 271,577	2 267,240
未収収益	247,552	186,483
繰延税金資産	383,608	403,201
その他	21,009	102,404
流動資産計	19,347,501	23,179,143
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 237,642	1 183,704
器具備品	1 351,237	1 206,306
建設仮勘定	10,541	10,956
無形固定資産		
商標権	1 804	1 510
ソフトウェア	1 557,870	1 780,190
ソフトウェア仮勘定	397,829	478,971
電話加入権	7,148	7,148
電話施設利用権	1 531	1 451
投資その他の資産		
投資有価証券	1,194,081	604,498
関係会社株式	2,161,144	2,457,319
繰延税金資産	403,908	402,191
長期差入保証金	1,187,070	702,696
その他	328,612	85,690
貸倒引当金	26,925	-
固定資産計	6,811,497	5,920,638
資産合計	26,158,999	29,099,782

(単位：千円)

	第25期 (平成22年3月31日現在)	第26期 (平成23年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	119,466	120,910
未払金	1,526,031	1,479,756
未払収益分配金	7,837	3,223
未払償還金	96,340	98,362
未払手数料	1,206,815	1,134,992
その他未払金	215,038	243,178
未払費用	2 1,522,325	2 1,226,658
未払法人税等	1,283,275	1,706,391
未払消費税等	113,923	143,728
賞与引当金	572,614	575,326
その他	38,231	10,000
流動負債計	5,175,867	5,262,771
固定負債		
退職給付引当金	488,790	579,063
役員退職慰労引当金	96,342	100,260
固定負債計	585,133	679,324
負債合計	5,761,000	5,942,095
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	2,428,478	2,428,478
資本準備金	2,428,478	2,428,478
利益剰余金	15,737,995	18,512,674
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金		
別途積立金	11,650,000	13,430,000
研究開発積立金	300,000	300,000
運用責任準備積立金	200,000	200,000
繰越利益剰余金	3,464,702	4,459,380
株主資本計	20,166,473	22,941,152
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	231,525	216,534
評価・換算差額等計	231,525	216,534
純資産合計	20,397,999	23,157,686
負債・純資産合計	26,158,999	29,099,782

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
	営業収益			
委託者報酬	26,734,588		24,367,005	
運用受託報酬	4,297,349		4,458,894	
投資助言報酬	1,027,153		1,019,727	
その他営業収益	723,055		789,867	
営業収益計		32,782,146		30,635,495
営業費用				
支払手数料	13,000,141		10,405,593	
広告宣伝費	218,782		272,928	
公告費	1,767		2,297	
調査費	5,056,427		4,755,890	
調査費	2,555,070		2,611,173	
委託調査費	2,501,356		2,144,716	
委託計算費	351,370		338,206	
営業雑経費	679,608		671,721	
通信費	32,088		30,286	
印刷費	613,198		585,041	
協会費	21,225		23,561	
諸会費	41		38	
支払販売手数料	13,054		32,794	
営業費用計		19,308,097		16,446,637
一般管理費				
給料	4,678,614		4,576,265	
役員報酬	1 244,725		1 235,289	
給料・手当	3,840,052		3,768,114	
賞与	593,836		572,860	
交際費	45,342		38,997	
寄付金	3,450		13,335	
旅費交通費	269,516		255,190	
租税公課	85,030		89,571	
不動産賃借料	791,980		718,929	
退職給付費用	132,513		139,773	
固定資産減価償却費	397,252		486,987	
福利厚生費	22,233		20,476	
修繕費	5,615		20,842	
賞与引当金繰入	572,614		575,326	
役員退職慰労引当金繰入	45,086		42,036	
役員退職金	18,129		13,140	
機器リース料	2,191		1,951	
事務委託費	285,449		331,935	
消耗品費	78,753		70,952	
器具備品費	2,046		575	
諸経費	88,728		124,218	
一般管理費計		7,524,549		7,520,506
営業利益		5,949,500		6,668,351

(単位：千円)

	第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
	営業外収益			
受取配当金	5,287		4	341,775
受取利息	18,745			9,168
時効成立分配金	157			2,574
投資信託解約益	559,971			157,213
先物利益	-			9,816
金銭の信託運用益	-			69,014
雑収入	3,431			8,602
営業外収益計		587,592		598,165
営業外費用				
為替差損	17,771			755
時効成立後支払分配金	444			-
先物損失	719,577			-
金銭の信託運用損	1,116			-
雑損失	-			6,089
営業外費用計		738,911		6,844
経常利益		5,798,181		7,259,672
特別利益				
貸倒引当金戻入益	-			4,288
過年度損益修正益	-		3, 4	105,241
特別利益計		-		109,530
特別損失				
固定資産除却損	2	21,626	2	31,419
固定資産売却損		2,464		1,440
関係会社株式評価損		-		3,825
特別損失計		24,090		36,684
税引前当期純利益		5,774,091		7,332,518
法人税、住民税及び事業税		2,508,095		2,885,426
法人税等調整額		135,267		7,586
法人税等合計		2,372,828		2,877,839
当期純利益		3,401,263		4,454,678

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

		第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
株主資本			
	資本金		
	前期末残高	2,000,000	2,000,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	2,000,000	2,000,000
	資本剰余金		
	資本準備金		
	前期末残高	2,428,478	2,428,478
	当期変動額	-	-
	当期末残高	2,428,478	2,428,478
	利益剰余金		
	利益準備金		
	前期末残高	123,293	123,293
	当期変動額	-	-
	当期末残高	123,293	123,293
	その他利益剰余金		
	別途積立金		
	前期末残高	10,040,000	11,650,000
	当期変動額	1,610,000	1,780,000
	当期末残高	11,650,000	13,430,000
	研究開発積立金		
	前期末残高	300,000	300,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	300,000	300,000
	運用責任準備積立金		
	前期末残高	200,000	200,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	200,000	200,000
	繰越利益剰余金		
	前期末残高	3,299,438	3,464,702
	当期変動額		
	剰余金の配当	1,626,000	1,680,000
	別途積立金の積立	1,610,000	1,780,000
	当期純利益	3,401,263	4,454,678
	当期末残高	3,464,702	4,459,380
	利益剰余金合計		
	前期末残高	13,962,732	15,737,995
	当期変動額	1,775,263	2,774,678
	当期末残高	15,737,995	18,512,674
	株主資本合計		
	前期末残高	18,391,210	20,166,473
	当期変動額	1,775,263	2,774,678
	当期末残高	20,166,473	22,941,152
評価・換算差額等			
	その他有価証券評価差額金		
	前期末残高	1,547	231,525
	当期変動額(純額)	233,073	14,991
	当期末残高	231,525	216,534
純資産合計			
	前期末残高	18,389,662	20,397,999
	当期変動額	2,008,336	2,759,687
	当期末残高	20,397,999	23,157,686

## 重要な会計方針

<p style="text-align: center;">第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)</p>
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの：移動平均法による原価法</p> <p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 時価法</p> <p>3. デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法</p> <p>4. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。それ以外の無形固定資産については、定額法によっております。</p> <p>(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産） リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法</p> <p>5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>6. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金は、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの：同左 時価のないもの：同左</p> <p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>3. デリバティブの評価基準及び評価方法 同左</p> <p>4. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産） 同左</p> <p>5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同左</p> <p>6. 引当金の計上基準 (1) 同左</p> <p>(2) 同左</p>

<p style="text-align: center;">第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)</p>
<p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 当事業年度から「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)」(企業会計基準委員会 平成20年7月31日 企業会計基準第19号)を適用しております。 なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>7. リース取引の処理方法 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>8. 消費税等の処理方法 税抜方式によっております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <hr style="width: 20%; margin: 20px auto;"/> <p>(4) 同左</p> <p>7. リース取引の処理方法 同左</p> <p>8. 消費税等の処理方法 同左</p>

**追加情報**

<p style="text-align: center;">第25期 (平成22年3月31日現在)</p>	<p style="text-align: center;">第26期 (平成23年3月31日現在)</p>
<p>当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。</p>	<hr style="width: 20%; margin: 20px auto;"/>

## 注記事項

(貸借対照表関係)

第25期 (平成22年3月31日現在)			第26期 (平成23年3月31日現在)		
1. 固定資産の減価償却累計額			1. 固定資産の減価償却累計額		
建物		471,484千円	建物		484,832千円
器具備品		356,326千円	器具備品		499,620千円
商標権		6,882千円	商標権		2,428千円
ソフトウェア		684,370千円	ソフトウェア		809,403千円
電話施設利用権		1,065千円	電話施設利用権		1,145千円
2. 関係会社項目			2. 関係会社項目		
関係会社に関する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。			関係会社に関する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。		
流動資産	未収投資助言報酬	270,492千円	流動資産	未収投資助言報酬	266,194千円
流動負債	未払費用	400,075千円	流動負債	未払費用	291,628千円

(損益計算書関係)

第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	
1. 役員報酬の限度額		1. 役員報酬の限度額	
取締役	年額250,000千円	同左	
監査役	年額 50,000千円		
2. 固定資産除却損の内訳		2. 固定資産除却損の内訳	
建物	1,199千円	建物	15,317千円
器具備品	15,159千円	器具備品	3,597千円
ソフトウェア	5,267千円	ソフトウェア	12,503千円
		3. 過年度損益修正益の内訳	
		特別利益の過年度損益修正益は、過年度の調査費の過大計上分の戻し入れであります。	
		4. 関係会社項目	
		各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。	
		受取配当金	331,240千円
		過年度損益修正益	105,241千円

(株主資本等変動計算書関係)

第25期(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月29日 定時株主総会	普通 株式	1,626,000	67,750	平成21年3月31日	平成21年6月30日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月30日 定時株主総会	普通 株式	利益剰 余金	1,680,000	70,000	平成22年3月31日	平成22年7月1日

第26期(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月30日 定時株主総会	普通 株式	1,680,000	70,000	平成22年3月31日	平成22年7月1日

## (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成23年6月28日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通 株式	利益剰 余金	2,208,000	92,000	平成23年3月31日	平成23年6月29日

## (リース取引関係)

第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)																																																																																																		
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額 相当額及び期末残高相当額</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>器具備品</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>90,601千円</td> <td>-</td> <td>90,601千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>相当額</td> <td>75,063千円</td> <td>-</td> <td>75,063千円</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>15,538千円</td> <td>-</td> <td>15,538千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未経過リース料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>15,764千円</td> <td>586千円</td> <td>16,350千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>24,096千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>22,727千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>845千円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース資産の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1,609千円</td> <td>1,475千円</td> <td>3,084千円</td> </tr> </tbody> </table>		器具備品	その他	合計	取得価額相当額	90,601千円	-	90,601千円	減価償却累計額				相当額	75,063千円	-	75,063千円	期末残高相当額	15,538千円	-	15,538千円		1年以内	1年超	合計	未経過リース料				期末残高相当額	15,764千円	586千円	16,350千円	支払リース料	24,096千円		減価償却費相当額	22,727千円		支払利息相当額	845千円			1年以内	1年超	合計		1,609千円	1,475千円	3,084千円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額 相当額及び期末残高相当額</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>器具備品</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>46,681千円</td> <td>-</td> <td>46,681千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>相当額</td> <td>46,138千円</td> <td>-</td> <td>46,138千円</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>543千円</td> <td>-</td> <td>543千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未経過リース料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>586千円</td> <td>-</td> <td>586千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>15,998千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>14,995千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>234千円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>利息相当額の算定方法 同左</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1,475千円</td> <td>-</td> <td>1,475千円</td> </tr> </tbody> </table>		器具備品	その他	合計	取得価額相当額	46,681千円	-	46,681千円	減価償却累計額				相当額	46,138千円	-	46,138千円	期末残高相当額	543千円	-	543千円		1年以内	1年超	合計	未経過リース料				期末残高相当額	586千円	-	586千円	支払リース料	15,998千円		減価償却費相当額	14,995千円		支払利息相当額	234千円			1年以内	1年超	合計		1,475千円	-	1,475千円
	器具備品	その他	合計																																																																																																
取得価額相当額	90,601千円	-	90,601千円																																																																																																
減価償却累計額																																																																																																			
相当額	75,063千円	-	75,063千円																																																																																																
期末残高相当額	15,538千円	-	15,538千円																																																																																																
	1年以内	1年超	合計																																																																																																
未経過リース料																																																																																																			
期末残高相当額	15,764千円	586千円	16,350千円																																																																																																
支払リース料	24,096千円																																																																																																		
減価償却費相当額	22,727千円																																																																																																		
支払利息相当額	845千円																																																																																																		
	1年以内	1年超	合計																																																																																																
	1,609千円	1,475千円	3,084千円																																																																																																
	器具備品	その他	合計																																																																																																
取得価額相当額	46,681千円	-	46,681千円																																																																																																
減価償却累計額																																																																																																			
相当額	46,138千円	-	46,138千円																																																																																																
期末残高相当額	543千円	-	543千円																																																																																																
	1年以内	1年超	合計																																																																																																
未経過リース料																																																																																																			
期末残高相当額	586千円	-	586千円																																																																																																
支払リース料	15,998千円																																																																																																		
減価償却費相当額	14,995千円																																																																																																		
支払利息相当額	234千円																																																																																																		
	1年以内	1年超	合計																																																																																																
	1,475千円	-	1,475千円																																																																																																

(金融商品関係)

第25期 (平成22年3月31日現在)

1. 金融商品の状況に関する事項

第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金等に限定しております。

デリバティブは、後述するリスクを低減する目的で行っております。取引は実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券及び金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託であり、為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引を利用して一部リスクを低減しております。

長期差入保証金の主な内容は、本社オフィスの不動産賃貸契約に基づき差し入れた敷金・保証金であります。

デリバティブ取引は、投資有価証券及び金銭の信託に係る為替及び市場価格の変動リスクの低減を目的とした為替予約取引及び株価指数先物取引等であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

為替相場及び株式相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク (支払期日に支払いを実行できなくなるリスク) の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰計画を確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	13,820,588	13,820,588	-
(2) 金銭の信託	399,833	399,833	-
(3) 投資有価証券 其他有価証券	1,111,335	1,111,335	-
(4) 長期差入保証金	61,485	61,485	-
資産計	15,393,243	15,393,243	-
(1) 未払法人税等	1,283,275	1,283,275	-
負債計	1,283,275	1,283,275	-
デリバティブ取引(*)	(38,094)	(38,094)	-

(\*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で示しております。

### (注1) 金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

##### (1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。

##### (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

##### (4) 長期差入保証金

長期差入保証金として表示しているもののうち、短期間で回収されることが見込まれるものについては、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### 負 債

##### (1) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額82,746千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式（貸借対照表計上額2,161,144千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

長期差入保証金のうち、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金・保証金等（貸借対照表計上額1,125,584千円）につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)長期差入保証金」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	13,819,459	-	-	-
(2) 投資有価証券 其他有価証券のうち 満期があるもの	-	-	-	-
(3) 長期差入保証金(*)	61,485	-	-	-
合計	13,880,945	-	-	-

(\*) 長期差入保証金のうち、継続的に契約予定である本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金・保証金等1,125,584千円は含めておりません。

(注4) 社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

1. 金融商品の状況に関する事項

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金等に限定しております。

デリバティブは、後述するリスクを低減する目的で行っております。取引は実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券の主な内容は、政策投資目的で保有している株式であります。

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引を利用して一部リスクを低減しております。

長期差入保証金の主な内容は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金であります。

金銭の信託に含まれるデリバティブ取引は為替予約取引、株価指数先物取引および債券先物取引であり、金銭の信託に含まれる投資信託に係る為替および市場価格の変動リスクを低減する目的で行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

為替相場及び株式相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰計画を確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	12,220,759	12,220,759	-
(2) 金銭の信託	5,967,344	5,967,344	-
(3) 投資有価証券 其他有価証券	524,252	524,252	-
資産計	18,712,356	18,712,356	-
(1) 未払法人税等	1,706,391	1,706,391	-
負債計	1,706,391	1,706,391	-

### （注1）金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

##### （1）現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### （2）金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

##### （3）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

#### 負 債

##### （1）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### （注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額80,246千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式（貸借対照表計上額2,457,319千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

長期差入保証金のうち、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金（貸借対照表計上額702,696千円）につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	12,220,413	-	-	-
合計	12,220,413	-	-	-

(注4) 社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

(有価証券関係)

第25期 (平成22年3月31日現在)

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式(貸借対照表計上額2,161,144千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4. その他有価証券

区 分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	368,968	146,101	222,866
債券	-	-	-
その他(投資信託)	716,414	544,802	171,611
小計	1,085,382	690,904	394,477
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	25,953	30,000	4,047
小計	25,953	30,000	4,047
合計	1,111,335	720,904	390,430

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額82,746千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
2,070,000	563,988	4,017

第26期（平成23年3月31日現在）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（貸借対照表計上額2,457,319千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4. その他有価証券

区 分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	513,129	146,101	367,027
債券	-	-	-
その他（投資信託）	3,400	3,000	400
小計	516,529	149,101	367,427
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	7,723	10,000	2,277
小計	7,723	10,000	2,277
合計	524,252	159,101	365,150

（注）非上場株式（貸借対照表計上額80,246千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
719,016	162,043	4,830

( 金銭の信託関係 )

第25期 ( 平成22年3月31日現在 )

1. 運用目的の金銭の信託

	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 ( 千円 )	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 ( 千円 )
運用目的の金銭の信託	399,833	838

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託

該当事項はありません。

第26期 ( 平成23年3月31日現在 )

1. 運用目的の金銭の信託

	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 ( 千円 )	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 ( 千円 )
運用目的の金銭の信託	5,967,344	119,701

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第25期 (平成22年3月31日現在)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

区分	種類	第25期(平成22年3月31日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	22,960	-	743	743
	香港ドル	27,416	-	264	264
	豪ドル	101,481	-	1,076	1,076
	シンガポールドル	14,547	-	154	154
	合計	166,405	-	2,238	2,238

(注1) 時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(2) 株式関連

区分	種類	第25期(平成22年3月31日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	561,971	-	29,413	29,413
	合計	561,971	-	29,413	29,413

(注2) 時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 不動産投資信託関連

区分	種類	第25期(平成22年3月31日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	REIT指数先物取引 売建	104,418	-	6,442	6,442
	合計	104,418	-	6,442	6,442

(注3) 時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

第26期（平成23年3月31日現在）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
該当事項はありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引  
該当事項はありません。

（退職給付関係）

第25期（平成22年3月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要  
当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。
2. 退職給付債務に関する事項

第25期  
（平成22年3月31日現在）（千円）

（1）退職給付債務	530,305
（2）未認識数理計算上の差異	41,515
退職給付引当金	488,790

3. 退職給付費用に関する事項

第25期  
（自平成21年4月1日  
至平成22年3月31日）（千円）

（1）勤務費用	82,653
（2）利息費用	6,471
（3）数理計算上の差異の費用処理額	5,402
（4）確定拠出年金 拠出額	37,987
退職給付費用	132,513

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	第25期 （平成22年3月31日）
（1）割引率（％）	1.5
（2）退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
（3）数理計算上の差異の処理年数（年）	5

第26期（平成23年3月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	第26期 (平成23年3月31日現在) (千円)
(1) 退職給付債務	636,624
(2) 未認識数理計算上の差異	57,560
退職給付引当金	579,063

3. 退職給付費用に関する事項

	第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日) (千円)
(1) 勤務費用	85,216
(2) 利息費用	7,954
(3) 数理計算上の差異の費用処理額	9,383
(4) 確定拠出年金 拠出額	37,218
退職給付費用	139,773

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	第26期 (平成23年3月31日)
(1) 割引率(%)	1.5
(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(3) 数理計算上の差異の処理年数(年)	5

( 税効果会計関係 )

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第25期 (平成22年3月31日現在)	第26期 (平成23年3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	108,541	128,299
未払事業所税	6,290	6,141
賞与引当金	233,054	234,157
未払法定福利費	26,912	28,823
未払確定拠出年金掛金	2,712	2,739
減価償却超過額	17,598	36,256
減価償却超過額(一括償却資産)	6,098	3,039
繰延資産償却超過額(税法上)	89,657	139,027
退職給付引当金	198,937	235,678
役員退職慰労引当金	39,211	40,806
ゴルフ会員権評価損	5,577	5,577
投資有価証券評価損	66,421	763
関係会社株式評価損	-	1,556
貸倒引当金繰入額	14,840	-
繰延税金資産合計	815,851	862,867
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	28,334	57,474
繰延税金負債合計	28,334	57,474
差引繰延税金資産の純額	787,517	805,393

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

第25期については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

第26期については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、投資信託及び投資顧問を主とした資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第26期(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

(1) サービスごとの情報

	投資信託 (千円)	投資顧問 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)
営業収益	24,367,005	5,478,622	789,867	30,635,495

(注) 一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

(追加情報)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

( 関連当事者との取引 )

第25期 ( 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日 )

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	第一生命保険相互会社	東京都千代田区	4,200億円 (基金償却積立金)	生命保険業	(被所有)直接50%	兼務1名, 出向3名, 転籍2名	資産の運用及び助言、当社設定投信の販売	資産運用の助言の顧問料の受入	711,279	未収投資助言報酬	190,025
								販売手数料の支払	13,054		
								保険料の支払	6,572		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

(注2) 支払販売手数料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

(注3) 保険料は、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(注5) 平成22年4月1日付にて、第一生命保険相互会社は、相互会社から株式会社へ組織変更しております。

新会社の商号は、第一生命保険株式会社であります。

(2) 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	DIAM International Ltd	London United Kingdom	4,000千GBP	資産の運用	(所有)直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	785,924	未払費用	296,169
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000千USD	資産の運用	(所有)直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	244,629	未払費用	98,673

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

## (3)兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関係				
その他の 関係会社 の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	7,000 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売、 預金取引	投資信託の 販売代行手 数料	1,434,905	未払 手数料	122,995
								預金の預入 (純額)	90,148	現金・ 預金	412,513
								受取利息	199	未収 収益	-
	株式会社 みずほ コーポ レート銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売、 預金取引	投資信託の 販売代行手 数料	613,204	未払 手数料	104,436
								預金の預入 (純額)	1,133,958	現金・ 預金	12,572,634
								受取利息	16,966	未収 収益	1,071
	みずほ第 一フィナ ンシャル テクノロ ジー株式 会社	東京都 千代田 区	2億円	金融 技術 研究等	-	-	当社預り 資産の運 用	当社預り資 産の運用の 顧問料の支 払	247,604	未払 費用	113,245
業務委託料 の支払								48,770	未払 費用	36,277	
資産管理 サービス 信託銀行 株式会社	東京都 中央区	500 億円	資産管 理等	-	-	当社信託 財産の運 用	信託元本の 追加 (純額)	401,000	金銭の 信託	399,833	
							信託報酬の 支払	130			

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注3) 業務委託料は、委託業務に係る人件費から算出された手数料に基づく個別契約により決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(注5) 預金取引は、市場金利を勘案した利率が適用されております。

(注6) 信託報酬は、一般的取引条件を勘案した料率が適用されております。

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

(1)親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
その 他の 関係 会社	第一生命 保険株式 会社	東京都 千代田 区	2,102 億円	生命保 険業	(被所有) 直接50%	兼務 1名, 出向 3名, 転籍 2名	資産運用 の助言	資産運用の 助言の顧問 料の受入	710,392	未収投資 助言報酬	190,149

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(2)子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
子 会 社	DIAM International Ltd	London United Kingdom	4,000 千GBP	資産の 運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預 り資産 の運用	当社預り 資産の運 用の顧問 料の支払	646,432	未払 費用	172,736
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000 千USD	資産の 運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預 り資産 の運用	当社預り 資産の運 用の顧問 料の支払	224,694	未払 費用	88,837
	DIAM SINGAPORE PTE. LTD.	Central Singapore	700,000 千円	資産の 運用	(所有) 直接 100%	-	なし	増資の引 受	300,000	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(注3) 増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

## (3)兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関係				
その他の 関係会社 の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	7,000 億円	銀行業	-	-	当社設 定投資 信託の 販売、 預金取 引	投資信託の 販売代行手 数料  預金の預入 (純額)  受取利息	1,538,792  112,401  156	未払 手数料  現金・ 預金  未収 収益	108,444  524,914  -
	株式会社 みずほ コーポ レート銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設 定投資 信託の 販売、 預金取 引	投資信託の 販売代行手 数料  預金の引出 (純額)  受取利息	536,163  1,524,876  7,802	未払 手数料  現金・ 預金  未収 収益	89,649  11,047,758  -
	みずほ第 一フィナ ンシャル テクノロ ジー株式 会社	東京都 千代田 区	2億円	金融 技術 研究等	-	-	当社預 り資産 の運用	当社預り資 産の運用の 顧問料の支 払  業務委託料 の支払	198,967  17,740	未払 費用  未払 費用	94,085  21,598
	資産管理 サービス 信託銀行 株式会社	東京都 中央区	500 億円	資産管 理等	-	-	当社信 託財産 の運用	信託元本の 追加 (純額)  信託報酬の 支払	5,500,000  3,163	金銭の 信託	5,967,344

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注3) 業務委託料は、委託業務に係る人件費から算出された手数料に基づく個別契約により決定しております。
- (注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税が含まれております。
- (注5) 預金取引は、市場金利を勘案した利率が適用されております。
- (注6) 信託報酬は、一般的取引条件を勘案した料率が適用されております。

## (1株当たり情報)

第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり純資産額 849,916円62銭 1株当たり当期純利益金額 141,719円30銭	1株当たり純資産額 964,903円60銭 1株当たり当期純利益金額 185,611円60銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債及び転換社債を発行していないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債及び転換社債を発行していないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
当期純利益	3,401,263千円	4,454,678千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	3,401,263千円	4,454,678千円
期中平均株式数	24,000株	24,000株

## (重要な後発事象)

第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
_____	_____

# 独立監査人の中間監査報告書


平成23年12月9日

DIAMアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

山内 三彦 

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

浅野 功 

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

近藤 敏弘 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているDIAMアセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、DIAMアセットマネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## (1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

	第27期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)	
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		11,268,020
金銭の信託		5,629,150
前払費用		59,568
未収委託者報酬		2,810,956
未収運用受託報酬		1,659,443
未収投資助言報酬		313,603
未収収益		243,409
繰延税金資産		375,975
その他		20,513
	流動資産計	22,380,642
固定資産		
有形固定資産		381,897
建物	1	168,959
器具備品	1	173,255
建設仮勘定		39,682
無形固定資産		1,279,779
商標権	1	430
ソフトウェア	1	1,082,772
ソフトウェア仮勘定		189,016
電話加入権		7,148
電話施設利用権	1	411
投資その他の資産		4,173,376
投資有価証券		388,843
関係会社株式		2,457,319
繰延税金資産		542,108
長期差入保証金		702,696
その他		82,408
	固定資産計	5,835,053
資産合計		28,215,695

(単位：千円)

	第27期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)
(負債の部)	
流動負債	
預り金	45,556
未払金	1,335,271
未払収益分配金	3,223
未払償還金	95,222
未払手数料	1,089,997
その他未払金	146,827
未払費用	1,253,226
未払法人税等	1,383,356
未払消費税等	121,733
前受収益	4,659
賞与引当金	566,648
流動負債計	4,710,452
固定負債	
退職給付引当金	616,545
役員退職慰労引当金	118,905
固定負債計	735,451
負債合計	5,445,903
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	2,428,478
資本準備金	2,428,478
利益剰余金	18,252,663
利益準備金	123,293
その他利益剰余金	
別途積立金	15,630,000
研究開発積立金	300,000
運用責任準備積立金	200,000
繰越利益剰余金	1,999,370
株主資本計	22,681,141
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	88,650
評価・換算差額等計	88,650
純資産合計	22,769,792
負債・純資産合計	28,215,695

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	第27期中間会計期間 (自平成23年4月1日至平成23年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬	12,186,600	
運用受託報酬	2,427,618	
投資助言報酬	487,590	
その他営業収益	367,965	
営業収益計		15,469,773
営業費用		
支払手数料	5,317,217	
広告宣伝費	77,160	
調査費	2,399,769	
調査費	1,478,893	
委託調査費	920,876	
委託計算費	170,060	
営業雑経費	274,550	
通信費	13,894	
印刷費	212,477	
協会費	12,507	
諸会費	19	
支払販売手数料	35,652	
営業費用計		8,238,758
一般管理費		
給料	2,023,999	
役員報酬	123,681	
給料・手当	1,900,318	
交際費	15,479	
寄付金	3,156	
旅費交通費	98,767	
租税公課	46,092	
不動産賃借料	322,850	
退職給付費用	73,794	
固定資産減価償却費	1 228,152	
福利厚生費	15,312	
修繕費	3,575	
賞与引当金繰入	566,648	
役員退職慰労引当金繰入	26,763	
役員退職金	528	
機器リース料	828	
事務委託費	174,574	
消耗品費	28,721	
器具備品費	671	
諸経費	52,322	
一般管理費計		3,682,240
営業利益		3,548,774

(単位：千円)

	第27期中間会計期間 (自平成23年4月1日至平成23年9月30日)	
営業外収益		
受取配当金	57,123	
受取利息	2,091	
雑収入	3,855	
営業外収益計		63,070
営業外費用		
為替差損	1,209	
時効成立後支払分配金	36	
金銭の信託運用損	337,781	
雑損失	997	
営業外費用計		340,025
経常利益		3,271,819
特別利益		
ゴルフ会員権売却益	1,959	
特別利益計		1,959
特別損失		
固定資産除却損	5,729	
固定資産売却損	381	
特別損失計		6,111
税引前中間純利益		3,267,666
法人税、住民税及び事業税		1,344,597
法人税等調整額		24,919
法人税等合計		1,319,677
中間純利益		1,947,989

## (3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		第27期中間会計期間 (自平成23年4月1日至平成23年9月30日)
株主資本		
	資本金	
	当期首残高	2,000,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	2,000,000
	資本剰余金	
	資本準備金	
	当期首残高	2,428,478
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	2,428,478
	利益剰余金	
	利益準備金	
	当期首残高	123,293
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	123,293
	その他利益剰余金	
	別途積立金	
	当期首残高	13,430,000
	当中間期変動額	2,200,000
	当中間期末残高	15,630,000
	研究開発積立金	
	当期首残高	300,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	300,000
	運用責任準備積立金	
	当期首残高	200,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	200,000
	繰越利益剰余金	
	当期首残高	4,459,380
	当中間期変動額	
	剰余金の配当	2,208,000
	別途積立金の積立	2,200,000
	中間純利益	1,947,989
	当中間期末残高	1,999,370
	利益剰余金合計	
	当期首残高	18,512,674
	当中間期変動額	260,010
	当中間期末残高	18,252,663
	株主資本合計	
	当期首残高	22,941,152
	当中間期変動額	260,010
	当中間期末残高	22,681,141
評価・換算差額等		
	その他有価証券評価差額金	
	当期首残高	216,534
	当中間期変動額(純額)	127,883
	当中間期末残高	88,650
純資産合計		
	当期首残高	23,157,686
	当中間期変動額	387,894
	当中間期末残高	22,769,792

重要な会計方針

項目	第27期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法 (2)その他有価証券 時価のあるもの：中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの：移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
4. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産（リース資産を除く）：定率法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 ... 6～18年 器具備品 ... 2～20年 (2)無形固定資産（リース資産を除く）：定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3)リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
5. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金：一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金：従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。 (3)退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌会計期間から費用処理 (4)役員退職慰労引当金：役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。
6. 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
7. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理：消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
------------------------------	---

追加情報

<p>第27期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)</p>
<p>当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第27期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)															
1. 固定資産の減価償却累計額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">建物</td> <td style="width: 10%;">...</td> <td style="width: 10%;">499,974千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>...</td> <td>531,842千円</td> </tr> <tr> <td>商標権</td> <td>...</td> <td>2,508千円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>...</td> <td>798,730千円</td> </tr> <tr> <td>電話施設利用権</td> <td>...</td> <td>1,185千円</td> </tr> </table>	建物	...	499,974千円	器具備品	...	531,842千円	商標権	...	2,508千円	ソフトウェア	...	798,730千円	電話施設利用権	...	1,185千円
建物	...	499,974千円														
器具備品	...	531,842千円														
商標権	...	2,508千円														
ソフトウェア	...	798,730千円														
電話施設利用権	...	1,185千円														

(中間損益計算書関係)

項目	第27期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)						
1. 減価償却実施額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">有形固定資産</td> <td style="width: 10%;">...</td> <td style="width: 10%;">64,964千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>...</td> <td>163,188千円</td> </tr> </table>	有形固定資産	...	64,964千円	無形固定資産	...	163,188千円
有形固定資産	...	64,964千円					
無形固定資産	...	163,188千円					

(中間株主資本等変動計算書関係)

第27期中間会計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,208,000	92,000	平成23年3月31日	平成23年6月29日

(リース取引関係)

第27期中間会計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)		
1. ファイナンス・リース取引		
(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)		
リース資産の内容 該当事項はありません。		
リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。		
(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)		
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 該当事項はありません。		
未経過リース料中間期末残高相当額 該当事項はありません。		
当中間会計期間に係る支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額		
支払リース料	588千円	
減価償却費相当額	543千円	
支払利息相当額	1千円	
減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。		
利息相当額の算定方法 リース料総額とリース資産の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。		
2. オペレーティング・リース取引		
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料中間期末残高相当額		
<u>1年以内</u>	<u>1年超</u>	<u>合計</u>
670千円	-	670千円

(金融商品関係)

第27期中間会計期間末(平成23年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注2参照)。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	11,268,020	11,268,020	-
(2) 金銭の信託	5,629,150	5,629,150	-
(3) 投資有価証券 其他有価証券	308,597	308,597	-
資産計	17,205,769	17,205,769	-
(1) 未払法人税等	1,383,356	1,383,356	-
負債計	1,383,356	1,383,356	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

(1) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(中間貸借対照表計上額80,246千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式(中間貸借対照表計上額2,457,319千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

長期差入保証金のうち、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等(中間貸借対照表計上額702,696千円)につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## (有価証券関係)

第27期中間会計期間末（平成23年9月30日現在）			
1. 満期保有目的の債券 該当事項はありません。			
2. 子会社株式及び関連会社株式 関係会社株式（中間貸借対照表計上額2,457,319千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。			
3. その他有価証券			
区 分	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	298,359	146,101	152,257
債券	-	-	-
その他（投資信託）	3,118	3,000	118
小計	301,478	149,101	152,376
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	7,119	10,000	2,881
小計	7,119	10,000	2,881
合計	308,597	159,101	149,495
(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額80,246千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。			

## (金銭の信託関係)

第27期中間会計期間末（平成23年9月30日現在）	
1. 満期保有目的の金銭の信託 該当事項はありません。	
2. その他の金銭の信託 該当事項はありません。	

## (セグメント情報等)

第27期中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）

## 1. セグメント情報

当社は、投資信託及び投資顧問を主とした資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) サービスごとの情報

	投資信託 （千円）	投資顧問 （千円）	その他 （千円）	合計 （千円）
営業収益	12,186,600	2,915,208	367,965	15,469,773

(注) 一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

( 2 ) 地域ごとの情報

営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の 90% を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90% を超えるため、記載を省略しております。

( 3 ) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で中間損益計算書の営業収益の 10% 以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

( 持分法損益等 )

第27期中間会計期間 ( 自平成23年4月1日 至平成23年9月30日 )
該当事項はありません。

( 1株当たり情報 )

第27期中間会計期間 ( 自平成23年4月1日 至平成23年9月30日 )		
1株当たり純資産額	948,741円	34銭
1株当たり中間純利益金額	81,166円	22銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。		

( 注 ) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第27期中間会計期間 ( 自平成23年4月1日 至平成23年9月30日 )
中間純利益	1,947,989千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	1,947,989千円
期中平均株式数	24,000株

( 重要な後発事象 )

第27期中間会計期間 ( 自平成23年4月1日 至平成23年9月30日 )
該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更等

平成21年6月29日付で、定款について次の変更をいたしました。

・株券不発行に伴う対応および役付取締役（取締役会長職）追加に伴う変更

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## D I A M外国株式パッシブ・ファンド

### 運用の基本方針

約款第 19 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、MSCI コクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

この投資信託は、「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

主として「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」（以下、「マザーファンド」ということがあります。）受益証券に投資し、MSCI コクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

原則として、マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持します。

実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

ただし、ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、ならびに純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合等、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が出来ない場合があります。

##### (3) 投資制限

マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引および為替先渡取引、外国為替予約取引は約款の範囲で行うことができます。

##### (4) 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲

経費控除後の利子配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託  
D I A M外国株式パッシブ・ファンド  
約款

< 信託の種類、委託者および受託者 >

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、D I A Mアセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

< 信託事務の委託 >

第 2 条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

< 信託の目的および金額 >

第 3 条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

< 信託金の限度額 >

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

< 信託期間 >

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条第1項、第46条第1項、第47条第1項および第49条第2項の規定による信託終了の日までとします。

< 受益権の取得申込の勧誘の種類 >

第 6 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

< 当初の受益者 >

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

< 受益権の分割および再分割 >

第 8 条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

< 追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法 >

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第27条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

< 信託日時の異なる受益権の内容 >

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

< 受益権の帰属と受益証券の不発行 >

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場

合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第8条第1項の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

< 受益権の設定に係る受託者の通知 >

第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

< 受益権の申込単位および取得価額等 >

第13条 販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口以上1口単位または1円以上1円単位をもって取得の申込みに応じることができます。また、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所またはロンドン証券取引所の休業日（以下「海外休業日」といいます。）に該当する日には、受益権の取得申込みに応じません。

受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に販売会社がそれぞれが別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる取得価額は、1口につき1円に販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込みの受け付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。

< 受益権の譲渡に係る記載または記録 >

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

< 受益権の譲渡の対抗要件 >

第15条 受益権の譲渡は、第14条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

< 投資の対象とする資産の種類 >

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ．有価証券
- ロ．デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。)
- ハ．金銭債権
- ニ．約束手形
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ．為替手形

<運用の指図範囲等>

第17条 委託者は、信託金を、主としてD I A Mアセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。 )の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。 )に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証券
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。 )の新株引受権証券を除きます。 )
- 6．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。 )
- 7．投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、振替投資法人債を含みます。 )
- 8．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。 )
- 9．協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。 )
- 10．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。 )
- 11．コマーシャル・ペーパー
- 12．新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。 以下同じ。 )および新株予約権証券
- 13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 14．投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替投資信託受益権を含みます。 )
- 15．投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。 )
- 16．外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。 )
- 17．オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。 )
- 18．預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。 )
- 19．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 20．指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。 )
- 21．抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。 )
- 22．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 23．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券および第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号の証券および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。 )により運用することの指図をすることができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。 )
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

< 利害関係人との取引等 >

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第28条において同じ。）第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第25条、第27条、第31条から第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第25条、第27条、第31条から第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

< 運用の基本方針 >

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

< 投資する株式等の範囲 >

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所等の上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

< 信用取引の指図範囲 >

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

< 先物取引等の運用指図 >

第22条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに

掲げるものをいいます。以下同じ。) ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとしません(以下同じ。)

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### <スワップ取引の運用指図>

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### <金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図>

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### <有価証券の貸付の指図および範囲>

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

#### <特別な場合の外貨建有価証券への投資制限>

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### <外国為替予約取引の指図および範囲>

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産に係る為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの信託財産に係る為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項においてマザーファンドの信託財産に係る為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係る為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファ

ンドの信託財産に係る為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。  
第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

< 信託業務の委託等 >

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

< 混蔵寄託 >

第29条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

< 信託財産の登記等および記載等の留保等 >

第30条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

< 一部解約の請求および有価証券売却等の指図 >

第31条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

< 再投資の指図 >

第32条 委託者は、前条の規定による一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

< 資金の借入れ >

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財

産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### < 損益の帰属 >

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### < 受託者による資金の立替え >

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### < 信託の計算期間 >

第36条 この信託の計算期間は、原則として毎年10月13日から翌年10月12日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成21年10月13日までとし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

#### < 信託財産に関する報告等 >

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### < 信託事務の諸費用および監査費用 >

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日とします。)および計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

#### < 信託報酬等の額および支弁の方法 >

第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の総資産総額に年10,000分の60の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日とします。)および毎計算期末のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者の間の配分は別に定めるものとします。

第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### < 収益の分配方式 >

第40条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から、諸経費、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託

報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

前項第1号および第2号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

< 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責 >

第41条 受託者は、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）についてはおよび第42条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第44条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第42条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

< 収益分配金、償還金および一部解約金の支払い >

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、第44条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

< 収益分配金および償還金の時効 >

第43条 受益者が、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第42条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

< 信託契約の一部解約 >

第44条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約請求受付日の翌営業日が海外休業日に該当する場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとし、

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約

の実行の請求の受付を取り消すことができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

#### < 信託契約の解約 >

第45条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

#### < 信託契約に関する監督官庁の命令 >

第46条 委託者は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定に従います。

#### < 委託者の登録取消等に伴う取扱い >

第47条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### < 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い >

第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### < 受託者の辞任および解任に伴う取扱い >

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第50条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### < 信託約款の変更等 >

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り）以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項

を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### < 反対者の買取請求権 >

第51条 第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第45条第2項または前条第2項に規定する書面に付記します。

#### < 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限 >

第52条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### < 公告 >

第53条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### < 質権口記載又は記録の受益権の取り扱い >

第54条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### < 信託約款に関する疑義の取扱い >

第55条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

#### < 附則 >

第1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第42条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 第24条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第24条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定め

た金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 21 年 1 月 30 日 （信託契約締結日）

委託者	D I A Mアセットマネジメント株式会社
受託者	みずほ信託銀行株式会社

## 外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

### 運用の基本方針

約款第 16 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

海外の株式を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

- 1) 主に海外の株式に投資を行い、MSCI コクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み)に連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 2) 株式への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 3) 組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。
- 4) 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。
- 5) 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。
- 6) 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

##### (3) 投資制限

- 1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において、原則として信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 3) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資は、原則として信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- 5) 有価証券先物取引等は約款第20条の範囲で行います。
- 6) スワップ取引は約款第21条の範囲で行います。
- 7) 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第22条の範囲で行います。

## 用語説明

・ 基準価額	投資信託に組み入れている株式や公社債などをすべて計算日の時価で評価し、債券の利息や株式の配当金などの収入を加えて資産総額を算出。そこから投資信託の運用に必要な経費等を差し引いて純資産総額を出し、さらに計算日の受益権口数で割ったものです。
・ 償還乗換優遇措置	投資信託の償還時に、その資金で他のファンドを購入する際、申込手数料が優遇される制度をいいます。
・ 信託報酬	投資信託の運営の中で販売会社、委託会社、受託会社が果たす役割・業務の報酬として、信託財産から差し引かれ、販売会社、委託会社、受託会社に支払われる報酬のことをいいます。
・ 信託約款	委託会社と受託会社の間で取り交わされた信託契約の具体的な内容を記した契約書のことです。委託会社と受託会社および受益者の権利、運用方針・投資制限などが規定されています。
・ 格付け	格付けとは、債券などの元本および利息が償還まで当初契約の定め通りに返済される確実性の程度を評価したものをいいます。信用度の高い格付けを持つ債券ほど、元本および利息が償還まで定め通りに返済される確実性が高く（信用リスクが低く）なります。
・ アナリスト	証券投資の分野において、高度の専門知識と分析技術を応用し、各種情報の分析と投資価値の評価を行い、投資助言や投資管理サービスを提供するプロフェッショナルのことをいいます。
・ コンプライアンス	法令やルールを遵守し、社会的規範に沿って行動することを指す言葉です。
・ デリバティブ （金融派生商品）	通常の金利、通貨、株式、債券等の金融商品取引から派生した商品で、先物、先渡し、オプション、スワップなどの取引をいいます。
・ ファミリーファンド	ファンドが特定のファンドに投資する形態の商品設計のものをさします。受益者が購入するファンドをベビーファンド、そのファンドが投資するファンドをマザーファンドといいます。実質的な運用はマザーファンドで行うことにより運用の効率化を図っています。
・ ファンドマネジャー （運用担当者）	投資信託の運用を行う担当者。複数のファンドマネジャーが一つのファンドの運用に携わる場合もあります。
・ ヘッジ	有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する取引のことをいいます。
・ ベンチマーク	運用目標となる指標であり、また運用成果を検証する際の基準となります。